

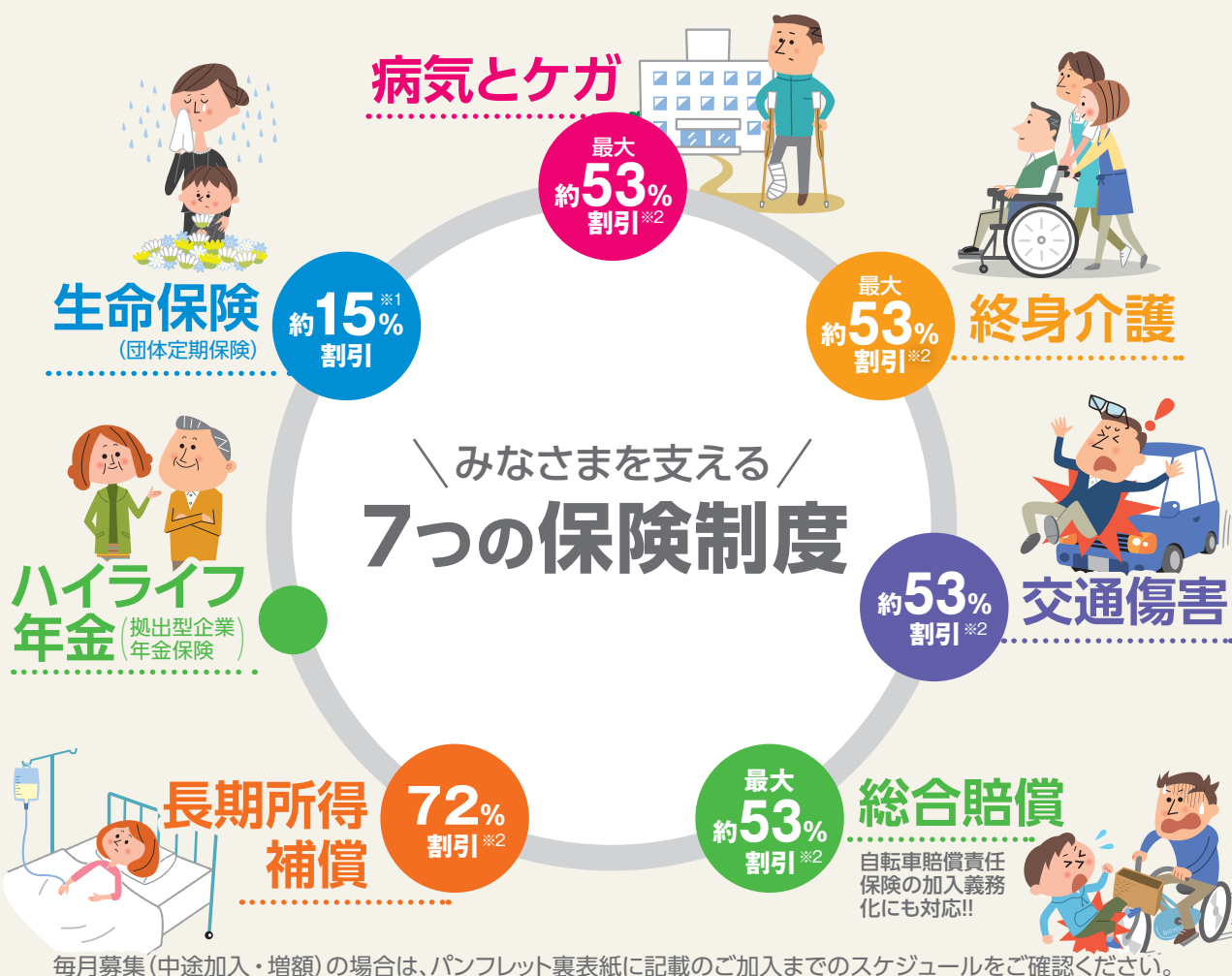
セブン&アイグループのみなさまへ

セブン&アイグループ福利厚生制度

令和5年度

ハイレライフプラン

加入のご案内(新規・内容変更)



ハイレライフのメリット!!



団体割引等で保険料がおトク!
1年に1度の配当金も!!(生命保険)

令和3年度配当還元率^(注1) 約17.3%
(保険期間:令和3年7月1日~令和4年6月30日)

ただし、上記は令和3年度の配当実績に基づくものであり、将来のお受取りをお約束するものではありません。

(注1) 団体定期保険(「病気とケガ」に含まれる死亡・高度障がい保障部分を含む)の制度全体の年間払込保険料に対する配当金の割合です。

ライフイベントに合わせて
自由な組み合わせが可能!!



1年ごとに
見直しが簡単な
手続きでできます^(注2)

(注2) ただし、健康状態等によっては新規加入・増額できない場合があります。



※1 当団体定期保険(「病気とケガ」に含まれる死亡・高度障がい保障部分を含む)の保険料には、加入者数(被保険者数)が所定の人数に達する等の所定の要件を満たすことによって適用される特別優良割引が適用されており、特別優良割引適用前の保険料と比較して約15%の割引が適用されています。
なお、特別優良割引は毎年見直しされ、所定の要件を満たさなくなった場合、割引率が低くなるかまたは割引はなくなります。

※2 令和5年7月1日~令和6年7月1日の契約に適用される割引です。団体割引・優良割引・大口契約割引は前年度ご加入いただいた被保険者の人数、保険料・支払保険金の実績に従って割増率が適用されます。



知れば納得 ハイライフプランの補

ご加入にあたって必要な保障(補償)がひと目でわかります。

保障(補償)の一覧表

区 分	万一のとき			病気やケガをし				
	死亡	高度障がい	後遺障害	入院	手術	通院	成人病(上乗せ)	女性疾病(上乗せ)
生命保険 11ページ								
病気とケガ [スタンダードプラン] 13ページ	● 病気・ケガ	● 病気・ケガ	● ケガのみ	● 病気・ケガ	● 病気・ケガ	● 病気・ケガ		
病気とケガ [ワイドプラン] 13ページ	● 病気・ケガ	● 病気・ケガ	● ケガのみ	● 病気・ケガ	● 病気・ケガ	● 病気・ケガ	● 病気のみ	
病気とケガ [レディースプラン] 13ページ	● 病気・ケガ	● 病気・ケガ	● ケガのみ	● 病気・ケガ	● 病気・ケガ	● 病気・ケガ		● 病気のみ
病気とケガ [天災オプション] 13ページ								
病気とケガ [がん診断保険金 オプション] 13ページ								
病気とケガ [三大疾病診断 保険金オプション] 13ページ								
終身介護 17ページ	● ケガのみ		● ケガのみ					
交通傷害 21ページ	● 交通事故による ケガのみ		● 交通事故による ケガのみ	● 交通事故による ケガのみ	● 交通事故による ケガのみ	● 交通事故による ケガのみ		
総合賠償 [Aセット] 22ページ	● ケガのみ		● ケガのみ					
総合賠償 [Bセット] 22ページ	● ケガのみ		● ケガのみ					
長期所得補償 23ページ								
ハイライフ年金 25ページ								

女性ならではの
病気を手厚く
補償します



記入例



知れば納得 おすすめプランのご紹介

組み合わせは自由!「生命保険」「病気とケガ」のみのお申込みもできます。

※以下のおすすめプランは一例です。

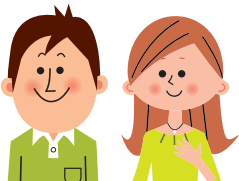


自分の人生に合わせて
最適な保険に入りたい

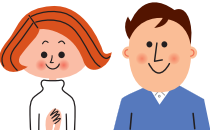
保険選びの
ワンポイントアドバイス

おすすめのプラン内容

ご本人さま



配偶者
さま



お子さま



ご両親



20代

入 社



保険加入は社会人としての責任

- ▶ 万一、他人に迷惑をかけたときに社会人としての責任を果たせるよう、保険の加入を検討しましょう。
- ▶ 生活習慣の変化・ストレスの増加などにより体調を崩したときへの備えを考え、健康なうちに「病気とケガ」に加入しましょう。

生命保険
(300万円)

病気とケガ
(ワイド5,000円+天災)

総合賠償
(Aセット)

ハイライフ年金
10,000円(月払10口)

30代

結 婚



大切な家族を守るために

- ▶ 結婚して扶養家族が増えたら、「生命保険」の保障額を増額しましょう。
- ▶ 配偶者さまもハイライフプランに加入できるので、独身時代にお互いが入っていた保険を確認し、保障(補償)内容を再検討しましょう。

生命保険
(1,000万円)

病気とケガ
(ワイド5,000円+天災)

総合賠償
(Aセット)

ハイライフ年金
10,000円(月払10口)

30代

こども



家族が増えたら
増やそう

- ▶ ご家族の生活費などをまかなえ額へ「生命保険」
- ▶ ご本人だけでなく車等の事故も考慮賠償事故への備

生命保険
(3,000万円)

総合賠償
(Aセット)

長期所得補償
(2口:10万円)



病気とケガ
(レディース5,000円)

生命保険
(200万円)

病気とケガ
(スタンダード5,000円)

年齢やライフプランが変われば、必要な保障(補償)額も大きく変わります。
 家族の増減や、生活環境が変化したときには加入している保険の内容をよく確認し、
 その時々ニーズに適した保険に加入しましょう。



	40代	50代	60代
誕生	住宅購入	こども独立	退職
 保障(補償)も やお子さまの教育 だけの死亡保障 を増額しましょう。 く、お子さまの自転 車、「総合賠償」にて えをしましょう。	責任が重い年代に十分な保障 (補償)を ▶自分が思っている以上に身体に変 化が生じる年代です。万一、働けな くなった後も、毎月住宅ローンや生 活費はかかります。「長期所得補償」 を手厚くしましょう。 ▶ご両親の将来の介護についても考 え始める必要があります。ご両親の 「終身介護」の加入を検討しましょう。	年齢を重ねた2人に必要な保 険を ▶これまで以上に、三大疾病をはじめ とした病気が心配な年齢となりま す。「三大疾病オプション」「がん診 断保険金オプション」で補償を充実 させましょう。	収入に合わせて保障(補償)を 見直そう ▶退職後は収入が減ることを考え、 現在の保障(補償)が自分達の生活 に合っているかどうかを確認しま しょう。 ▶病気とケガのリスクも高くなるの で、「病気とケガ」の保障(補償)を厚 くしましょう。
病気とケガ (ワイド5,000円) 三大疾病診断 保険金オプション ハイライフ年金 10,000円(月払10口)	生命保険 (3,000万円) 総合賠償 (Aセット) 長期所得補償 (4口:20万円) 病気とケガ (ワイド10,000円) 三大疾病診断 保険金オプション ハイライフ年金 10,000円(月払10口)	生命保険 (1,000万円) 総合賠償 (Bセット) 終身介護 ハイライフ年金 10,000円(月払10口) 病気とケガ (ワイド10,000円) がん診断保険金 オプション 三大疾病診断 保険金オプション	退職後も引き続きハイライフ プランにご加入いただくことが できます。 退職された方は 移行手続きをお 願いします。 ※詳細は10ページ をご覧ください。
+	+	+	
病気とケガ (レディース5,000円)	生命保険 (200万円) 病気とケガ (レディース5,000円)	生命保険 (200万円) 病気とケガ (レディース5,000円)	OB会
+	+	+	
交通傷害 (1口)	生命保険 (100万円) 交通傷害 (1口) 病気とケガ (スタンダード5,000円)		○ 継続できます 生命保険 病気とケガ 終身介護 交通傷害 総合賠償 ✕ 継続できません 長期所得補償 ハイライフ年金
	+	+	
	お父さま お母さま 終身介護 終身介護	お父さま お母さま 終身介護 終身介護	退職後継続制度
			○ 継続できます 病気とケガ 終身介護 交通傷害 総合賠償 ✕ 継続できません 生命保険 長期所得補償 ハイライフ年金



お悩み事から、 あなたにぴったりの保障(補償)を選びましょう!

こんなお悩みありませんか?	リスクに備えるポイント	この補償がおすすめ!	掲載ページ
☒ 自分が死亡した時の家族の生活費やこどもの教育費が心配	残されたご家族が安心して暮らせる資金を準備しましょう。	生命保険	11ページ
☒ 病気やケガをした時の入院費、治療費が心配	健康なうちに病気やケガに対して準備しておきましょう。	病気とケガ	13ページ
☒ 地震被害によるケガは補償されるのかな...	「病気とケガ」セットプランにご加入いただいても、地震・噴火・津波等の天災被害によるケガは補償されません。天災リスクに備えましょう。	天災オプション	13ページ
☒ 病気の中でもがんが不安	がんの治療は、入院の長期化や医療費が高額となるおそれがあります。急な出費、高額な治療費に備えましょう。	がん診断保険金オプション	13ページ
☒ 病気の中でも三大疾病が不安	高額となりがちな三大疾病の治療には、手厚い補償でカバーしましょう。	三大疾病診断保険金オプション	13ページ
☒ もし寝たきりになった場合、介護にかかる費用はどうしよう...	車いすの購入や自宅のバリアフリー化といった一時費用、介護サービス料などの月々の費用を準備しましょう。	終身介護	17ページ
☒ 交通事故によるケガが心配	思いがけない交通事故でのケガでの入院、手術に備えましょう。	交通傷害	21ページ
☒ 自分やこどもが他人にケガさせたり、店のものを壊したりしたら...	高額な損害賠償請求となるおそれがあります。日常生活のトラブルに備えましょう。	総合賠償	22ページ
☒ もし働けなくなり収入がなくなった場合、日々の生活費はどうしよう...	病気やケガで働けなくなった場合でも、毎月住宅ローンや生活費はかかります。治療に専念するためにも、所得補償を備えましょう。	長期所得補償	23ページ
☒ 老後の生活資金が心配	安定した収入がなくなる不安を解消し、ゆとりある将来に向けて、財産形成しましょう。	ハイライフ年金	25ページ

ハイライフプラン加入者の声

役立つ
保険

保険金支払実績

約4,500件
約5億1,800万円
(令和3年度実績・病気とケガ)

マイコプラズマ肺炎で入院

入院14日
140,000円のお支払

38度以上の熱があり、病院に行ったところ、マイコプラズマ肺炎と診断され14日間入院しました。
請求書の金額を見た時、また具合が悪くなりそうでしたが、保険金が支払われることを知ってとても安心しました。

病気とケガ
(ワイド10,000円)

保険金の支払いで
安心しました



乳がんで入院・手術

入院20日、入院中の手術1回
300,000円のお支払

健康診断で乳がんと診断され、手術で摘出することになりました。
手術や今後のことなど、精神的にも経済的にも不安でしたが、保険金が出て安心できました。

病気とケガ
(レディース 5,000円)

加入していて
助かりました!





おすすめの補償をご紹介します

三大疾病診断保険金

POINT

「三大疾病※」と診断され、所定の要件を充足したときに急な出費や高額な治療費に備えるための保険です。

※「がん(悪性新生物)・急性心筋梗塞・脳卒中」を指します。



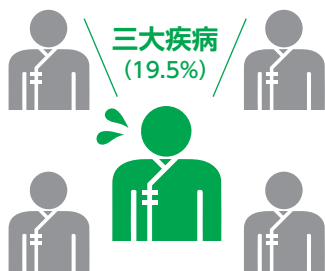
知っていますか? 「三大疾病」のリスク

「三大疾病」は日本人の死亡順位の上位を占めており、入院や治療を行う場合、入院の長期化や医療費が高額となるおそれがあります。



入院患者の
約5人に1人が
三大疾病!

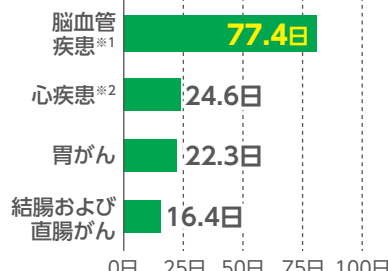
入院患者



出典:厚生労働省「令和2年患者調査」

脳血管疾患は
入院が長期化
することも!

平均入院期間



出典:厚生労働省「令和2年患者調査」

治療費がかなり高額になることも!

平均医療費(年間)

脳血管疾患※1	約105万円
心疾患※2	約68万円
がん(悪性新生物)	約114万円



出典:厚生労働省「令和2年患者調査」および「令和元年度国民医療費の概況」をもとに試算

※1※2 ハイライフプランでは脳血管疾患のうち、くも膜下出血・脳内出血・脳梗塞が、心疾患のうち急性心筋梗塞が補償の対象となります。

終身介護

POINT

介護状態となったときに、一生涯の介護補償をご提供する保険です。

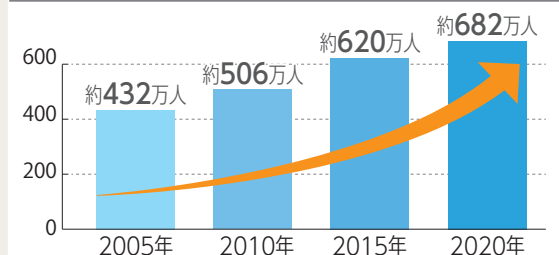


ご自身に介護問題は関係ないと思いませんか?

■実は、65才以上の約5人に1人が要介護(要支援)認定!

なかでも、日常生活に軽度の介護を要するとされる要介護2以上の認定を受けている方は、50%以上! 要介護(要支援)認定者数は年々増加しています。

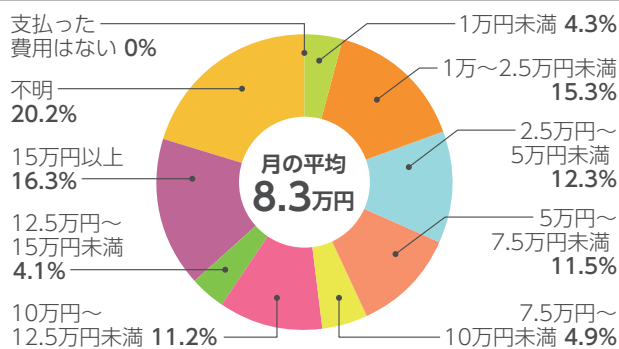
要介護(要支援)認定者数の推移



出典:厚生労働省「令和2年度 介護保険事業状況報告(年報)」より

■介護には年間99.6万円もの費用がかかります。

介護に要した費用(月額)※



出典:生命保険文化センター「令和3年度生命保険に関する全国実態調査」※公的介護保険サービスの自己負担費用を含む

制度概要

生命保険

病気とケガ

終身介護

交通傷害 総合賠償

長期所得補償

ハイライフ年金

保険金をお支払いする場合しない場合

取扱内容

重要事項のご説明

手続きのご案内

記入例



ハイレイフプランの特徴

POINT
1

ハイレイフプランは
セブン&アイグループ
会社所属だから加入できる!



POINT
2

保険料は
団体割引等が適用!

保険料には団体割引等が適用されています。

今までは必要最小限の保険だけを準備していた方も、ハイレイフプランのご利用でさらなる「安心」をプラスすることができます。

最大で約53%※も割引!
新入社員の僕にはありがたいね!

(※病気とケガ・終身介護・交通傷害・総合賠償の場合)



POINT
3

1年に1度の
配当金も!
(生命保険)

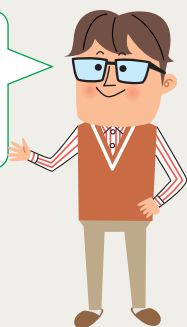
剰余金が生じた場合は配当金をお受取りになれます。※1

令和3年度配当還元率※2: 約17.3%※3

保険期間: 令和3年7月1日~令和4年6月30日

令和3年度は、死亡・高度障がい保険金額1,000万円にご加入の場合、年間払込保険料が31,200円で配当金は5,410円でした。※3

いったん保険料を払ったとしても、配当金に戻ってくるのは嬉しいね。



POINT
4

ライフイベントに
合わせて自由に
組み合わせが
できる!

ライフイベントに合わせて家族も幅広い保障(補償)をお手頃な保険料で受けることができます。



退職後はOB制度に移行できるので
退職しても安心

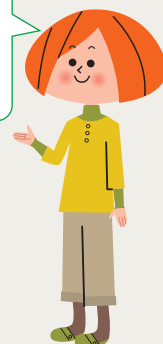


POINT
5

1年ごとに
見直しができる!※4

年齢やライフプランが変われば、必要な保障(補償)も変わるもの。その時々ニーズにあわせた保障(補償)内容と保障(補償)額に、1年に1回は見直しをしましょう。

保険に加入したままにならなくて安心だね!



上手に活用すれば、家計の節約に有効です!



※1 脱退され、保険期間の途中で保障終了となられた方は配当金をお受取りになれません。

※2 団体定期保険(「病気とケガ」に含まれる死亡・高度障がい保障部分を含む)の制度全体の年間払込保険料に対する配当金の割合です。

※3 令和3年度の配当実績に基づくものであり、将来のお受取りをお約束するものではありません。ハイレイフプランの割引の有無に関わらず、1年ごとに収支計算を行い、剰余金が生じた場合は、配当金をお受取りになれます。

※4 ただし、健康状態等によっては新規加入・増額できない場合があります。



お引受についてのご注意

制度概要

生命保険

病気とケガ

終身介護

交通傷害・総合賠償

長期所得補償

ハイライフ年金

保険金をお支払いする場合しない場合

取扱内容

重要事項のご説明

手続きのご案内

記入例

「病気とケガ・終身介護・交通傷害・総合賠償」

ハイライフプラン（病気とケガ・交通傷害・総合賠償）の割引率は、被保険者数と損害率（支払保険金÷保険料）で決定されますが、ここ数年で保険金お支払金額が増加した結果、損害率が悪化しており、割引率が低下する可能性があります。

そこで、セブン&アイグループ「ハイライフプラン」を、より魅力ある「福利厚生制度」とするために、独自の「お引受についてのご注意」を設けました。

※引受保険会社は次年度の本保険引受の審査のため、本保険契約における保険金請求情報を、株式会社セブン&アイ・ホールディングスおよびグループ事業会社各社に提供することがあります。

区分	内容	補足	引受ガイドライン
A	モラルリスク	・酒気帯び運転等の法令違反 ・事実を偽った不正な保険金請求が行われた場合 など	基本的に翌年度以降は、お引受けできません。
B	同一保険期間内で事故3回以上 または過去2年間で事故4回以上	・加入者単位	事故の発生状況や、保険金請求の内容によっては、引受をお断りすることまたは現状の加入口数の制限などを実施する場合があります。 ご加入条件についてお客さまのご希望に添えない場合がありますので、予めご了承ください。
C	その他、割引率維持の観点から右記事故に該当する場合	・通常の傷害事故に比して通院日数が非常に多いと判断される事故で、引受保険会社より個別に加入内容について見直すよう、申し入れが行われた場合 など	事故の発生状況や、保険金請求の内容によっては、引受をお断りすることまたは現状の加入口数の制限などを実施する場合があります。 ご加入条件についてお客さまのご希望に添えない場合がありますので、予めご了承ください。

（三井住友海上火災保険株式会社）



ハイレイフプラン 一斉募集のご案内



申込締切日

令和5年4月14日(金)まで



保険料の給与控除開始日

	役員・正社員	週契約時間30時間以上または20時間以上のパートナー社員
給与	7月25日支給の給与から	7月10日支給の給与から
賞与	夏期賞与分から	夏期賞与分から

※賞与からの控除は「ハイレイフ年金」賞与払(半年払)を選択いただいた方のみとなります。



お問い合わせ先および加入申込票提出先

- イトーヨーカドー：各店シスター・事務担当
- 上記以外：所属事業所の責任者

※【お問い合わせ内容】加入申込票提出に関するご照会等



生命保険の保険期間

令和5年7月1日から令和6年6月30日まで



病気とケガ・終身介護・交通傷害・総合賠償・長期所得補償の保険期間

令和5年7月1日午後4時から
令和6年7月1日午後4時まで



ハイレイフ年金の加入(増額)日

令和5年7月1日



ハイレイフプランに関わる各種お問い合わせ先

●セブン・フィナンシャルサービス

TEL 0120-938-820(平日9:00 ~ 17:30)

WEB <https://www.7fin.jp>

※【お問い合わせ内容】パンフレット記載内容や保障(補償)内容に関するご照会

(注) 中途加入に関しては上記内容と異なります。実際の保障(補償)が開始する時期については加入申込票をご確認ください。保険期間中の解約(脱退)は、原則受付けておりません(退職時等やむを得ない場合を除く)。春の一斉募集時にお手続きをお願いいたします(「ハイレイフ年金」を除く)。保険期間中のプラン変更は、原則プランの追加(増額)、被保険者の追加のみ受付けております(「生命保険」は、毎月加入は新規加入のみ。「ハイレイフ年金」は、毎月「中途払出(減額)」「払込中断」「脱退」「積立金額変更」が可能です。)。詳細はセブン・フィナンシャルサービス宛にご連絡ください。他保険から切替をご検討の方：生命保険・病気とケガ・終身介護・長期所得補償へのご加入には健康状況の告知が必要です。「加入申込票」を提出いただいた方も告知によっては保険会社が保障(補償)を引受けできない場合がございます。加入内容・加入できた旨をご確認のうえ他保険の手続きをされることをおすすめいたします。



加入対象者

※健康なうちにご加入をご検討ください。



	お申込みできる方および加入できる方(被保険者になれる方)			加入できる家族の範囲			
	役員・正社員	週契約時間30時間以上のパートナー社員	週契約時間20時間以上のパートナー社員	本人	配偶者	子ども	両親・兄弟姉妹
●生命保険 (団体定期保険)	○	○	×	○	○	○	×
	(配偶者・子どものみの加入はできません)						
●病気とケガ	○	○	○	○	○	○	○
	(それぞれの方が個別に加入できます)						
●終身介護	○	○	○	○	○	○	○
	(それぞれの方が個別に加入できます)						
●交通傷害	○	○	○	○	○	○	○
	(それぞれの方が個別に加入できます)						
●総合賠償	○	○	○	○	×	×	×
●長期所得補償	○	○	×	○	×	×	×
●ハイレイフ年金 (拠出型企業年金保険)	○	○	×	○	×	×	×
●ガン保険	○	○	○	同封のパンフレットをご確認ください ※左記商品は、株式会社セブン・フィナンシャルサービスでお取り扱いしております。			
●自動車保険	○	○	○				
●火災保険	○	○	○				

※上記社員区分は標準的な区分となり、各社ごとに異なる場合がありますので、詳細は各社人事部門までご確認ください。

※内縁関係の方について：被保険者の範囲に配偶者を含む場合、内縁関係にある方は配偶者に含まれます(「生命保険」を除く)。ただし、内縁関係にある方は法定相続人に含まれないため、死亡に関する保険金の受取人となることはできません。詳細はセブン・フィナンシャルサービスのホームページの「よくあるご質問」をご確認ください。

※LGBTQの方について：戸籍上の性別で加入手続きをお願いいたします。保険期間中で戸籍上の性別が変わった場合は、個別にセブン・フィナンシャルサービス宛にご連絡ください。



ご退職後の手続きについて



退職後も、ハイレイフプランに継続加入できます!!



健康状況の再告知なしの簡単なお手続きで継続できます!

現在ご契約中の内容でご継続できます!

ご退職時点の契約内容でご継続いただけます。(契約内容の変更は、次年度以降、年1回の更新時からとなります。)

❗ご注意 原則、退職日当日までにご継続のお手続きがない場合、自動脱退となります。



退職後のハイレイフプラン制度について

退職後、OB会に加入される場合

▶ **ハイレイフプランOB会制度**でご継続!

退職後、OB会に加入されない場合

▶ **ハイレイフプラン退職後継続制度**でご継続!

※OB会とはファミリー会、ヨークベニマル鳩侑会、IYプレミアムメンバーズを指します。

最大53%割引

お勤め時と同じ
保険料率適用!

最大37%割引



ハイレイフプランの割引は、こんなにおトクです!

※62才男性が「病気とケガ」スタンダード1万円プランに加入する場合の月払保険料

OB会制度の場合	月払保険料 5,240円	割引適用で 5,160円 お得!
退職後継続制度の場合	月払保険料 6,990円	割引適用で 3,410円 お得!
割引が適用されない場合	月払保険料 10,400円	



継続可能な補償(保障)

OB会(ファミリー会・ヨークベニマル鳩侑会・IYプレミアムメンバーズ)									
在職中の社員区分			病気とケガ (満74才まで)	終身介護 (満89才まで)	交通傷害	総合賠償	長期所得補償	ハイレイフ 年金※1	生命保険 (70才6か月まで)
対象となる社員区分	社員区分①	役員・正社員	 継続できます				 継続できません	 継続 できます	
		週契約時間 30時間以上の パートナー社員							
	社員区分②	週契約時間 20時間以上の パートナー社員					募集対象外		
退職後継続制度									
在職中の社員区分			病気とケガ (満74才まで)	終身介護 (満89才まで)	交通傷害	総合賠償	長期所得補償	ハイレイフ 年金※1	生命保険 (70才6か月まで)
対象となる社員区分	社員区分①	役員・正社員	 継続できます				 継続できません	 継続 できません※2	
		週契約時間 30時間以上の パートナー社員							
	社員区分②	週契約時間 20時間以上の パートナー社員					募集対象外		

※1 ハイレイフ年金ご加入の方は給付金請求(脱退一時金・年金受取)によるお手続きが必要です。

※2 退職等の事由により脱退される場合、2年を超えて継続して被保険者であった方は、所定の条件のもと新たな告知や診査等を省略して個人保険に加入できます。詳細は当パンフレットに記載の団体窓口までお問合せください。

制度概要

生命保険

病気とケガ

終身介護

交通傷害 総合賠償

長期所得補償

ハイレイフ年金

保険金をお支払いする場合

取扱内容

重要事項のご説明

手続きのご案内

記入例



生命保険

[団体定期保険]

万一の際の保障は万全ですか？

セブン&アイグループ社員の
相互扶助にもとづくグループ独自の制度です。

意向確認書 ご自身のニーズ(ご意向)に合致した商品内容であるか、お申込み前に必ずご確認ください。

この保険は、以下のニーズをお持ちの方に適した保険期間1年の商品です。原則として、加入資格を満たすかぎり、更新により一定期間継続して加入いただくことができます。

◎死亡保障・高度障がい保障

当パンフレット(「契約概要」・「注意喚起情報」を含みます。)により、この商品がご自身のニーズに合致しているかご確認ください。

✓ チェック欄

☐ 保障内容はニーズに合致していますか。

☐ ご自身が選択された保障額・保険料、および、その他の商品内容はニーズに合致していますか。

46ページ～47ページに記載の「契約概要」と「注意喚起情報」には、それぞれご加入の内容等に関する重要な事項のうち、特に確認いただきたい事項と特に注意いただきたい事項が記載されています。また、48ページに記載の「健康状況告知書ご記入のご案内」には、ご加入・増額のお申込みの際に必要な被保険者告知に関する重要な事項が記載されています。お申込みにあたっては、当パンフレットとあわせてご確認ください。なお、ご加入者(被保険者)は、当パンフレット(「契約概要」・「注意喚起情報」等を含みます。)をお読みいただいた後も大切に保管してください。

死亡や所定の高度障がい状態となられたときに保険金が支払われます。



死亡された場合



所定の高度障がい状態になられた場合

5つの特徴



団体保険としての 割引が適用された保険料

セブン&アイグループの団体契約として
特別優良割引が適用されています。



配当金を還元

1年ごとに収支計算を行い、剰余金が生じた場合は、配当金をお受取りになれます。
(給与にてお支払いします。)

配当金のお受取りがある場合、実質負担額(年間払込保険料から配当金を控除した金額)が軽減されます。

脱退され、保険期間の途中で保障終了となられた方は配当金をお受取りになれません。

令和3年度配当還元率(*)：約17.3%(保険期間：令和3年7月1日～令和4年6月30日)

ただし、上記は令和3年度の配当実績に基づくものであり、将来のお受取りをお約束するものではありません。

(*) 団体定期保険(「病気とケガ」に含まれる死亡・高度障がい保障部分を含む)の制度全体の年間払込保険料に対する配当金の割合です。



1年ごとに見直し可能

1年更新の保険ですので、ライフイベントの変化に合わせ、毎年保障額の見直しができます。

※ただし、増額の場合は改めて健康状態等の告知が必要となり、告知内容によっては増額できない場合があります。



医師の診査ではなく、 健康状態等の 告知により お申込みができます。

告知に関しては、48ページの「健康状況告知書ご記入のご案内」をご覧ください。



保険金の年金受取りも可能

保険金額が1,000万円以上の場合、保険金請求の際、受取人の希望により、保険金の全部または一部を年金基金として設定し、年金として受取ることを選択いただくことができます。

※ごどもを被保険者とする保険金は対象外です。

※年金基金として設定する保険金が少額の場合、保険金を年金として受取ることを選択いただくことができません。

約15%
割引!!
表紙※1参照



42ページ～44ページの「取扱内容[生命保険(団体定期保険)]」、45ページの「その他取扱[生命保険(団体定期保険)・ハイレイフ年金(拠出型企業年金保険)共通]」もあわせてご確認ください。

¥

保障額と保険料

●《本人・配偶者》の保険料は概算保険料です。

正規保険料は申込締切後に算出し、更新日(今回は令和5年7月1日)から適用します。なお、下表の保険料は、加入者数(被保険者数)が所定の人数に達した場合に適用される特別優良割引が適用されています。万一、加入者数(被保険者数)が所定の人数を下回った場合には、割引適用解除となり、保険料が高くなります。また、保険料は、毎年更新日に再計算し適用します。

《こども》の保険料は1人あたりの確定保険料です。

役員・正社員						週契約時間30時間以上のパートナー社員					
本人		配偶者		こども(1人あたり)		本人		配偶者		こども(1人あたり)	
死亡 保険金額 (高度障がい 保険金額)	月払 保険料 (概算)	死亡 保険金額 (高度障がい 保険金額)	月払 保険料 (概算)	死亡 保険金額 (高度障がい 保険金額)	月払 保険料 (確定)	死亡 保険金額 (高度障がい 保険金額)	月払 保険料 (概算)	死亡 保険金額 (高度障がい 保険金額)	月払 保険料 (概算)	死亡 保険金額 (高度障がい 保険金額)	月払 保険料 (確定)
5,000万円	14,000円	1,000万円	2,800円	300万円	210円	5,000万円	14,000円	1,000万円	2,800円	300万円	210円
4,000万円	11,200円	900万円	2,520円	200万円	140円	4,000万円	11,200円	900万円	2,520円	200万円	140円
3,000万円	8,400円	800万円	2,240円	100万円	70円	3,000万円	8,400円	800万円	2,240円	100万円	70円
2,500万円	7,000円	700万円	1,960円			2,500万円	7,000円	700万円	1,960円		
2,000万円	5,600円	600万円	1,680円			2,000万円	5,600円	600万円	1,680円		
1,500万円	4,200円	500万円	1,400円			1,500万円	4,200円	500万円	1,400円		
1,000万円	2,800円	400万円	1,120円			1,000万円	2,800円	400万円	1,120円		
700万円	1,960円	300万円	840円			700万円	1,960円	300万円	840円		
500万円	1,400円	200万円	560円			500万円	1,400円	200万円	560円		
300万円	840円	100万円	280円			300万円	840円	100万円	280円		
200万円	560円					200万円	560円				
100万円	280円					100万円	280円				

●在職者の保険料は毎月の給与から控除します。(第1回目は7月給与から)

なお、2カ月連続して給与控除ができなかった場合は、自動的に脱退扱いとなります。(給与控除ができなかった月の前月末日をもって保障終了となります。)

●記載の保険料は、確定保険料を含め、令和4年12月5日(計算基準日)現在のものであり、保険料率等が改定される場合には、変動することがあります。

【保険金額の上限について】

年齢65歳6カ月超の方は、右記のとおり保険金額に一定の制限があります。(※)

令和5年 7月1日時点の年齢	役員・正社員		週契約時間30時間以上の パートナー社員	
	本人	配偶者	本人	配偶者
年齢65歳6カ月以下	5,000万円	1,000万円	5,000万円	1,000万円
年齢65歳6カ月超 70歳6カ月以下	2,500万円	500万円	2,500万円	500万円

(※)上限を超える方で「加入申込票」のご提出がない場合は、上記のとおり更新日付で自動的に減額となります。

お申込みできる方および加入できる方(被保険者になれる方)※

役員・正社員	週契約時間 30時間以上の パートナー社員	週契約時間 20時間以上の パートナー社員

○は対象、×は対象外です。

※令和5年7月1日現在の満年齢が次に該当される方。

《本人》年齢14歳6カ月超60歳6カ月以下の方。

《配偶者》年齢18歳以上60歳6カ月以下の方。

※民法改正の経過措置により、令和4年4月1日時点で年齢満16歳以上の女性の方は、上記の年齢に満たない場合でも加入いただけます。

《こども》本人の扶養することども(※)で年齢2歳6カ月超22歳6カ月以下の方。

ただし、加入資格のあるこどもが2名以上いる場合は、全員ご加入ください。この場合、保障額は同一となります。

(※)健康保険法に定める被扶養者の範囲のうちにに関する規定を準用します。

●上記および42ページに記載の「加入資格」、「加入申込票」に記載の内容を十分ご確認ください。

加入できる家族(被保険者になれる方)※

本人	配偶者・こども	両親・兄弟

(配偶者・こどものみで加入することはできません)

制度概要

生命保険

病気とケガ

終身介護

交通傷害 総合賠償

長期所得補償

ハイレイフ年金

保険金をお支払いする場合

取扱内容

重要事項のご説明

手続きのご案内

記入例



病気とケガ

団体総合生活補償保険 (MS&AD型)
(団体定期保険 (生命保険部分))

病気やケガで入院したとき等に
保険金をお支払いする保険です。

いずれか1つのコースと4つのオプションを組み合わせることで加入いただけます。

※レディースプランへのご加入は女性に限ります。

※基本補償にご加入の方は55ページをご覧ください。

スタンダードプラン



セットプランの保障(補償)内容			このようなときに保障(補償)されます	10,000円コース	5,000円コース	
ケガ	入院	初日から補償	ケガで入院したとき	1,095日以内 180日限度	1日につき 10,000円	1日につき 5,000円
	手術		ケガで手術を受けたとき		入院中の手術 10万円 入院中以外の手術 5万円	入院中の手術 5万円 入院中以外の手術 2.5万円
	通院	初日から補償	ケガで通院したとき	180日以内 90日限度	1日につき 6,000円	1日につき 3,000円
	死亡・後遺障害 ^(注1)		ケガで死亡または 後遺障害が残ったとき		最高 1,000万円	最高 500万円
病気	入院	初日から補償	病気で入院したとき	1,095日以内 180日限度	1日につき 10,000円	1日につき 5,000円
	手術		病気で手術を受けたとき		入院中の手術 10万円 入院中以外の手術 5万円	入院中の手術 5万円 入院中以外の手術 2.5万円
	放射線治療		病気で放射線治療を受けたとき		10万円	5万円
	退院後通院	初日から補償	退院後にその病気で 通院したとき	180日以内 30日限度	1日につき 6,000円	1日につき 3,000円
	成人病 (※1)スタンダードプラン・レディース プランの場合は上乗せなしの補 償内容となります。		特約記載の成人病(がん、糖尿病、心 疾患、高血圧性疾患、脳血管疾患)を 発病したとき		(※1)	(※1)
	女性疾病 (※2)スタンダードプラン・ワイドプラン の場合は上乗せなしの補償内 容となります。		特約記載の女性特定疾病を発病した とき		(※2)	(※2)
病気・ケガ	先進医療		病気・ケガで 国内で先進医療を受けたとき		1,000万円限度	1,000万円限度
	死亡・高度障がい ※加入対象は役員・正社員、週契約時 間30時間以上のパートナー社員本 人のみ		死亡または病気・ケガで所定の 高度障がい状態になられたとき		200万円	100万円

オプション	天災オプション	地震もしくは噴火またはこれらを原因 とする津波によるケガ(入院・手術・通 院・死亡・後遺障害・先進医療)も補償	
	がん診断保険金オプション	特約記載のがんと診断され治療を開始 したとき	
	三大疾病診断保険金オプション	特約記載の三大疾病と診断され、治療 を開始し、所定の要件を充足したとき	
	介護一時金オプション	特約記載の要介護状態が180日を 超えて継続した場合	※新規でのご加入はできません。 昨年までご加入されていた方は引き続きご継続いただけます。

(注1) 傷害後遺障害保険金は、後遺障害の程度に応じて、傷害死亡・後遺障害保険金額の4%～100%をお支払いします。

【現在ご加入の方へ】

保険金額の増額、疾病を補償する特約(がん診断保険金オプション、三大疾病診断保険金オプション)を追加される場合は健康状況の告知が必要となります。その際告知された特定の疾病・病状群については「病気とケガ」すべての補償対象外となりますので、告知する疾病がある方は同プランでのご継続をおすすめします。

最大 約53%※ 割引!!	お申込みできる方および加入できる方(被保険者になれる方) <table> <tr> <th colspan="2">社員区分①</th><th>社員区分②</th></tr> <tr> <td>役員・正社員</td><td>週契約時間 30時間以上の パートナー社員</td><td>週契約時間 20時間以上の パートナー社員</td></tr> </table>	社員区分①		社員区分②	役員・正社員	週契約時間 30時間以上の パートナー社員	週契約時間 20時間以上の パートナー社員	加入できる家族(被保険者になれる方) <table> <tr> <td>本人</td><td>配偶者・子ども</td><td>両親・兄弟姉妹</td></tr> </table>	本人	配偶者・子ども	両親・兄弟姉妹
社員区分①		社員区分②									
役員・正社員	週契約時間 30時間以上の パートナー社員	週契約時間 20時間以上の パートナー社員									
本人	配偶者・子ども	両親・兄弟姉妹									

※団体割引30%、優良割引25%、大口契約割引10%適用

加入対象年齢 令和5年7月1日現在生後15日以上満74才以下の方
(それぞれの方が個別に加入できます。)

ワイドプラン 			レディースプラン 	
10,000円コース	5,000円コース	2,500円コース	10,000円コース	5,000円コース
1日につき 10,000円	1日につき 5,000円	1日につき 2,500円	1日につき 10,000円	1日につき 5,000円
入院中の手術 10万円 入院中以外の手術 5万円	入院中の手術 5万円 入院中以外の手術 2.5万円	入院中の手術 2.5万円 入院中以外の手術 1.25万円	入院中の手術 10万円 入院中以外の手術 5万円	入院中の手術 5万円 入院中以外の手術 2.5万円
1日につき 6,000円	1日につき 3,000円	1日につき 1,500円	1日につき 6,000円	1日につき 3,000円
最高 1,000万円	最高 500万円	最高 250万円	最高 1,000万円	最高 500万円
1日につき 10,000円	1日につき 5,000円	1日につき 2,500円	1日につき 10,000円	1日につき 5,000円
入院中の手術 10万円 入院中以外の手術 5万円	入院中の手術 5万円 入院中以外の手術 2.5万円	入院中の手術 2.5万円 入院中以外の手術 1.25万円	入院中の手術 10万円 入院中以外の手術 5万円	入院中の手術 5万円 入院中以外の手術 2.5万円
10万円	5万円	2.5万円	10万円	5万円
1日につき 6,000円	1日につき 3,000円	1日につき 1,500円	1日につき 6,000円	1日につき 3,000円
入院日額+10,000円上乗せ 入院中の手術+10万円上乗せ 入院中以外の手術+5万円上乗せ 放射線治療+10万円上乗せ 通院日額+6,000円上乗せ	入院日額+5,000円上乗せ 入院中の手術+5万円上乗せ 入院中以外の手術+2.5万円上乗せ 放射線治療+5万円上乗せ 通院日額+3,000円上乗せ	入院日額+2,500円上乗せ 入院中の手術+2.5万円上乗せ 入院中以外の手術+1.25万円上乗せ 放射線治療+2.5万円上乗せ 通院日額+1,500円上乗せ	(※1)	(※1)
(※2)	(※2)	(※2)	入院日額+10,000円上乗せ 入院中の手術+10万円上乗せ 入院中以外の手術+5万円上乗せ 放射線治療+10万円上乗せ 通院日額+6,000円上乗せ	入院日額+5,000円上乗せ 入院中の手術+5万円上乗せ 入院中以外の手術+2.5万円上乗せ 放射線治療+5万円上乗せ 通院日額+3,000円上乗せ
1,000万円限度	1,000万円限度	1,000万円限度	1,000万円限度	1,000万円限度
200万円	100万円	100万円	200万円	100万円

どのプランにもセットできます

保険金額100万円 または 50万円(どのプランにもセットできます)

保険金額100万円 または 50万円(どのプランにもセットできます)

保険金額300万円(どのプランにもセットできます)

〔介護のため一時的に必要となる費用(介護用品・住宅リ
フォーム費用等)に充当することを目的とした特約です。〕

【健康状況告知について】

新規加入・保険金額の増額、疾病を補償する特約(がん診断保険金オプション、三大疾病診断保険金オプション)を追加される際には健康状況の告知が必要です。詳しくは「加入申込票」の裏面をご覧ください。

制度概要

生命保険

病気とケガ

終身介護

交通傷害 総合賠償

長期所得補償

ハイレイフ年金

保険金をお支払いする
場合しない場合

取扱内容

重要事項のご説明

手続きのご案内

記入例



病気とケガ

団体総合生活補償保険 (MS&AD型)
(団体定期保険 (生命保険部分))

病気やケガで入院したとき等に
保険金をお支払いする保険です。

いずれか1つのコースと4つのオプションを組み合わせることで加入いただきます。

※レディースプランへのご加入は女性に限りま。

※基本補償にご加入の方は55ページをご覧ください。

セットプランの 月払保険料		スタンダードプラン		ワイドプラン		
		10,000円コース	5,000円コース	10,000円コース	5,000円コース	2,500円コース
月払保険料表	生後15日～4才	2,620円	1,320円	2,690円	1,370円	710円
	5～9才	2,450円	1,240円	2,510円	1,270円	670円
	10～14才	2,200円	1,120円	2,220円	1,130円	600円
	15～19才	2,210円	1,120円	2,230円	1,130円	600円
	20～24才	2,350円	1,190円	2,380円	1,200円	640円
	25～29才	2,550円	1,280円	2,600円	1,320円	690円
	30～34才	2,720円	1,380円	2,820円	1,430円	740円
	35～39才	2,770円	1,400円	2,930円	1,480円	770円
	40～44才	2,810円	1,420円	3,030円	1,530円	790円
	45～49才	3,080円	1,550円	3,450円	1,740円	900円
	50～54才	3,520円	1,770円	4,160円	2,090円	1,080円
	55～59才	4,160円	2,100円	5,180円	2,600円	1,340円
	60～64才	5,240円	2,640円	6,810円	3,430円	1,740円
	65～69才	7,150円	3,590円	9,620円	4,820円	2,440円
	70～74才	9,900円	4,960円	13,700円	6,860円	3,460円

+ プラス	天災オプション (生後15日～ 満74才全年令共通)		220円	110円	220円	110円	50円

※社員区分①：役員・正社員、週契約時間30時間以上のパートナー社員

※社員区分①の方には死亡・高度障がい保障として、団体定期保険 (生命保険) が100万円 (10,000円コースは200万円) 付保されますので団体定期保険の告知が必要です。ただし、告知内容により、付保されない場合もあります。

※社員区分②の方には、死亡・高度障がい保障 (団体定期保険) は付保されません。

【現在ご加入の方へ】

保険金額の増額、疾病を補償する特約 (がん診断保険金オプション、三大疾病診断保険金オプション) を追加される場合は健康状況の告知が必要となります。その際告知された特定の疾病・病状群については「病気とケガ」すべての補償対象外となりますので、告知する疾病がある方は同プランでのご継続をおすすめします。

【健康状況告知について】

新規加入・保険金額の増額、疾病を補償する特約 (がん診断保険金オプション、三大疾病診断保険金オプション) を追加される際には健康状況の告知が必要です。詳しくは「加入申込票」の裏面をご覧ください。

支 払 事 例



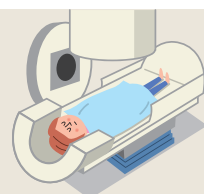
高額となりがちながん治療も手厚い補償でカバーできます。医療費のことは気にせず、安心して治療に専念できます。

がんの治療にしっかりと専念できます！

がんと診断され、30日間の入院中に手術を受けた後、先進医療を受けたケース

ワイドプラン 10,000円コースに加入の場合

- ・疾病入院保険金 20,000円×30日=600,000円
- ・疾病手術保険金 200,000円
- ・先進医療費用保険金 (実費) 1,000万円限度



合計 800,000円
+ 先進医療費用

最大 約53% 割引!! ※団体割引30%、優良割引25%、大口契約割引10%適用		お申込みできる方および加入できる方(被保険者になれる方) <table><tr><th colspan="2">社員区分①</th><th>社員区分②</th></tr><tr><td>役員・正社員</td><td>週契約時間 30時間以上の パートナー社員</td><td>週契約時間 20時間以上の パートナー社員</td></tr></table>		社員区分①		社員区分②	役員・正社員	週契約時間 30時間以上の パートナー社員	週契約時間 20時間以上の パートナー社員	加入できる家族(被保険者になれる方) <table><tr><td>本人</td><td>配偶者・子ども</td><td>両親・兄弟姉妹</td></tr></table>		本人	配偶者・子ども	両親・兄弟姉妹	制度概要																																																																																																									
社員区分①		社員区分②																																																																																																																						
役員・正社員	週契約時間 30時間以上の パートナー社員	週契約時間 20時間以上の パートナー社員																																																																																																																						
本人	配偶者・子ども	両親・兄弟姉妹																																																																																																																						
		加入対象年齢 令和5年7月1日現在生後15日以上満74才以下の方 (それぞれの方が個別に加入できます。) ※新規でのご加入はできません。昨年までご加入されていた方は引き続きご継続いただけます。		生命保険																																																																																																																				
レディースプラン <table><tr><th>10,000円コース</th><th>5,000円コース</th></tr><tr><td>2,740円</td><td>1,390円</td></tr><tr><td>2,550円</td><td>1,290円</td></tr><tr><td>2,250円</td><td>1,140円</td></tr><tr><td>2,270円</td><td>1,150円</td></tr><tr><td>2,460円</td><td>1,250円</td></tr><tr><td>2,790円</td><td>1,410円</td></tr><tr><td>3,100円</td><td>1,560円</td></tr><tr><td>3,190円</td><td>1,610円</td></tr><tr><td>3,220円</td><td>1,630円</td></tr><tr><td>3,580円</td><td>1,810円</td></tr><tr><td>4,160円</td><td>2,100円</td></tr><tr><td>5,060円</td><td>2,550円</td></tr><tr><td>6,580円</td><td>3,300円</td></tr><tr><td>9,180円</td><td>4,600円</td></tr><tr><td>12,950円</td><td>6,490円</td></tr><tr><td>220円</td><td>110円</td></tr></table>		10,000円コース	5,000円コース	2,740円	1,390円	2,550円	1,290円	2,250円	1,140円	2,270円	1,150円	2,460円	1,250円	2,790円	1,410円	3,100円	1,560円	3,190円	1,610円	3,220円	1,630円	3,580円	1,810円	4,160円	2,100円	5,060円	2,550円	6,580円	3,300円	9,180円	4,600円	12,950円	6,490円	220円	110円	がん診断保険金 オプション <table><tr><th>がん診断保険金 100万円の場合</th><th>がん診断保険金 50万円の場合</th></tr><tr><td>20円</td><td>10円</td></tr><tr><td>20円</td><td>10円</td></tr><tr><td>20円</td><td>10円</td></tr><tr><td>20円</td><td>10円</td></tr><tr><td>20円</td><td>10円</td></tr><tr><td>80円</td><td>40円</td></tr><tr><td>140円</td><td>70円</td></tr><tr><td>230円</td><td>110円</td></tr><tr><td>350円</td><td>180円</td></tr><tr><td>530円</td><td>260円</td></tr><tr><td>650円</td><td>330円</td></tr><tr><td>1,040円</td><td>520円</td></tr><tr><td>2,010円</td><td>1,000円</td></tr><tr><td>2,700円</td><td>1,350円</td></tr><tr><td>3,460円</td><td>1,730円</td></tr></table>		がん診断保険金 100万円の場合	がん診断保険金 50万円の場合	20円	10円	20円	10円	20円	10円	20円	10円	20円	10円	80円	40円	140円	70円	230円	110円	350円	180円	530円	260円	650円	330円	1,040円	520円	2,010円	1,000円	2,700円	1,350円	3,460円	1,730円	三大疾病診断保険金 オプション <table><tr><th>三大疾病診断保険金 100万円の場合</th><th>三大疾病診断保険金 50万円の場合</th></tr><tr><td>40円</td><td>20円</td></tr><tr><td>40円</td><td>20円</td></tr><tr><td>40円</td><td>20円</td></tr><tr><td>40円</td><td>20円</td></tr><tr><td>50円</td><td>20円</td></tr><tr><td>130円</td><td>60円</td></tr><tr><td>230円</td><td>120円</td></tr><tr><td>360円</td><td>180円</td></tr><tr><td>530円</td><td>270円</td></tr><tr><td>790円</td><td>390円</td></tr><tr><td>970円</td><td>490円</td></tr><tr><td>1,540円</td><td>770円</td></tr><tr><td>2,940円</td><td>1,470円</td></tr><tr><td>3,920円</td><td>1,960円</td></tr><tr><td>5,010円</td><td>2,500円</td></tr></table>		三大疾病診断保険金 100万円の場合	三大疾病診断保険金 50万円の場合	40円	20円	40円	20円	40円	20円	40円	20円	50円	20円	130円	60円	230円	120円	360円	180円	530円	270円	790円	390円	970円	490円	1,540円	770円	2,940円	1,470円	3,920円	1,960円	5,010円	2,500円	介護一時金 オプション <table><tr><td>10円</td></tr><tr><td>10円</td></tr><tr><td>10円</td></tr><tr><td>10円</td></tr><tr><td>10円</td></tr><tr><td>10円</td></tr><tr><td>10円</td></tr><tr><td>10円</td></tr><tr><td>10円</td></tr><tr><td>30円</td></tr><tr><td>60円</td></tr><tr><td>140円</td></tr><tr><td>290円</td></tr><tr><td>660円</td></tr><tr><td>1,450円</td></tr></table>	10円	10円	10円	10円	10円	10円	10円	10円	10円	30円	60円	140円	290円	660円	1,450円	病気とケガ
10,000円コース	5,000円コース																																																																																																																							
2,740円	1,390円																																																																																																																							
2,550円	1,290円																																																																																																																							
2,250円	1,140円																																																																																																																							
2,270円	1,150円																																																																																																																							
2,460円	1,250円																																																																																																																							
2,790円	1,410円																																																																																																																							
3,100円	1,560円																																																																																																																							
3,190円	1,610円																																																																																																																							
3,220円	1,630円																																																																																																																							
3,580円	1,810円																																																																																																																							
4,160円	2,100円																																																																																																																							
5,060円	2,550円																																																																																																																							
6,580円	3,300円																																																																																																																							
9,180円	4,600円																																																																																																																							
12,950円	6,490円																																																																																																																							
220円	110円																																																																																																																							
がん診断保険金 100万円の場合	がん診断保険金 50万円の場合																																																																																																																							
20円	10円																																																																																																																							
20円	10円																																																																																																																							
20円	10円																																																																																																																							
20円	10円																																																																																																																							
20円	10円																																																																																																																							
80円	40円																																																																																																																							
140円	70円																																																																																																																							
230円	110円																																																																																																																							
350円	180円																																																																																																																							
530円	260円																																																																																																																							
650円	330円																																																																																																																							
1,040円	520円																																																																																																																							
2,010円	1,000円																																																																																																																							
2,700円	1,350円																																																																																																																							
3,460円	1,730円																																																																																																																							
三大疾病診断保険金 100万円の場合	三大疾病診断保険金 50万円の場合																																																																																																																							
40円	20円																																																																																																																							
40円	20円																																																																																																																							
40円	20円																																																																																																																							
40円	20円																																																																																																																							
50円	20円																																																																																																																							
130円	60円																																																																																																																							
230円	120円																																																																																																																							
360円	180円																																																																																																																							
530円	270円																																																																																																																							
790円	390円																																																																																																																							
970円	490円																																																																																																																							
1,540円	770円																																																																																																																							
2,940円	1,470円																																																																																																																							
3,920円	1,960円																																																																																																																							
5,010円	2,500円																																																																																																																							
10円																																																																																																																								
10円																																																																																																																								
10円																																																																																																																								
10円																																																																																																																								
10円																																																																																																																								
10円																																																																																																																								
10円																																																																																																																								
10円																																																																																																																								
10円																																																																																																																								
30円																																																																																																																								
60円																																																																																																																								
140円																																																																																																																								
290円																																																																																																																								
660円																																																																																																																								
1,450円																																																																																																																								
				終身介護																																																																																																																				
				交通傷害・総合賠償																																																																																																																				
				長期所得補償																																																																																																																				
				ハイライフ年金																																																																																																																				
				保険金をお支払いする場合しない場合																																																																																																																				
※役員・正社員、週契約時間30時間以上のパートナー社員の方については上記保険料に加え、団体定期保険の月払保険料として、右記の月払保険料が追加となります。なお、右記追加月払保険料は概算であり、正規保険料は申込締切後に算出し、更新日(今回は令和5年7月1日)から適用します。保険料は、毎年の更新日に再計算し適用します。団体定期保険に関しては、必ず当パンフレットの「生命保険」(11ページ～12ページ、42ページ～48ページ)をご確認ください。(なお「病気とケガ」に付保されている団体定期保険については、更新日時時点で年齢70歳6カ月まで新規加入・継続いただくことができます。更新日時時点で年齢が70歳6カ月超の方は団体定期保険部分は脱退となります。また、OB会への移行時に団体定期保険部分の保障がなくなります。) 女性ならではの病気も補償となります! 子宮筋腫により10日間の入院中に手術を受けたケース レディースプラン 10,000円コースに加入の場合 ・疾病入院保険金 20,000円×10日=200,000円 ・疾病手術保険金 200,000円 合計 400,000円		長期の通院治療にも安心です! スポーツ中に足を骨折し、医師の指示により20日間ギプス固定したケース スタンダードプラン 5,000円コースに加入の場合 ・傷害通院保険金 3,000円×20日=60,000円 合計 60,000円		取扱内容																																																																																																																				
				重要事項のご説明																																																																																																																				
				手続きのご案内																																																																																																																				
				記入例																																																																																																																				



終身介護

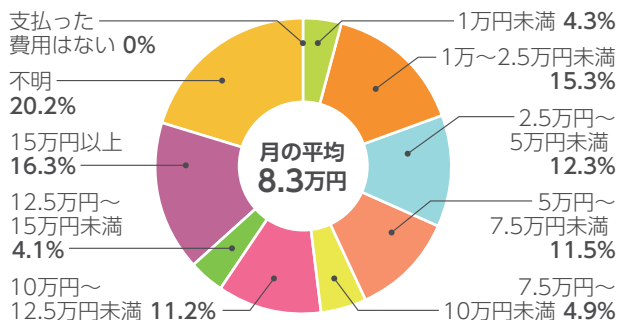
団体総合生活
補償保険
(MS&AD型)

社会の高齢化に伴い、介護の必要性が高まっています。
介護に伴う、身体・精神・経済的な負担は大変なものです。
このご案内を機に終身介護を活用してみませんか？

ご存じですか？介護の現状

■ 介護には年間99.6万円もの費用がかかります。

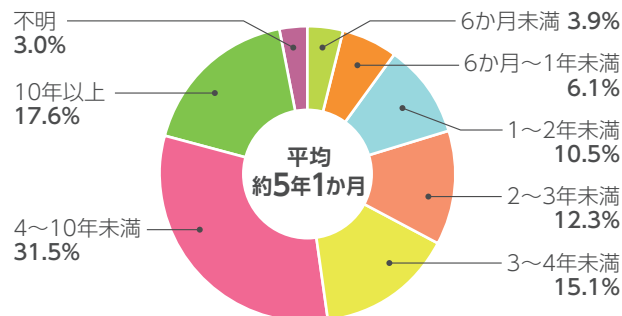
介護に要した費用(月額)※



出典:生命保険文化センター「令和3年度生命保険に関する全国実態調査」
※公的介護保険サービスの自己負担費用を含む

■ 介護期間は平均5年1か月となっています。
介護期間が4年を超えるケースが約5割に及びます。

介護期間



出典:生命保険文化センター「令和3年度生命保険に関する全国実態調査」



「終身介護」ってどんな補償なの？

病気やケガで、万が一**要介護2以上または約款所定の状態**となり、90日を超えて継続した場合、**一生涯の介護補償**をご提供いたします！

お支払いイメージ(年金120万プランの場合)



※傷害死亡・後遺障害保険金額10万円が自動セットされます。
※このプランにはフランチャイズ期間が90日設定されております。

要介護2とは？

軽度の介護を必要とする状態です。

運動や細かい作業に支障が出たり、対人コミュニケーションが円滑にできなくなることがあります。

ポイント1

**ハイレブプランの
スケールメリットで
最大約53%引き！**

ポイント2

**介護一時金
100万円！**

ポイント3

**要介護2以上または約款所定の状態が継続する限り
毎年60万円・120万円・180万円を
お支払い！** ※3つのプランからご選択いただけます。



加入対象者・加入条件は？

従業員のみなさまと配偶者、こども、両親、兄弟姉妹の方もご加入いただけます。



◇終身介護に付保されている団体定期保険部分は本人のみです。

従業員さまご本人に加入いただく場合は、「病気とケガ(スタンダード・ワイド・レディース)」または「病気とケガ介護専用プラン」(20ページご参照)に加入いただくことが必須です。

新規加入	満15才以上、満89才以下
プラン変更	満15才以上、満89才以下
継続	満89才に達した直後の7月1日午後4時まで

〈令和5年7月1日時点〉

— 詳しくは、「病気とケガ」の13～16ページをご確認ください。 —

最大
約**53%**
割引!!

お申込みできる方および加入できる方(被保険者になれる方)

社員区分①		社員区分②
役員・正社員	週契約時間 30時間以上の パートナー社員	週契約時間 20時間以上の パートナー社員

加入できる家族(被保険者になれる方)

本人	配偶者・子ども	両親・兄弟姉妹
----	---------	---------

※団体割引30%、優良割引25%、大口契約割引10%適用



保険金はどうな時に、いくら支払われるの?

詳細は32～33ページをご覧ください。

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	保険金額
介護一時金 ^(※1)	要介護状態(要介護2以上の状態)となりフランチャイズ期間(90日)を超えて継続した場合に全額お支払いします。	100万円
介護年金	要介護状態(要介護2以上の状態)となりフランチャイズ期間(90日)を超えて継続した場合に、要介護状態(要介護2以上の状態)となっている期間1日につき、右記年額を日割りでお支払いします。	年額60万円、120万円、 180万円からコースを選択
傷害死亡・ 後遺障害 保険金額 ^(※2)	事故によるケガで、事故の発生の日からその日を含めて180日以内にお亡くなりになられた場合、または後遺障害が発生した場合にお支払いします。	10万円

(※1)介護一時金とは、介護のため一時的に必要な費用(介護用品・住宅リフォーム費用等)に充当することを目的とした特約です。

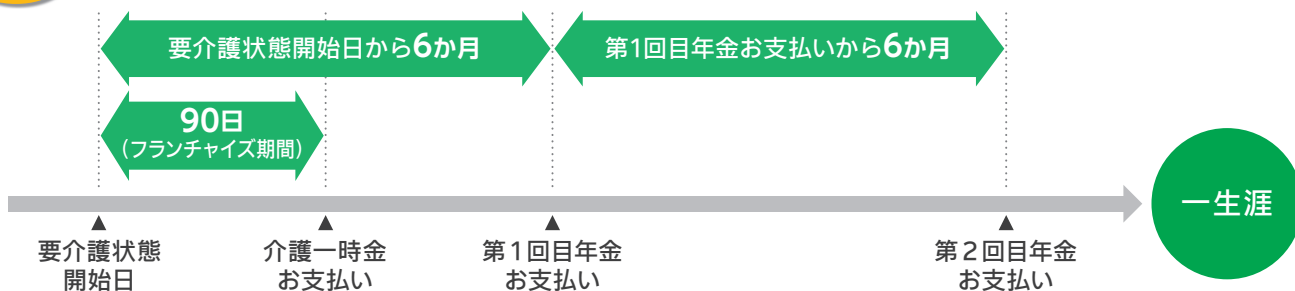
(※2)傷害後遺障害保険金は、後遺障害の程度に応じて、傷害死亡・後遺障害保険金額の4%～100%をお支払いします。

フランチャイズ 期間とは

介護一時金支払特約・介護年金支払特約では、要介護状態となり要介護状態が一定の期間を超えて継続した場合に保険金をお支払いします。この一定の期間のことを「フランチャイズ期間」といいます。セブーンイレブンチェーンにて使用する「フランチャイズ」とは異なります。



どうやって支払われるの? <お支払イメージ>



- 一時金の受取は1度のみで受取後は年金部分のみ継続可能です。
- 一時金の受取時には要介護状態開始日から満期日(7月1日)までの保険料の一括支払が必要です。
- 保険金の受取は要介護状態開始日から90日経過後もその状態が継続していた場合に可能です。

お支払いする保険金の例

年金120万プラン にご加入の場合

介護一時金(保険金額)
100万円

介護年金(保険金額)
120万円

要介護状態開始日
令和6年1月1日

フランチャイズ期間終了日
令和6年3月31日

第1回目お支払

期 間	令和6年1月1日～ 令和6年6月30日(182日)
支払額	介護年金：598,416円 (3,288円 ^(*) ×181日) 介護一時金：1,000,000円

総額 **1,598,416円**

第2回目お支払

期 間	令和6年7月1日～ 令和6年12月31日(184日)
支払額	介護年金：604,992円 (3,288円 ^(*) ×184日)

以降、要介護状態が継続する限り
生涯「介護年金」をお支払い

総額 **604,992円**

(*)1日あたりの支給額(介護年金年額(120万円)を365日で分割した額)。
※傷害死亡・後遺障害保険金額10万円が自動セットされます。



終身介護

団体総合生活
補償保険
(MS&AD型)

社会の高齢化に伴い、介護の必要性が高まっています。
介護に伴う、身体・精神・経済的な負担は大変なものです。
このご案内を機に終身介護を活用してみませんか？



終身介護のご加入条件



従業員さまご本人が加入する場合

- ✓ 「病気とケガ(スタンダード、ワイド、レディース)」か「病気とケガ介護専用プラン」のいずれかのご加入が必須。
- ✓ 健康状況告知欄に「はい」がある場合、特定疾病対象外(*)でのお引受となります。
A欄疾病に該当する場合はご加入いただけません。

従業員さまのご家族が加入する場合

- ✓ 病気とケガ(スタンダード、ワイド、レディース) か病気とケガ介護専用プランのいずれかの加入は必要ございません。
「終身介護」のみでご加入いただけます。
- ✓ 健康状況告知欄に「はい」がある場合、特定疾病対象外(*)でのお引受となります。**A欄疾病に該当する場合はご加入いただけません。**

(*) 特定の疾病・症状群について保険金をお支払いしない条件でご加入をお引受します。詳しくは、53ページをご確認ください。

月払保険料表

年金180万プラン

年金120万プラン

オススメ
です!

年金60万プラン

補償内容	保険金の種類	保険金額	保険金の種類	保険金額	保険金の種類	保険金額
	介護一時金： 介護年金： 傷害死亡・後遺障害保険金額：10万円	100万円 年額180万円	介護一時金： 介護年金： 傷害死亡・後遺障害保険金額：10万円	100万円 年額120万円	介護一時金： 介護年金： 傷害死亡・後遺障害保険金額：10万円	100万円 年額60万円
年齢	男女共通		男女共通		男女共通	
15～24才	480円		320円		170円	
25～29才	430円		290円		160円	
30～34才	390円		260円		140円	
35～39才	360円		240円		130円	
40～44才	320円		220円		120円	
45～49才	630円		420円		220円	
50～54才	1,190円		810円		420円	
55～59才	2,450円		1,660円		860円	
60～64才	4,680円		3,170円		1,670円	
65～69才	9,370円		6,360円		3,360円	
70～74才	18,550円		12,630円		6,710円	
75～79才	33,100円		22,640円		12,190円	
80～84才	72,760円		50,000円		27,240円	
85～89才	120,330円		83,210円		46,100円	

※従業員さまのご家族(配偶者・子ども・両親・兄弟姉妹)がご加入される場合も上記月払保険料表に記載の金額でのお申込みとなります。

最大
約**53%**
割引!!

お申込みできる方および加入できる方(被保険者になれる方)

社員区分①		社員区分②
役員・正社員	週契約時間 30時間以上の パートナー社員	週契約時間 20時間以上の パートナー社員

加入できる家族(被保険者になれる方)

本人	配偶者・子ども	両親・兄弟姉妹
----	---------	---------

※団体割引30%、優良割引25%、大口契約割引10%適用



ご注意事項

- 令和5年7月1日時点で75才以上の方は、「病気とケガ」加入資格がないため、介護保険のみでご加入いただけます。
- 新規加入できるのは、令和5年7月1日時点で満89才までの方となります。
- 健康状況告知でA欄疾病に該当する方はご加入いただけません。
- 既に要介護状態の方はお申込みいただけません。
※保険金お支払についての詳細は32～33ページをご確認ください。
- 脱退のお手続きをしない限りは自動継続となります。なお、ご継続は加入者が満89才に達した直後の7月1日午後4時までの補償となります。以後のご継続はできません。

終身介護の
加入申込票
記入例

従業員さまご本人が加入される場合のみ、「病気とケガ(スタンダード・ワイド・レディース)または「病気とケガ介護専用保険プラン」のいずれかのご加入が必須です。選択された「病気とケガ」の保険料は「終身介護」の保険料に追加されます。 ※すでに「病気とケガ」にご加入の場合は、あらたに追加いただく必要はございません。



病気とケガ (スタンダード・ワイド・レディース)

プランや保険料については13～16ページをご確認ください。

スタンダード	ワイド	レディース	天災	介護	がん診断	三大疾病
1万 5千	1万 5千	1万 5千	加入する	加入する	100万 50万	100万 50万

プランをご確認ください

… または ……………



病気とケガ介護専用プラン

「病気とケガ介護専用プラン」は、従業員さまご本人が終身介護に加入されるときにのみ選択できる終身介護専用のプランです。「病気とケガ(スタンダード・ワイド・レディース)」に比べ、軽いコストで加入いただくことができます。

	保険金額	月払保険料(概算)
病気とケガ 介護専用 プラン	団体定期保険 50万円	200円
	傷害死亡・後遺障害 50万円	
	傷害入院 1,000円	

※社員区分①の方は、団体定期保険が付保されますので、団体定期保険の告知が必要です。ただし、告知内容により、付保されない場合もあります。

※社員区分②の方は、団体定期保険の保障はなく、月払保険料は70円となります。

終身介護
介護一時金は一律100万円です
介護年金
60万 120万 180万

「病気とケガ介護専用プラン」はこちらをご選択ください。

— 詳しくは、「病気とケガ」の13～16ページをご確認ください。 —



交通傷害

〔団体総合生活補償保険(標準型)〕

単独
加入

口数
選択
(3口まで)

約**53%**
割引!!

※団体割引30%、優良割引25%、大口契約割引10%適用

思いがけない交通事故によるケガに備えられます。



車にはねられケガをした



駅の階段で転んでケガをした
(改札口の内侧)



走行してきた自転車と
接触してケガをした



自転車で転び
腕を骨折した

など

交通事故によるケガ	このようにときに補償されます		保険金額
	入院	初日から補償 ケガで入院したとき	180日以内 180日限度 1日につき 6,000円
	手術	ケガで手術を受けたとき	入院中の手術 6万円 入院中以外の手術 3万円
	通院	初日から補償 ケガで通院したとき	180日以内 90日限度 1日につき 4,000円
	死亡・後遺障害 ^(注1)	ケガで死亡または 後遺障害が残ったとき	800万円

月払保険料	口数	月払保険料
	1口	460円
	2口	920円
	3口	1,380円

- 思いがけない交通事故によるケガに限り、死亡・後遺障害・入院・手術・通院された場合の保険金をお支払いします。
- 上記4つの補償がセットになったお手軽プランです。
- ※上記は、1口あたりの保険金額となります。
- ※交通事故の定義については38ページをご参照ください。
- (注1) 傷害後遺障害保険金は、後遺障害の程度に応じて、傷害死亡・後遺障害保険金額の4%~100%をお支払いします。

お申込みできる方および加入できる方(被保険者となれる方)

役員・正社員	週契約時間 30時間以上の パートナー社員	週契約時間 20時間以上の パートナー社員
--------	-----------------------------	-----------------------------

加入できる家族(被保険者となれる方)

本人	配偶者・子ども	両親・兄弟姉妹
----	---------	---------

(それぞれの方が個別に加入できます。)

支払事例

長期間の入院にも安心です!

車に衝突され、右足を骨折。45日間
入院し、退院後20日間通院したケース

交通傷害 2口に加入の場合

- ・傷害入院保険金 12,000円×45日=540,000円
- ・傷害通院保険金 8,000円×20日=160,000円

合計 700,000円



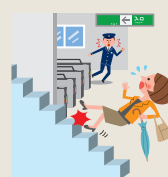
身近なケガにも安心の補償です!

駅構内(改札内)の階段で転び、
胸部を打撲。7日間通院したケース

交通傷害 3口に加入の場合

- ・傷害通院保険金 12,000円×7日=84,000円

合計 84,000円





総合賠償

〔団体総合生活補償保険(標準型)〕

単独
加入

最大
約53%
割引!!

※団体割引30%、優良割引25%、大口契約割引10%適用

日常の賠償事故をしっかりガードします。携行品の損害も補償!

高額賠償のおそれ!

自転車でぶつかり
他人にケガをさせた

カバンを盗まれた

ケガが原因で
後遺障害が残った

ホールインワンを達成し、
祝賀会を実施した(Bセットのみ)

		このようなときに補償されます	保険金額	
B セット	A セット	 日常生活賠償 (家族*全員が補償の対象になります。) ※自動車事故は対象外です。	他人にケガをさせたり、他人の物を壊したことなどにより法律上の損害賠償責任を負われたとき 国内のみ示談交渉サービス付	1億円 (自己負担額なし)
		 携行品損害 (本人のみ) 国内・海外補償	外出先で携行品を破損したり、盗まれたりなどしたとき	25万円 (自己負担額3,000円)
		 ケガによる死亡・後遺障害^(注3) (本人のみ) 国内・海外補償	ケガで死亡または後遺障害が残ったとき	45万円
		 ホールインワン・アルバトロス費用 (本人のみ) 国内のみ補償	ホールインワンまたはアルバトロスを達成したとき (祝賀会等の費用)	50万円

*「家族」の被保険者の範囲は、35ページ「保険金をお支払いする場合・しない主な場合」をご参照ください。

月払保険料	セット	月払保険料
	Aセット	200円
	Bセット	500円

(注1) 他に同種の危険を補償する保険契約等があり、他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合、実際にかかった費用(自己負担額がある場合はその額を差し引いた額)から、他の保険契約等から支払われた保険金または共済金の合計額を差し引いた残額をお支払いします。なお、ホールインワン・アルバトロス費用は、他の保険契約等の保険金額のいずれか高い方がお支払いの限度となりますので、ご注意ください(他の保険契約等の保険金額または共済金額と本保険の保険金額を合算した金額が限度とはなりません。)

(注2) 上記は職種級別A(事務従事者、販売従事者等)の保険料です。それ以外のご職業の場合には、代理店・扱者または引受保険会社までお問い合わせください。

(注3) 傷害後遺障害保険金は、後遺障害の程度に応じて、傷害死亡・後遺障害保険金額の4%~100%をお支払いします。

お申込みできる方および加入できる方(被保険者となれる方)

役員・正社員	週契約時間 30時間以上の パートナー社員	週契約時間 20時間以上の パートナー社員
--------	-----------------------------	-----------------------------

加入できる家族(被保険者になれる方)

本人	配偶者・子ども	両親・兄弟姉妹
----	---------	---------

※日常生活賠償については家族全員が補償の対象になります。

自転車賠償責任保険の加入義務化にも対応できます

ご存知
ですか

自転車運転中に歩行者と衝突し、重度の後遺障害を負わせた場合、
数千万円の損害賠償金を支払わなくてはならないことがあります。

裁判
事例

男子小学生(11才)が夜間、帰宅途中に自転車で走行中、歩道と車道の
区別のない道路において歩行中の女性(62才)と正面衝突。
女性は頭蓋骨折等の傷害を負い、意識が戻らない状態となった。

判決容認額^(※)

9,521万円

(神戸地方裁判所 平成25年7月4日判決)



総合賠償への加入で

1億円まで補償!

さらに

日本国内で発生した賠償事故については、
被保険者のお申し出により三井住友海上
が示談交渉をお引受します。

(※) 判決認容額とは、上記裁判における判決文で加害者が支払いを命じられた金額です(金額は概算額)。上記裁判後の上訴等により、加害者が実際に支払う金額とは異なる可能性があります。

制度概要

生命保険

病気とケガ

終身介護

交通傷害 総合賠償

長期所得補償

ハイレイフ年金

保険金をお支払いする場合・しない場合

取扱内容

重要事項のご説明

手続きのご案内

記入例



長期所得補償

〔団体長期障害
所得補償保険〕

長期間働けなくなったとき、従業員の
皆さまの生活をサポートします。

単独
加入

口数
選択
(6口まで)

優良割引が60%適用されています。
この割引は、保険金の請求額により毎年変動します。

※団体割引

突然の事故や病気で働けなくなってしまった…



病気になり、
長期間入院することになってしまった…



交通事故にあい、
長期間入院することになってしまった…

収入がなくなった後も、日々生活の出費は続きます。

どうしよう…



医療費用



家賃・住宅ローン



各種ローンの返済



教育費



生活費

そこで

「長期所得補償」による長期の収入補償をおすすめします!

1



団体制度でしか加入できません!!

このプランは個人で契約することはできません。
この機会にぜひご加入ください。
(注)被保険者(補償の対象者)となれる方の範囲は、49ページ
の「契約概要」をご確認ください。

2



長期にわたる就業障害を補償!!

公的保険や従来の所得補償保険では補えない、
長期の就業障害を補償します。

3



いつでも・どこでも補償!!

病気やケガの発生原因が、就業中でも
プライベートでも24時間、国内外問わ
ず補償します。

4



精神障害補償特約付!!

所定の精神障害についても補償。なお、こ
の特約による保険金の支払いは、てん補
期間にかかわらず、免責期間終了日の翌日
から起算して24か月が限度となります。

5



自宅療養中も補償!!

入院中のみでなく、自宅療養中も
保険金の支払対象となります。

長期所得補償
なら収入減少
のリスクもカバ
ーできますよ!

ご存知
ですか

一般的な生命保険や傷害保険では生活費をカバーできません。

病気やケガで働くことができないとき、一般的な生命保険や傷害保険で医療費はカバーできても、生活費はカバーされません。
一般的な生命保険や傷害保険は、基本的に死亡時の収入減や入院時の医療費に備える保険です。



働けなくなったとき



医療費

生命保険・傷害保険で
カバーされる



働けなくなったとき



生活費

一般的な生命保険・傷害保険では
カバーされない

72%[※]
割引!!

お申込みできる方および加入できる方(被保険者になれる方)

役員・正社員

週契約時間
30時間以上の
パートナー社員

週契約時間
20時間以上の
パートナー社員

加入できる家族(被保険者になれる方)

本人

配偶者・子ども

両親・兄弟姉妹

制度概要

生命保険

病気とケガ

終身介護

交通傷害・総合賠償

長期所得補償

ハイレイフ年金

保険金をお支払いする場合

取扱内容

重要事項のご説明

手続きのご案内

記入例

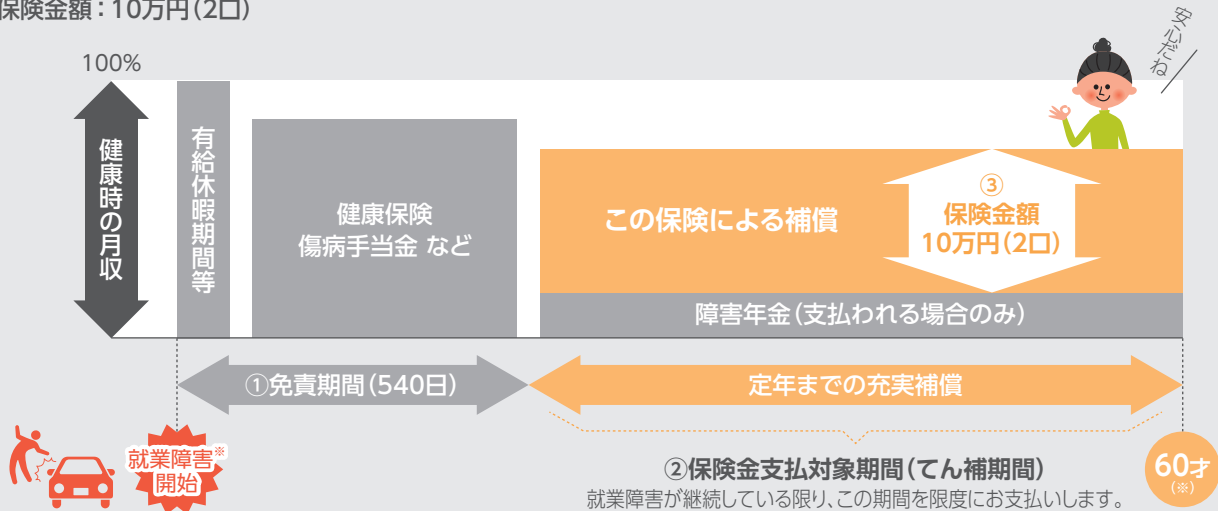
補償イメージ

健康時の収入を100とした時の収入イメージ図

※印を付した用語については38～39ページ「用語のご説明」をご覧ください。

交通事故で大ケガをし、**免責期間(540日)**中に全く働けず、その後も1年6か月働けない状態が続き、その後復職した場合

- ①免責期間[※]: 540日 ②保険金支払対象期間(てん補期間[※]): 60才(定年年令)に達する誕生日前日の属する年度の3月末日まで
③保険金額: 10万円(2口)



保険金お支払例【上記表の例: 2口(保険金額10万円)で加入した場合】 保険金算出の計算式は37ページをご覧ください。

- 保険金支払対象期間(てん補期間)において1年6か月全く働けず、その後復職 ● 就業障害発生直前の各月における所得の額: 40万円

$$10万円 \times \left(1 - \frac{0万円}{40万円}\right) \times 100\% \times 18か月(1年6か月) = 180万円 \quad \text{▶ 合計お支払保険金} \quad \mathbf{180万円}$$

【事故発生時の保険料の払込みについて】

就業障害により保険金の受け取りをされた場合は、受け取りを開始した月の属する保険期間末日まで保険料をいただきます。

(注) 就業障害が続いてもなお加入し続ける場合は、その後も保険料を払込みいただきます。

ご加入プラン

保険金額(支払基礎所得額)

5万円(1口あたり)

補償期間(てん補期間)

60才に達する誕生日前日の属する年度の3月末日まで[※]

免責期間

540日

最高保険金支払月額

30万円
(6口)

(※) 免責期間の終了日の翌日から起算したてん補期間満了日までの期間が3年に満たない被保険者については、てん補期間を3年とします。

(注) 精神障害補償特約による保険金の支払いは、てん補期間にかかわらず、免責期間終了日の翌日から起算して24か月を限度とします。

(注) 保険金額(支払基礎所得額): 平均月間所得額の40%以下となるような口数でお申込みいただけます。(ただし、6口まで)

月払保険料(1口当たり)

年令	男性	女性	年令	男性	女性
15～24才	111円	75円	40～44才	233円	282円
25～29才	117円	96円	45～49才	304円	363円
30～34才	137円	132円	50～54才	339円	377円
35～39才	169円	188円	55～58才	358円	359円

● 平均月間所得額については39ページをご覧ください。

● 年令は保険始期日(令和5年7月1日)時点によります。



ハイライフ年金

【拠出型企業
年金保険】

計画的な準備であなたの将来に「ゆとり」を
ゆとりある将来に向けた、
長期の積立制度です。

意向確認書 ご自身のニーズ(ご意向)に合致した商品内容であるか、お申込み前に必ずご確認ください。

この保険は、以下のニーズをお持ちの方に適した商品です。在職中に保険料を払込みいただき、年金または一時金をお受取りになれます。

◎財産形成や老後の生活資金確保

当パンフレット(「契約概要」・「注意喚起情報」を含みます。)により、この商品がご自身のニーズに合致しているかご確認ください。

☒ チェック欄

☐ 給付内容はニーズに合致していますか。

☐ ご自身が選択された保険料(加入口数)、および、その他の商品内容はニーズに合致していますか。

56ページ～57ページに記載の「契約概要」と「注意喚起情報」には、それぞれご加入の内容等に関する重要な事項のうち、特に確認いただきたい事項と特に注意いただきたい事項が記載されています。お申込みにあたっては、当パンフレットとあわせてご確認ください。なお、ご加入者(被保険者)は、当パンフレットをお読みいただいた後も大切に保管してください。

財産形成や老後の生活資金確保に

【この保険の特徴】

- この保険は、団体をご契約者、その所属員等のうち希望される方をご加入者(被保険者)とし、ご加入者(被保険者)の自助努力による財産形成や老後の生活資金確保を支援するための団体年金保険です。
- 在職中に保険料を払込み、保険料払込期間満了後は、保険料払込期間満了時積立金額を原資とした年金をお受取りになれます。年金でのお受取りにかえて、一時金で受取ることもできます。
- ご加入者(被保険者)が保険料払込期間中に脱退された場合はご加入者(被保険者)に脱退一時金をお支払いします。また、ご加入者(被保険者)が保険料払込期間中に死亡された場合はご遺族に遺族一時金をお支払いします。



しくみ図

ご加入例



- ご加入年齢 ▶ 40歳
- 保険料払込期間満了年齢 ▶ 65歳

- 保険料(月 払) ▶ 10,000円(1口1,000円で10口加入)
- 保険料(半年払) ▶ 100,000円(1口1,000円で100口加入)

年金コース

A 10年確定年金の場合

10年間、ご加入者(被保険者)に年金をお支払いします。

基本年金月額
約79,700円

65歳 ← 年金受取期間(10年間) → 75歳

10年間の
年金受取累計額
(約956万円)

B 15年確定年金の場合

15年間、ご加入者(被保険者)に年金をお支払いします。

基本年金月額
約54,700円

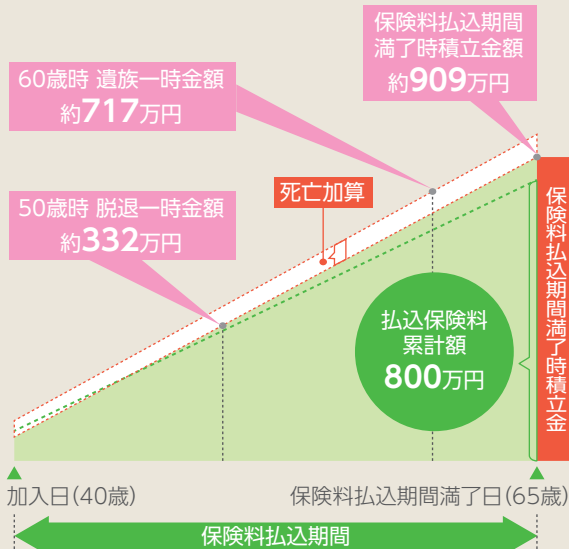
65歳 ← 年金受取期間(15年間) → 80歳

15年間の
年金受取累計額
(約986万円)

一時金コース

年金でのお受取りにかえて、保険料払込期間満了時積立金を一時金でお支払いします。

一時金額 約909万円



《保険料払込期間満了後の給付内容》

保険料払込期間満了時に、以下の年金種類もしくは一時金受取りからいずれか1つの受取方法を選択いただくことができます。

確定年金	保証期間付終身年金	一時金
5年・10年・15年・20年	保証期間：5年・10年・15年・20年	

※この保険でいう「積立金」とは、払込保険料から保険会社が保険制度を管理・運営するために必要な費用(事業費)等を差引いた純保険料をもとに、将来の給付の原資となる金額を適正な保険数理に基づき計算したものです。

基本年金月額、100円未満を切り捨てた概算額を記載しております。年金受取累計額は、基本年金月額(円単位)に年金受取月数を乗じた後、10,000円未満を切り捨てた概算額を記載しております。

《給付額について》

- ・しくみ図の給付額は、給付額試算表と同じ条件に基づいて計算しております。
- ・保険料払込期間満了後の給付額は保険料払込期間満了時の積立金額に基づいて計算しております。
- ・実際に受取る金額は記載の金額を大きく下回る可能性があり、将来の受取額をお約束するものではありません。

(注) 積立期間によっては、積立金額(脱退一時金額)が払込保険料累計額を下回ることがあります。

※26ページに記載の給付額試算表のグレーの部分です。ただし積立金額(脱退一時金額)が払込保険料累計額を下回る期間等は今後変動する可能性があります。

加入(増額)日:
令和5年7月1日



40ページ～41ページの「取扱内容[ハイレライフ年金(拠出型企業年金保険)]」、45ページの「その他取扱い[生命保険(団体定期保険)・ハイレライフ年金(拠出型企業年金保険)共通]」もあわせてご確認ください。

¥

給付額試算表

- この商品は、積立金額が払込保険料累計額(元本)を上回るには、一定の期間(下表の例の場合、月払:3年間、半年払:4年間)を要する商品です。
- 下表は、前提・条件をにおいて計算した給付額の試算であり、将来の受取額をお約束するものではありません。前提・条件の詳細は<当パンフレットに記載の給付額について>をご確認ください。

[月払10口 10,000円・半年払100口 100,000円加入の場合(保険料払込期間満了年齢:65歳)]

[月払]

積立期間	払込保険料累計額	積立金額 (脱退一時金額)	10年確定年金 基本年金月額	15年確定年金 基本年金月額	10年保証期間付	
					男性	女性
1年	120,000円	約119,000円	約(1,000)円	約(700)円	約(500)円	約(500)円
2年	240,000円	約239,400円	約(2,000)円	約(1,400)円	約(1,100)円	約(1,000)円
3年	360,000円	約361,100円	約(3,100)円	約(2,100)円	約(1,700)円	約(1,500)円
4年	480,000円	約484,300円	約(4,200)円	約(2,900)円	約(2,300)円	約(2,000)円
5年	600,000円	約608,800円	約(5,300)円	約(3,600)円	約(2,900)円	約(2,500)円
6年	720,000円	約734,800円	約(6,400)円	約(4,400)円	約(3,600)円	約(3,100)円
10年	1,200,000円	約1,253,200円	約10,900円	約(7,500)円	約(6,100)円	約(5,300)円
20年	2,400,000円	約2,657,500円	約23,300円	約16,000円	約13,000円	約11,200円
30年	3,600,000円	約4,231,600円	約37,100円	約25,400円	約20,800円	約17,900円

[半年払]

積立期間	払込保険料累計額	積立金額 (脱退一時金額)	10年確定年金 基本年金月額	15年確定年金 基本年金月額	10年保証期間付	
					男性	女性
1年	200,000円	約197,000円	約(1,700)円	約(1,100)円	約(900)円	約(800)円
2年	400,000円	約396,000円	約(3,400)円	約(2,300)円	約(1,900)円	約(1,600)円
3年	600,000円	約598,000円	約(5,200)円	約(3,600)円	約(2,900)円	約(2,500)円
4年	800,000円	約802,000円	約(7,000)円	約(4,800)円	約(3,900)円	約(3,400)円
5年	1,000,000円	約1,009,000円	約(8,800)円	約(6,000)円	約(4,900)円	約(4,200)円
6年	1,200,000円	約1,217,000円	約10,600円	約(7,300)円	約(5,900)円	約(5,100)円
10年	2,000,000円	約2,076,000円	約18,200円	約12,500円	約10,200円	約(8,800)円
20年	4,000,000円	約4,404,000円	約38,600円	約26,500円	約21,600円	約18,600円
30年	6,000,000円	約7,012,000円	約61,400円	約42,200円	約34,500円	約29,700円

※保険料払込期間満了後の給付額は保険料払込期間満了時の積立金額に基づいて計算しております。

年金月額が1万円未満の場合、年金にかえて一時金でのお受取りとなります。ただし、月払・半年払両方に加入されており、基本年金月額の合計が1万円以上の場合には、年金でお受取りになれます。なお()内は参考数値です。

当パンフレットに記載の給付額について

当パンフレットに記載の給付額は、新規に加入される方の給付額、または保険料を増額される方の増額部分に相当する給付額を試算したものであり、以下の前提およびその他一定の条件に基づき計算しております。そのため、例えば、この保険契約全体の加入口数、保険料積立金の増減、引受保険会社各社の基礎率(予定利率、予定死亡率等)の引下げ等により、実際に受取る金額は増減し、また大きく下回る可能性があります。したがって将来の受取額をお約束するものではありません。なお、積立金額が払込保険料累計額を下回る期間があり、変動するため、ご加入(増額)に際しては、積立期間にご留意ください。また、既加入者の実際の給付額については、当パンフレットに記載の給付額と異なります。

- ①当パンフレットに記載の給付額は次の(1)～(5)およびその他一定の条件に基づいて計算しております。
- (1)この保険契約全体の加入口数が月払284,180口、半年払703,186口を常に維持していることを前提とします。
- (2)ご加入者(被保険者)全員の保険料が所定の払込期日に入金されたものとして計算しております。
- (3)引受保険会社各社の基礎率(予定利率・予定死亡率等)(令和4年10月13日現在)および引受割合(令和4年10月13日現在)に基づき計算しております。
- (4)この保険契約における令和4年4月1日現在の保険料積立金が積立期間の期始

- にあるものとして計算しております。
- (5)記載の金額には、配当金を加味しておりません。
- ②今後の金利水準の低下その他の著しい経済変動等により、基礎率(予定利率・予定死亡率等)については将来変更される場合があります。その結果、年金・一時金の受取金額が減少する場合があります。
- ③今後の決算配当率は、引受保険会社におけるお支払時期の前年度決算によって変動します。また、決算実績によっては配当金をお受取りにならない場合もあります。
- ④年度(令和5年4月1日～令和6年3月31日)途中で脱退された場合、その年度の配当金はお受取りになりません。また、その場合の

- 脱退一時金は給付額試算表の数値を月割計算した額より下回ります。
- ⑤積立金額(脱退一時金額)は、積立期間によっては払込保険料累計額を下回ることがあります。
- ⑥保険料を増額された場合、増額部分の積立期間は増額年月日が起点となります。したがって、積立金額が払込保険料累計額を下回る期間が新たに発生することがあります。
- ⑦給付額試算表は、4月1日に加入されたことを前提に整数年加入で計算しておりますので、年度途中(7月1日)加入の場合は、上記試算表の額と異なる(下回る)ことがあります。

お申込みできる方および加入できる方(被保険者になれる方)※

役員・正社員	週契約時間 30時間以上の パートナー社員	週契約時間 20時間以上の パートナー社員
--------	-----------------------------	-----------------------------

加入できる家族(被保険者になれる方)※

本人	配偶者・子ども	両親・兄弟
----	---------	-------

○は対象、×は対象外です。

※加入日現在、満15歳以上の方で、保険料払込期間満了日までの期間が2年以上ある役員・正社員、週契約時間30時間以上のパートナー社員の方。

制度概要

生命保険

病気とケガ

終身介護

交通傷害・総合賠償

長期所得補償

ハイレライフ年金

保険金をお支払いする場合

取扱内容

重要事項のご説明

手続きのご案内

記入例

保険金をお支払いする場合・保険金のお支払額・保険金をお支払いしない主な場合

※印を付した用語については、38～39ページの「用語のご説明」をご覧ください。
(各欄の初出時のみ※印を付しています。)



「病気とケガ」「終身介護」「交通傷害」「総合賠償」「長期所得補償」 ご加入時のご注意(必ずお読みください)

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	保険金のお支払額	保険金をお支払いしない主な場合
病気とケガ(団体総合生活補償保険(MS&AD型)) 傷害保険金	傷害入院保険金 ★傷害補償 (MS&AD型)特約 	保険期間中の事故によるケガ※のため、入院※された場合(以下、この状態を「傷害入院」といいます。) $\text{[傷害入院保険金日額]} \times \text{[傷害入院の日数]}$ (注1) 傷害入院の日数には以下の日数を含みません。 ●事故の発生日からその日を含めて支払対象期間※(1,095日)が満了した日の翌日以降の傷害入院の日数 ●1事故に基づく傷害入院について、傷害入院保険金を支払うべき日数の合計が支払限度日数※(180日)に到達した日の翌日以降の傷害入院の日数 (注2) 傷害入院保険金をお支払いする期間中にさらに傷害入院保険金の「保険金をお支払いする場合」に該当するケガ※を被った場合は、傷害入院保険金を重ねてはお支払いしません。	●保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方の故意または重大な過失によるケガ※ ●闘争行為、自殺行為または犯罪行為によるケガ ●自動車等※の無資格運転、酒気帯び運転※または麻薬等を使用している運転中のケガ ●脳疾患、病気※または心神喪失によるケガ ●妊娠、出産、早産または流産によるケガ ●引受保険会社が保険金を支払うべきケガの治療※以外の外科的手術その他の医療処置によるケガ ●戦争、その他の変乱※、暴動によるケガ(テロ行為によるケガは、条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約により、保険金の支払対象となります。) ●地震もしくは噴火またはこれらによる津波によるケガ(天災オプションにご加入の方は、天災危険補償特約がセットされているため、支払対象となります。) ●核燃料物質等の放射性・爆発性等によるケガ ●原因がいかんときでも、頸(けい)部症候群※、腰痛その他の症状を訴えている場合に、それを裏付けるに足りる医学的見解のないもの※ ●入浴中の溺水※(ただし、引受保険会社が保険金を支払うべきケガによって発生した場合には、保険金をお支払いします。) ●原因がいかんときでも、誤嚥(えん)※によって発生した肺炎 ●別記の「補償対象外となる運動等」を行っている間のケガ ●別記の「補償対象外となる職業」に従事するケガ ●乗用具※を用いて競技等※をしている間のケガ など
	傷害手術保険金 ★傷害補償 (MS&AD型)特約 	保険期間中の事故によるケガ※の治療※のため、傷害入院保険金の支払対象期間※(1,095日)中に手術※を受けられた場合 1回の手術※について、次の額をお支払いします。 ①入院※中に受けた手術の場合 $\text{[傷害入院保険金日額]} \times \text{[10]}$ ②①以外の手術の場合 $\text{[傷害入院保険金日額]} \times \text{[5]}$ (注) 次に該当する場合のお支払方法は下記のとおりとなります。 ①同一の日に複数回の手術を受けた場合 傷害手術保険金の額の高いいずれか1つの手術についてのみ保険金をお支払いします。 ②1回の手術を2日以上にわたって受けた場合 その手術の開始日についてのみ手術を受けたものとしします。 ③医科診療報酬点数表に手術料が1日につき算定されるものとして定められている手術に該当する場合 その手術の開始日についてのみ手術を受けたものとしします。 ④医科診療報酬点数表において、一連の治療※過程で複数回実施しても手術料が1回のみ算定されるものとして定められている区分番号に該当する手術について、被保険者が同一の区分番号に該当する手術を複数回受けた場合 その手術に対して傷害手術保険金が支払われることとなった直前の手術を受けた日からその日を含めて14日以内に受けた手術に対しては、保険金をお支払いしません。	
	傷害通院保険金 ★傷害補償 (MS&AD型)特約 	保険期間中の事故によるケガ※のため、通院※された場合(以下、この状態を「傷害通院」といいます。) (注) 通院されない場合で、骨折、脱臼、靱(じん)帯損傷等のケガを被った所定の部位※を固定するために医師※の指示によりギプス等※を常時装着したときは、その日数について傷害通院したものとしみなします。 $\text{[傷害通院保険金日額]} \times \text{[傷害通院の日数]}$ (注1) 傷害通院の日数には以下の日数を含みません。 ●事故の発生日からその日を含めて支払対象期間※(180日)が満了した日の翌日以降の傷害通院の日数 ●1事故に基づく傷害通院について、傷害通院保険金を支払うべき日数の合計が支払限度日数※(90日)に到達した日の翌日以降の傷害通院の日数 (注2) 傷害入院保険金をお支払いする期間中に傷害通院された場合は、傷害通院保険金をお支払いしません。 (注3) 傷害通院保険金をお支払いする期間中にさらに傷害通院保険金の「保険金をお支払いする場合」に該当するケガ※を被った場合は、傷害通院保険金を重ねてはお支払いしません。	(注) 細菌性食中毒およびウイルス性食中毒は、補償の対象にはなりません。
	傷害死亡保険金 ★傷害補償 (MS&AD型)特約	保険期間中の事故によるケガ※のため、事故の発生日からその日を含めて180日以内に死亡された場合 $\text{[傷害死亡・後遺障害保険金額の全額]}$ (注1) 傷害死亡保険金受取人(定めなかった場合は被保険者の法定相続人)にお支払いします。 (注2) 既にお支払いした傷害後遺障害保険金がある場合は、傷害死亡・後遺障害保険金額から既にお支払いした傷害後遺障害保険金の額を差し引いた額をお支払いします。	

保険金の種類		保険金をお支払いする場合	保険金のお支払額	保険金をお支払いしない主な場合
病気とケガ(団体総合生活補償保険(MS&AD型))	傷害後遺障害 保険金 ★傷害補償 (MS&AD型)特約 	保険期間中の事故によるケガ*のため、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に後遺障害*が発生した場合	$\text{傷害死亡・後遺障害保険金額} \times \text{約款所定の保険金支払割合 (4\% \sim 100\%)}$ (注1) 政府労災保険に準じた等級区分ごとに定められた保険金支払割合で、傷害後遺障害保険金をお支払いします。 (注2) 被保険者が事故の発生の日からその日を含めて180日を超えてなお治療*を要する状態にある場合は、引受保険会社は、事故の発生の日からその日を含めて181日目における医師*の診断に基づき後遺障害*の程度を認定して、傷害後遺障害保険金をお支払いします。 (注3) 同一の部位に後遺障害を加重された場合は、既にあった後遺障害に対する保険金支払割合を控除して、保険金をお支払いします。 (注4) 既にお支払いした傷害後遺障害保険金がある場合は、傷害死亡・後遺障害保険金額から既にお支払いした傷害後遺障害保険金の額を差し引いた額が限度となります。また、保険期間を通じてお支払いする傷害後遺障害保険金は、傷害死亡・後遺障害保険金額が限度となります。	(前ページ傷害保険金の「保険金をお支払いしない主な場合」と同じ)
	疾病入院 保険金 ★疾病補償特約 ☆特定精神障害 補償特約セット 37ページ (☆)参照 	保険期間の開始後*に発病*した病気*のため、保険期間中に入院*された場合(以下、この状態を「疾病入院」といいます。) (*)病気を補償するプランに継続加入された場合は、継続加入してきた最初のご契約の保険期間の開始後とします。	$\text{疾病入院保険金日額} \times \text{疾病入院の日数}$ (注1) 疾病入院の日数には以下の日数を含みません。 ● 疾病入院された日からその日を含めて支払対象期間*(1,095日)が満了した日の翌日以降の疾病入院の日数 ● 1回の疾病入院*について、疾病入院保険金を支払うべき日数の合計が支払限度日数*(180日)に到達した日の翌日以降の疾病入院の日数 (注2) 疾病入院保険金をお支払いする期間中にさらに疾病入院保険金の「保険金をお支払いする場合」に該当する病気*を発病*された場合は、疾病入院保険金を重ねてはお支払いしません。	● 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方の故意または重大な過失による病気* ● 闘争行為、自殺行為または犯罪行為による病気* ● 精神障害*(*)およびそれによる病気* ● 戦争、その他の変乱*、暴動による病気* (テロ行為による病気は、条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約により、保険金の支払対象となります。)(*) ● 核燃料物質等の放射性・爆発性等による病気*(*) ● 妊娠または出産(「療養の給付」等*)の対象となるべき期間については、保険金をお支払いしません。 ● 原因がいかなるときでも、頸(けい)部症候群*、腰痛その他の症状を訴えている場合に、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないもの* ● 健康状況告知のご回答等により補償対象外とする病気*(*) (加入者証等に記載されます。) など (注) 保険期間の開始時*(*)より前に発病*した病気*(*)については保険金をお支払いしません。 ただし、病気を補償するプランに継続加入された場合で、病気を発病した時が、その病気による入院*を開始された日*(*)からご加入の継続する期間を遡及して1年以前であるときは、保険金をお支払いします。 (*)1 「精神障害」とは、平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中の分類コードF00からF09またはF20からF99に規定されたもの以外とし、分類項目の内容については、厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要 ICD-10(2003年版)準拠」によります。(特定精神障害補償特約(自動的)にセットされます。)(*)のセット後の内容となります。 <支払対象外となる精神障害の例> アルコール依存、薬物依存など (*)2 これにより発生した保険金支払事由に該当した被保険者の数の増加がこの保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ないと引受保険会社が認めた場合は、保険金の全額または一部をお支払いすることがあります。 (*)3 公的医療保険を定める法令に規定された「療養の給付」に要する費用ならびに「療養費」、「家族療養費」および「保険外併用療養費」をいいます。 (*)4 その病気と医学上因果関係がある病気*を含みます。 (*)5 病気を補償するプランに継続加入された場合は、継続加入してきた最初のご契約の保険期間の開始時をいいます。 (*)6 疾病入院保険金の支払いを伴わない疾病手術保険金または疾病放射線治療保険金の場合は、それぞれ「手術の開始時」、「放射線治療の開始時」に疾病入院が開始したものとみなします。
	疾病手術 保険金 ★疾病補償特約 ☆特定精神障害 補償特約セット 37ページ (☆)参照 	① 疾病入院保険金をお支払いする場合で、その病気*の治療*のために疾病入院保険金の支払対象期間*(1,095日)中に手術*を受けられたとき。 ② 保険期間の開始後*に発病*した病気*の治療のために、保険期間中に手術を受けられた場合 (*)病気を補償するプランに継続加入された場合は、継続加入してきた最初のご契約の保険期間の開始後とします。	1回の手術*について、次の額をお支払いします。 ① 入院*中に受けた手術の場合 $\text{疾病入院保険金日額} \times 10$ ② ①以外の手術の場合 $\text{疾病入院保険金日額} \times 5$ (注) 次に該当する場合のお支払方法は下記のとおりとなります。 ① 同一の日に複数回の手術を受けた場合 疾病手術保険金の額の高いいずれか1つの手術についてのみ保険金をお支払いします。 ② 1回の手術を2日以上にわたって受けた場合 その手術の開始日についてのみ手術を受けたものとします。 ③ 医科診療報酬点数表に手術料が1日につき算定されるものとして定められている手術に該当する場合 その手術の開始日についてのみ手術を受けたものとします。 ④ 医科診療報酬点数表において、一連の治療*過程で複数回実施しても手術料が1回のみ算定されるものとして定められている区分番号に該当する手術について、被保険者が同一の区分番号に該当する手術を複数回受けた場合 その手術に対して疾病手術保険金が支払われることとなった直前の手術を受けた日からその日を含めて14日以内に受けた手術に対しては、保険金をお支払いしません。	
疾病保険金	疾病放射線治療 保険金 ★疾病補償特約 ☆特定精神障害 補償特約セット 37ページ (☆)参照 	① 疾病入院保険金をお支払いする場合で、その病気*の治療*のために疾病入院保険金の支払対象期間*(1,095日)中に放射線治療*を受けられたとき。 ② 保険期間の開始後*に発病*した病気*の治療のために、保険期間中に放射線治療を受けられた場合。 (*)病気を補償するプランに継続加入された場合は、継続加入してきた最初のご契約の保険期間の開始後とします。	1回の放射線治療*について、次の額をお支払いします。 $\text{疾病入院保険金日額} \times 10$ (注1) 同一の日に複数回の放射線治療を受けた場合は、いずれか1つの放射線治療についてのみ保険金をお支払いします。 (注2) 疾病放射線治療保険金を支払うべき放射線治療を複数回受けた場合は、疾病放射線治療保険金が支払われることとなった直前の放射線治療を受けた日からその日を含めて60日以内に受けた放射線治療については、保険金をお支払いしません。	

制度概要

生命保険

病気とケガ

終身介護

交通傷害 総合賠償

長期所得補償

ハイライフ年金

保険金をお支払いする場合
しない場合

取扱内容

重要事項のご説明

手続きのご案内

記入例

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	保険金のお支払額	保険金をお支払いしない主な場合
疾病通院 保険金 ★疾病補償特約 ☆特定精神障害 補償特約セット 37ページ (☆)参照  疾病保険金	疾病入院保険金をお支払いする疾病入院が終了し、退院した後、その疾病入院の原因となった病気*の治療*のため、通院*された場合(以下、この状態を「疾病通院」といいます。) 病気とケガ(団体総合生活補償保険(MS&AD型))	疾病通院保険金 日額 × 疾病通院の 日数 (注1) 疾病通院の日数には以下の日数を含みません。 ● 疾病入院の終了した日の翌日から起算して疾病通院保険金の支払対象期間*(180日)が満了した日の翌日以降の疾病通院の日数。なお、疾病入院保険金の支払対象期間(1,095日)内に疾病入院が終了していない場合には、疾病入院の終了した日または疾病入院保険金の支払対象期間が満了した日の翌日から起算して180日を経過した日のいずれか早い日が疾病入院の終了した日となります。 ● 1回の疾病入院*について疾病通院保険金を支払うべき日数の合計が疾病通院保険金の支払限度日数*(30日)に到達した日の翌日以降の疾病通院の日数 (注2) 疾病入院保険金をお支払いする期間中に疾病通院された場合は、疾病通院保険金をお支払いしません。 (注3) 疾病通院保険金をお支払いする期間中にさらに疾病通院保険金の「保険金をお支払いする場合」に該当する病気*を発病*した場合は、疾病通院保険金を重ねてはお支払いしません。 (注4) 疾病入院の退院日の翌日からその日を含めて180日を経過する日までに、その疾病入院の原因となった病気(これと医学上因果関係がある病気*を含みます。)*によって再度疾病入院に該当した場合で、前の疾病入院の終了後、後の疾病入院が開始するまでの期間中に疾病通院されたときは、その日数を疾病通院の日数に含めて疾病通院保険金をお支払いします。	(前ページ疾病保険金の「保険金をお支払いしない主な場合」と同じ)
先進医療費用 保険金 ★先進医療費用保険 金補償特約 ☆特定精神障害 補償特約セット 	ケガ*または病気*の治療*のため、保険期間中に日本国内において先進医療(*1)を受けた場合で、被保険者が先進医療に伴う費用を負担されたとき。 (注) 【継続加入において、継続前後でご契約のお支払条件が異なる場合のご注意】 先進医療に伴う費用を補償するプランに継続加入の場合で、ケガの原因となった事故発生の時または病気(*2)を発病*した時がこの保険契約の保険期間の開始日より前であるときは、先進医療費用保険金のお支払額は次の①または②の金額のうち、いずれか低い額となります。 ① ケガの原因となった事故発生の時または病気を発病した時の保険契約のお支払条件で算出した金額 ② この保険契約のお支払条件で算出した金額 ただし、ケガの原因となった事故発生の時または病気(*2)を発病した時が、そのケガまたは病気によって先進医療を開始した日からご加入の継続する期間を遡及して1年以前であるときは、②により算出した額をお支払いします。 (*1) 「先進医療」とは、治療を受けた日現在において、厚生労働省告示に基づき定められている評価療養のうち、別に厚生労働大臣が定めるもの(先進医療ごとに別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所において行われるものに限ります。)をいいます。医療技術、医療機関および適応症等が先進医療に該当しない場合、支払対象外となります。なお、先進医療の対象となる医療技術、医療機関および適応症等は、一般の保険診療への導入や承認取消等の事由によって、変動します。受療された日現在において、先進医療に該当しない場合、お支払いの対象外となります。 (*2) 先進医療の原因となった病気と医学上因果関係がある病気*を含みます。	被保険者が負担された次の費用を被保険者にお支払いします。 ア. 先進医療に要する費用(*) イ. 先進医療を受けるための病院等との間の交通費(転院、退院のための交通費を含みます。) ウ. 先進医療を受けるための宿泊費(1泊につき1万円限度) (*) 先進医療を受けた場合の費用のうち、保険外併用療養費およびこれに伴う一部負担金以外の費用をいいます。ただし、保険外併用療養費には、保険外併用療養費に相当する家族療養費を含みます。なお、保険外併用療養費とは、公的医療保険制度から給付される部分をいい、一部負担金とは公的医療保険制度と同様の本人負担金をいいます。 (注1) 加害者等から支払われる損害賠償金などがある場合は、被保険者が負担された費用から差し引きます。 (注2) 保険金のお支払額は、保険期間を通じ、先進医療費用保険金額が限度となります。 (注3) 補償内容が同様の保険契約(異なる保険種類の特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます。)*が他にある場合、補償の重複が発生することがあります。補償内容の差異や保険金額、加入の要否をご確認いただいたうえでご加入ください。	傷害保険金および疾病保険金の「保険金をお支払いしない主な場合」と同じ。ただし、疾病保険金の「保険金をお支払いしない主な場合」の(注)を次のとおり読み替えます。 (注) 保険期間の開始時(*5)より前に被ったケガまたは発病*した病気(*4)については保険金をお支払いしません。 ただし、先進医療に伴う費用を補償するプランに継続加入された場合で、ケガの原因となった事故発生の時または病気を発病した時が、そのケガまたは病気による先進医療を開始された日からご加入の継続する期間を遡及して1年以前であるときは、保険金をお支払いします。 (*4) その病気と医学上因果関係がある病気*を含みます。 (*5) 先進医療に伴う費用を補償するプランに継続加入された場合は、継続加入してきた最初のご契約の保険期間の開始時をいいます。

病気とケガ(団体総合生活補償保険(MS&AD型))

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	保険金のお支払額	保険金をお支払いしない主な場合								
がん診断保険金 ★がん診断保険金補償(待機期間不設定型)特約 	医師*によって、病理組織学的所見(生検)により特約記載のがん(悪性新生物)*に罹患したことが診断され、治療*を開始された場合(保険期間中にがんと診断された場合に限りします。) (注1)病理組織学的所見(生検)が得られない場合、他の所見による診断も認めることがあります。 (注2)【継続加入において、継続前後でご契約のお支払条件が異なる場合のご注意】 がん診断保険金を補償するプランに継続加入の場合で、被保険者ががん(悪性新生物)*を発病*した時がこの保険契約の保険期間の開始時より前であるときは、保険金のお支払額は次の①または②の金額のうち、いずれか低い額となります。 ①がん(悪性新生物)*を発病した時の保険契約のお支払条件で算出した金額 ②この保険契約のお支払条件で算出した金額 ただし、がん(悪性新生物)*を発病した時が、がん診断時の属する日からご加入の継続する期間を遡及して1年以前であるときは、②により算出した額をお支払いします。 (**)がん(悪性新生物)と医学上因果関係がある病気*を含みます。	がん診断保険金額の全額 (注1)保険期間中1回に限りします。 (注2)被保険者が医師*から傷病名の告知を受けていないことにより保険金を請求できない場合は、法律上の配偶者が被保険者に代わって保険金を請求することができます。なお、被保険者に法律上の配偶者がいない場合には、被保険者と生計を共にする配偶者以外の親族(6親等内の血族および3親等内の姻族をいいます。)*が被保険者に代わって保険金を請求することができます。	疾病保険金の「保険金をお支払いしない主な場合」((注)を除きます。)*のほか、次の場合は保険金をお支払いしません。 ●がん診断時が、この保険契約の始期日*より前の場合 ●既に保険金をお支払いしたがんの再発・転移によるがん(既に保険金をお支払いしたがんと同じ部位に再発したがんを含みます。)* など (*)この特約をセットしたご契約に継続加入された場合は、継続加入してきた最初のご契約の始期日をいいます。								
三大疾病診断保険金 ★三大疾病診断保険金補償(待機期間不設定型)特約 	医師*によって、特約記載の三大疾病(がん(悪性新生物)*、急性心筋梗塞、脳卒中をいいます。)*に罹患、発病*したことが診断され、治療*を開始し、下表の支払要件を充足した場合(保険期間中にがんと診断された場合、または急性心筋梗塞もしくは脳卒中により入院*された場合に限りします。) <table><tr><th>支払事由</th><th>支払要件</th></tr><tr><td>がん(悪性新生物)に罹患したこと。 ただし、病理組織学的所見(生検)(*1)により診断された場合に限りします。</td><td>—</td></tr><tr><td>急性心筋梗塞を発病したこと。</td><td>その急性心筋梗塞の治療を直接の目的として入院を開始したこと。</td></tr><tr><td>脳卒中を発病したこと。</td><td>その脳卒中の治療を直接の目的として入院を開始したこと。</td></tr></table> (*)1)病理組織学的所見(生検)が得られない場合、他の所見による診断も認めることがあります。 (注)【継続加入において、継続前後でご契約のお支払条件が異なる場合のご注意】 三大疾病診断保険金を補償するプランに継続加入の場合で、被保険者ががん(悪性新生物)、急性心筋梗塞または脳卒中(*2)を発病した時がこの保険契約の保険期間の開始時より前であるときは、保険金のお支払額は次の①または②の金額のうち、いずれか低い額となります。 ①がん(悪性新生物)、急性心筋梗塞または脳卒中を発病した時の保険契約のお支払条件で算出した金額 ②この保険契約のお支払条件で算出した金額 ただし、がん(悪性新生物)、急性心筋梗塞または脳卒中を発病した時が、がん診断時または急性心筋梗塞もしくは脳卒中による入院の開始時からご加入の継続する期間を遡及して1年以前であるときは、②により算出した額をお支払いします。 (*2)がん(悪性新生物)、急性心筋梗塞または脳卒中と医学上因果関係がある病気*を含みます。	支払事由	支払要件	がん(悪性新生物)に罹患したこと。 ただし、病理組織学的所見(生検)(*1)により診断された場合に限りします。	—	急性心筋梗塞を発病したこと。	その急性心筋梗塞の治療を直接の目的として入院を開始したこと。	脳卒中を発病したこと。	その脳卒中の治療を直接の目的として入院を開始したこと。	三大疾病診断保険金額の全額 (注1)保険期間中1回に限りします。 (注2)被保険者が医師*から傷病名の告知を受けていないことにより保険金を請求できない場合は、法律上の配偶者が被保険者に代わって保険金を請求することができます。なお、被保険者に法律上の配偶者がいない場合には、被保険者と生計を共にする配偶者以外の親族(6親等内の血族および3親等内の姻族をいいます。)*が被保険者に代わって保険金を請求することができます。	疾病保険金の「保険金をお支払いしない主な場合」((注)を除きます。)*のほか、次の場合は保険金をお支払いしません。 ●がん(悪性新生物)*、急性心筋梗塞または脳卒中を発病した時が、この保険契約の始期日*より前の場合 ●既に保険金をお支払いしたがんの再発・転移によるがん(既に保険金をお支払いしたがんと同じ部位に再発したがんを含みます。)* ●既に保険金をお支払いした急性心筋梗塞または脳卒中(これと医学上因果関係がある急性心筋梗塞または脳卒中を含みます。)* など (*)この特約をセットしたご契約に継続加入された場合は、継続加入してきた最初のご契約の始期日をいいます。
支払事由	支払要件										
がん(悪性新生物)に罹患したこと。 ただし、病理組織学的所見(生検)(*1)により診断された場合に限りします。	—										
急性心筋梗塞を発病したこと。	その急性心筋梗塞の治療を直接の目的として入院を開始したこと。										
脳卒中を発病したこと。	その脳卒中の治療を直接の目的として入院を開始したこと。										

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	保険金のお支払額	保険金をお支払いしない主な場合
介護一時金 本人介護 ★介護一時金 支払特約 	保険期間中に、被保険者(*)が要介護状態(要介護3以上の状態)*となり、180日を超えて継続した場合 (*)この特約の被保険者として加入者証等に記載された方をいいます。 (注)【継続加入において、継続前後でご契約のお支払条件が異なる場合のご注意】 被保険者が要介護状態となった場合に補償するプランに継続加入の場合で、要介護状態の原因となった事由が発生した時がこの保険契約の保険期間の開始時より前であるときは、保険金のお支払額は次の①または②の金額のうち、いずれか低い金額となります。 ①要介護状態の原因となった事由が発生した時の保険契約のお支払条件で算出した金額 ②この保険契約のお支払条件で算出した金額 ただし、要介護状態の原因となった事由が発生した時が、その要介護状態の要介護状態開始日からご加入の継続する期間を遡及して1年以前であるときは、②により算出した金額をお支払いします。	介護一時金額の全額 (注)介護一時金をお支払いした場合、この特約は失効します。	●保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方の故意または重大な過失による要介護状態 ●闘争行為、自殺行為または犯罪行為による要介護状態 ●自動車等*の無資格運転、酒気帯び運転*中の事故による要介護状態 ●麻薬、あへん、大麻または覚せい剤等の使用による要介護状態(ただし、治療*を目的として医師*がこれらのものを用いた場合は、保険金をお支払いします。) ●アルコール依存、薬物依存または薬物乱用による要介護状態(ただし、治療を目的として医師が薬物を用いた場合は、保険金をお支払いします。) ●戦争、その他の変乱*、暴動による要介護状態(テロ行為による要介護状態は、条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約により、保険金の支払対象となります。) ●地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波による要介護状態 ●核燃料物質等の放射性・爆発性等による要介護状態 ●原因がいかなくとも、頸(けい)部症候群*、腰痛その他の症状を訴えている場合に、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないもの* ●健康状況告知のご回答等により補償対象外とする病気(加入者証等に記載されます。その病気と医学上因果関係がある病気*を含みます。)による要介護状態 など (注)保険期間の開始時(*1)より前に要介護状態の原因となった事由(*2)が発生した場合は、保険金をお支払いしません。 ただし、この特約をセットしたご契約に継続加入された場合で、要介護状態の原因となった事由(*2)が発生した時が、その事由による要介護状態が開始した日からご加入の継続する期間を遡及して1年以前であるときは、介護一時金をお支払いします。 (*1)この特約をセットしたご契約に継続加入された場合は、継続加入してきた最初のご契約の保険期間の開始時をいいます。 (*2)公的介護保険制度*を定める法令の規定による要介護認定または要支援認定の効力が発生した場合を含みます。

保険金の種類		保険金をお支払いする場合	保険金のお支払額	保険金をお支払いしない主な場合
終身介護(団体総合生活補償保険(MS&AD型)) 傷害保険金	傷害死亡保険金 ★傷害補償(MS&AD型)特約 	保険期間中の事故によるケガ*のため、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合	傷害死亡・後遺障害保険金額の全額 (注1) 傷害死亡保険金受取人(定めなかった場合は被保険者の法定相続人)にお支払いします。 (注2) 既にお支払いした傷害後遺障害保険金がある場合は、傷害死亡・後遺障害保険金額から既にお支払いした傷害後遺障害保険金の額を差し引いた額をお支払いします。	● 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方の故意または重大な過失によるケガ* ● 闘争行為、自殺行為または犯罪行為によるケガ ● 自動車等*の無資格運転、酒気帯び運転*または麻薬等を使用しての運転中のケガ ● 脳疾患、病氣*または心神喪失によるケガ ● 妊娠、出産、早産または流産によるケガ ● 引受保険会社が保険金を支払うべきケガの治療*以外の外科的手術その他の医療処置によるケガ ● 戦争、その他の変乱*、暴動によるケガ(テロ行為によるケガは、条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約により、保険金の支払対象となります。) ● 地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波によるケガ ● 核燃料物質等の放射性・爆発性等によるケガ ● 原因がいかなくとも、頸(けい)部症候群*、腰痛その他の症状を訴えている場合に、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないもの* ● 入浴中の溺水*(ただし、引受保険会社が保険金を支払うべきケガによって発生した場合には、保険金をお支払いします。) ● 原因がいかなくとも、誤嚥(えん)*によって発生した肺炎 ● 別記の「補償対象外となる運動等」を行っている間のケガ ● 別記の「補償対象外となる職業」に従事中のケガ ● 乗用具*を用いて競技等*をしている間のケガ など (注) 細菌性食中毒およびウイルス性食中毒は、補償の対象にはなりません。
	傷害後遺障害保険金 ★傷害補償(MS&AD型)特約 	保険期間中の事故によるケガ*のため、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に後遺障害*が発生した場合	傷害死亡・後遺障害保険金額 × 約款所定の保険金支払割合(4%~100%) (注1) 政府防災保険に準じた等級区分ごとに定められた保険金支払割合で、傷害後遺障害保険金をお支払いします。 (注2) 被保険者が事故の発生の日からその日を含めて180日を超過てなお治療*を要する状態にある場合は、引受保険会社は、事故の発生の日からその日を含めて181日目における医師*の診断に基づき後遺障害*の程度を認定して、傷害後遺障害保険金をお支払いします。 (注3) 同一の部位に後遺障害を加重された場合は、既にあった後遺障害に対する保険金支払割合を控除して、保険金をお支払いします。 (注4) 既にお支払いした傷害後遺障害保険金がある場合は、傷害死亡・後遺障害保険金額から既にお支払いした傷害後遺障害保険金の額を差し引いた額が限度となります。また、保険期間を通じてお支払いする傷害後遺障害保険金は、傷害死亡・後遺障害保険金額が限度となります。	
	介護一時金 【本人介護】 ★介護一時金支払特約 ☆要介護3以上から要介護2以上への補償範囲拡大に関する特約(介護一時金支払特約用)セット 	保険期間中に、被保険者(*)が要介護状態(要介護2以上の状態)*となり、90日を超過て継続した場合 (*) この特約の被保険者として加入者証等に記載された方をいいます。 (注) 【継続加入において、継続前後でご契約のお支払条件が異なる場合がございます】 被保険者が要介護状態となった場合に補償するプランに継続加入の場合で、要介護状態の原因となった事由が発生した時がこの保険契約の保険期間の開始日より前であるときは、保険金のお支払額は次の①または②の金額のうち、いずれか低い金額となります。 ① 要介護状態の原因となった事由が発生した時の保険契約のお支払条件で算出した金額 ② この保険契約のお支払条件で算出した金額 ただし、要介護状態の原因となった事由が発生した時が、その要介護状態の要介護状態開始日からご加入の継続する期間を遡りして1年以前であるときは、②により算出した金額をお支払いします。	介護一時金額の全額 (注) 介護一時金をお支払いした場合、この特約は失効します。	● 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方の故意または重大な過失による要介護状態 ● 闘争行為、自殺行為または犯罪行為による要介護状態 ● 自動車等*の無資格運転、酒気帯び運転*中の事故による要介護状態 ● 麻薬、あへん、大麻または覚せい剤等の使用による要介護状態(ただし、治療*を目的として医師*がこれらのものを用いた場合は、保険金をお支払いします。) ● アルコール依存、薬物依存または薬物乱用による要介護状態(ただし、治療を目的として医師が薬物を用いた場合は、保険金をお支払いします。) ● 戦争、その他の変乱*、暴動による要介護状態(テロ行為による要介護状態は、条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約により、保険金の支払対象となります。) ● 地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波による要介護状態 ● 核燃料物質等の放射性・爆発性等による要介護状態 ● 原因がいかなくとも、頸(けい)部症候群*、腰痛その他の症状を訴えている場合に、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないもの* ● 健康状況告知のご回答等により補償対象外とする病氣(加入者証等に記載される病氣*を含みます。)による要介護状態 など

制度概要	生命保険	病気とケガ	終身介護	交通傷害・総合賠償	長期所得補償	ハイライフ年金	保険金をお支払いする場合・しない場合	取扱内容	重要事項のご説明	手続きのご案内	記入例
------	------	-------	------	-----------	--------	---------	--------------------	------	----------	---------	-----

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	保険金のお支払額	保険金をお支払いしない主な場合
介護一時金 本人介護 ★介護一時金 支払特約 ☆要介護3以上か ら要介護2以上 への補償範囲拡 大に関する特約 (介護一時金支 払特約用)セット 			前ページの続き (注) 保険期間の開始時(*1)より前に要介護状 態の原因となった事由(*2)が発生した場合 は、保険金をお支払いしません。 ただし、この特約をセットしたご契約に継 続加入された場合で、要介護状態の原因 となった事由(*2)が発生した時が、その事 由による要介護状態が開始した日からご 加入の継続する期間を遡及して1年以前 であるときは、介護一時金をお支払いし ます。 (*1) この特約をセットしたご契約に継続加入 された場合は、継続加入してきた最初 のご契約の保険期間の開始時をいいます。 (*2) 公的介護保険制度*を定める法令の規定 による要介護認定または要支援認定の 効力が発生した場合を含みます。
介護年金 本人介護 ★介護年金 支払特約 ☆要介護3以上か ら要介護2以上 への補償範囲 拡大に関する特 約(介護年金支 払特約用) 	保険期間中に、被保険者(*)が要 介護状態(要介護2以上の状 態)*となり、90日を超えて継続 した場合 (*) この特約の被保険者として 加入者証等に記載された方 をいいます。 (注) 【継続加入において、継続 前後でご契約のお支払条 件が異なる場合のご注意】 要介護状態となった場合に 補償するプランに継続加入 の場合で、要介護状態の原 因となった事由が発生した 時がこの保険契約の保険 期間の開始時より前であ るときは、保険金のお支払 額は次の①または②の金額 のうち、いずれか低い金額 となります。 ① 要介護状態の原因とな った事由が発生した時の保 険契約のお支払条件で 算出した金額 ② この保険契約のお支払 条件で算出した金額 ただし、要介護状態の原因 となった事由が発生した時 が、その要介護状態の要介 護状態開始日からご加入 の継続する期間を遡及して1 年以前であるときは、②に より算出した金額をお支払 いします。	要介護状態(要介護2以上の状態)*となっ ている期間1日につき、介護年金の年額 (ご加入いただくコースにより60万円、 120万円、180万円)を365で除して得 た額(円未満に端数が生じたときは円単 位に切り上げます。)	● 保険契約者、被保険者または保険金を受け 取るべき方の故意または重大な過失による 要介護状態 ● 闘争行為、自殺行為または犯罪行為による 要介護状態 ● 自動車等*の無資格運転、酒気帯び運転* 中の事故による要介護状態 ● 麻薬、あへん、大麻または覚せい剤等の使用 による要介護状態(ただし、治療*を目的 として医師*がこれらのものをを用いた場合は、 保険金をお支払いします。) ● アルコール依存、薬物依存または薬物乱用 による要介護状態(ただし、治療を目的と して医師が薬物を用いた場合は、保険金をお 支払いします。) ● 戦争、その他の変乱*、暴動による要介護状 態(テロ行為による要介護状態は、条件付戦 争危険等免責に関する一部修正特約により、 保険金の支払対象となります。) ● 地震もしくは噴火またはこれらを原因とす る津波による要介護状態 ● 核燃料物質等の放射性・爆発性等による要 介護状態 ● 原因がいかなくとも、頸(けい)部症候 群*、腰痛その他の症状を訴えている場合に、 それを裏付けるに足りる医学的他覚所見の ないもの* ● 健康状況告知のご回答等により補償対象外 とする病気(加入者証等に記載されます。そ の病気と医学上因果関係がある病気*を含 みます。)による要介護状態 など (注) 保険期間の開始時(*1)より前に要介護状 態の原因となった事由(*2)が発生した場合 は、保険金をお支払いしません。 ただし、この特約をセットしたご契約に継 続加入された場合で、要介護状態の原因 となった事由(*2)が発生した時が、その事 由による要介護状態が開始した日からご 加入の継続する期間を遡及して1年以前 であるときは、介護年金をお支払いします。 (*1) この特約をセットしたご契約に継続加入 された場合は、継続加入してきた最初 のご契約の保険期間の開始時をいいます。 (*2) 公的介護保険制度*を定める法令の規定 による要介護認定または要支援認定の 効力が発生した場合を含みます。

保険金の種類		保険金をお支払いする場合	保険金のお支払額	保険金をお支払いしない主な場合
交通傷害・総合賠償(団体総合生活補償保険(標準型)共通)	傷害死亡保険金 ★傷害補償 (標準型)特約 	保険期間中の事故によるケガ*のため、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合 (注)「交通傷害」には交通事故危険のみ補償特約がセットされているため、交通事故*によるケガに限り保険金をお支払いします。	<u>傷害死亡・後遺障害保険金額の全額</u> (注1) 傷害死亡保険金受取人(定めなかった場合は被保険者の法定相続人)にお支払いします。 (注2) 既にお支払いした傷害後遺障害保険金がある場合は、傷害死亡・後遺障害保険金額から既にお支払いした傷害後遺障害保険金の額を差し引いた額をお支払いします。	●保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方の故意または重大な過失によるケガ* ●闘争行為、自殺行為または犯罪行為によるケガ ●自動車等*の無資格運転、酒気帯び運転*または麻薬等を使用しての運転中のケガ ●脳疾患、病気または心神喪失によるケガ ●妊娠、出産、早産または流産によるケガ ●引受保険会社が保険金を支払うべきケガの治療*以外の外科的手術その他の医療処置によるケガ ●戦争、その他の変乱*、暴動によるケガ(テロ行為によるケガは、条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約により、保険金の支払対象となります。) ●地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波によるケガ ●核燃料物質等の放射性・爆発性等によるケガ ●原因がいかなくなるときでも、頸(けい)部症候群*、腰痛その他の症状を訴えている場合に、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないもの* ●入浴中の溺水*(ただし、引受保険会社が保険金を支払うべきケガによって発生した場合には、保険金をお支払いします。) ●原因がいかなくなるときでも、誤嚥(えん)*によって発生した肺炎 ●別記の「補償対象外となる運動等」を行っている間のケガ ●乗用具*を用いて競技等*をしている間のケガ など (注) 細菌性食中毒およびウイルス性食中毒は、補償の対象にはなりません。
	傷害後遺障害保険金 ★傷害補償 (標準型)特約 	保険期間中の事故によるケガ*のため、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に後遺傷害*が発生した場合 (注)「交通傷害」には交通事故危険のみ補償特約がセットされているため、交通事故*によるケガに限り保険金をお支払いします。	<u>傷害死亡・後遺障害保険金額</u> × <u>約款所定の保険金支払割合(4%~100%)</u> (注1) 政府労災保険に準じた等級区分ごとに定められた保険金支払割合で、傷害後遺障害保険金をお支払いします。 (注2) 被保険者が事故の発生の日からその日を含めて180日を超えてなお治療*を要する状態にある場合は、引受保険会社は、事故の発生の日からその日を含めて181日目における医師*の診断に基づき後遺障害*の程度を認定して、傷害後遺障害保険金をお支払いします。 (注3) 同一の部位に後遺障害を加重された場合は、既にあった後遺障害に対する保険金支払割合を控除して、保険金をお支払いします。 (注4) 既にお支払いした傷害後遺障害保険金がある場合は、傷害死亡・後遺障害保険金額から既にお支払いした傷害後遺障害保険金の額を差し引いた額が限度となります。また、保険期間を通じてお支払いする傷害後遺障害保険金は、傷害死亡・後遺障害保険金額が限度となります。	
交通傷害(団体総合生活補償保険(標準型))	傷害入院保険金 ★傷害補償 (標準型)特約 ☆交通事故危険のみ補償特約 セット 	保険期間中の交通事故*によるケガ*のため、入院*された場合(以下、この状態を「傷害入院」といいます。)	<u>傷害入院保険金日額</u> × <u>傷害入院の日数</u> (注1) 事故の発生の日からその日を含めて180日を経過した後の入院*に対しては傷害入院保険金をお支払いしません。また、お支払いする傷害入院の日数は180日が限度となります。 (注2) 傷害入院保険金をお支払いする期間中にさらに傷害入院保険金の「保険金をお支払いする場合」に該当するケガ*を被った場合は、傷害入院保険金を重ねてはお支払いしません。	<交通事故危険のみ補償特約をセットする場合> 上記に追加される事由 ●交通乗用具*を用いて競技等*をしている間のケガ ●職務として交通乗用具への荷物、貨物等の積み込み作業、積卸し作業または交通乗用具上での整理作業中のケガ、および交通乗用具の修理、点検、整備または清掃作業中のケガ ●職務または実習のための船舶搭乗中のケガ ●グライダー、飛行船、超軽量動力機、ジャイロプレーンに搭乗中のケガ ●航空運送事業者が路線を定めて運行する航空機以外の航空機を操縦している間またはその航空機に職務として搭乗している間のケガ など
	傷害手術保険金 ★傷害補償 (標準型)特約 ☆交通事故危険のみ補償特約 セット	保険期間中の交通事故*によるケガ*の治療*のため、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に手術*を受けられた場合	①入院*中に受けた手術*の場合 <u>傷害入院保険金日額</u> × <u>10</u> ②①以外の手術の場合 <u>傷害入院保険金日額</u> × <u>5</u> (注) 1事故に基づくケガ*について、1回の手術に限りです。また、1事故に基づくケガ*について①および②の手術を受けた場合は、①の算式によります。	
	傷害通院保険金 ★傷害補償 (標準型)特約 ☆交通事故危険のみ補償特約 セット 	保険期間中の交通事故*によるケガ*のため、通院*された場合(以下、この状態を「傷害通院」といいます。) (注) 通院されない場合で、骨折、脱臼、靱(じん)帯損傷等のケガを被った所定の部位*を固定するために医師*の指示によりギプス等*を常時装着したときは、その日数について傷害通院したものとみなします。	<u>傷害通院保険金日額</u> × <u>傷害通院の日数</u> (注1) 事故の発生の日からその日を含めて180日を経過した後の通院*に対しては傷害通院保険金をお支払いしません。また、お支払いする傷害通院の日数は90日が限度となります。 (注2) 傷害入院保険金をお支払いする期間中に傷害通院された場合は、傷害通院保険金をお支払いしません。 (注3) 傷害通院保険金をお支払いする期間中にさらに傷害通院保険金の「保険金をお支払いする場合」に該当するケガ*を被った場合は、傷害通院保険金を重ねてはお支払いしません。	上記から除外される事由 ●別記の「補償対象外となる運動等」を行っている間のケガ ●乗用具*を用いて競技等*をしている間のケガ

制度概要

生命保険

病気とケガ

終身介護

交通傷害 総合賠償

長期所得補償

ハイレイフ年金

保険金をお支払いする場合
しない場合

取扱内容

重要事項のご説明

手続きのご案内

記入例

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	保険金のお支払額	保険金をお支払いしない主な場合
日常生活賠償保険金 ★日常生活賠償特約 	①保険期間中の次のア、またはイ、の偶然な事故により、他人の生命または身体を害したり、他人の物を壊したりして、法律上の損害賠償責任を負われた場合 ②日本国内において保険期間中の次のア、またはイ、の偶然な事故により、誤って線路へ立入ってしまったこと等が原因で電車等 ^(※1) を運行不能 ^(※2) にさせ、法律上の損害賠償責任を負われた場合 ア、本人の居住の用に供される住宅 ^(※3) の所有、使用または管理に起因する偶然な事故 イ、被保険者の日常生活に起因する偶然な事故 (※1) 電車、自動車、モノレール等の軌道上を走行する陸上の乗用具 [*] をいいます。 (※2) 正常な運行ができなくなることをいいます。ただし、運行することにつき、物理的な危険を伴うものをいいます。 (※3) 敷地内の動産および不動産を含みます。 (注) 被保険者の範囲は、本人、配偶者 [*] 、同居の親族および別居の未婚 [*] の子となります。なお、これらの方が責任無能力者である場合は、親権者・法定監督義務者・監督義務者に代わって責任無能力者を監督する方(責任無能力者の6親等内の血族、配偶者および3親等内の姻族に限りです。)を被保険者とします。「同居の親族」とは、本人またはその配偶者と同居の、本人またはその配偶者の6親等内の血族および3親等内の姻族をいいます。「別居の未婚の子」とは、本人またはその配偶者と別居の、本人またはその配偶者の未婚の子をいいます。	被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額 + 判決により支払を命ぜられた訴訟費用または判決日までの遅延損害金 - 被保険者が損害賠償請求権者に対して損害賠償金を支払ったことにより代位取得するものがある場合は、その価額 - 免責金額 [*] (0円) (注1) 1回の事故につき、日常生活賠償保険金額が限度となります。 (注2) 損害賠償金額等の決定については、あらかじめ引受保険会社の承認を必要とします。 (注3) 上記算式により計算した額とは別に、損害の発生または拡大を防止するために必要または有益であった費用、示談交渉費用、争訟費用等をお支払いします。 (注4) 日本国内において発生した事故については、被保険者のお申出により、示談交渉をお引受けします。ただし、損害賠償請求権者が同意されない場合、被保険者が負担する法律上の損害賠償責任の額が日常生活賠償保険金額を明らかに超える場合、正当な理由なく被保険者が協力を拒んだ場合、損害賠償請求に関する訴訟が日本国外の裁判所に提起された場合には示談交渉を行うことができませんのでご注意ください。 (注5) 補償内容が同様の保険契約(異なる保険種類の特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます。)が他にある場合、補償の重複が発生することがあります。補償内容の差異や保険金額、加入の可否をご確認いただいたうえでご加入ください。	●保険契約者、被保険者またはこれらの方の法定代理人の故意による損害 ●被保険者の業務遂行に直接起因する損害賠償責任(仕事上の損害賠償責任) ●他人から借りたり預かったりした物を壊したことによる損害賠償責任 ●被保険者と同居する親族 [*] に対する損害賠償責任 ●被保険者の使用人(家事使用人を除きます。)が業務従事中に被った身体の障害に起因する損害賠償責任 ●第三者との損害賠償に関する約定によって加重された損害賠償責任 ●心神喪失に起因する損害賠償責任 ●被保険者または被保険者の指図による暴行、殴打による損害賠償責任 ●自動車等 [*] の車両(ゴルフ場敷地内におけるゴルフカートを除きます。)、船舶、航空機、銃器、業務のために使用する動産または不動産の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任 ●戦争、その他の変乱 [*] 、暴動による損害 ●地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波による損害 ●核燃料物質等の放射性・爆発性等による損害 など
携行品損害保険金 ★携行品損害補償特約 ☆新価保険特約(携行品損害補償特約用)セット 	保険期間中の偶然な事故(盗難・破損・火災など)により、携行品 ^(※1) に損害が発生した場合 (※1)「携行品」とは、被保険者が住宅(敷地を含みます。)外において携行している被保険者所有の身の回り品 ^(※2) をいいます。ただし、別記の「補償対象外となる主な『携行品』」を除きます。 (※2)「身の回り品」とは、被保険者が所有する、日常生活において職務の遂行以外の目的で使用する動産(カメラ、衣類、レジャー用品等)をいいます。	損害の額 - 免責金額 [*] (1回の事故につき3,000円) (注1) 損害の額は、再調達価額 [*] によって定めます。ただし、被害物が貴金属等の場合には、保険価額によって定めます。なお、被害物の損傷を修繕しうる場合においては、損害発生直前の状態に復するのに必要な修繕費をもって損害の額を定め、価値の下落(格落損)は含みません。この場合においても、修繕費が再調達価額を超えるときは、再調達価額を損害の額とします。 (注2) 損害の額は、1個、1組または1対のものについて10万円が限度となります。ただし、通貨または乗車券等(鉄道・船舶・航空機の乗車船券・航空券、宿泊券、観光券または旅行券をいいます。ただし、定期券は含まれません。)もしくは小切手については1回の事故につき5万円が限度となります。 (注3) 保険金のお支払額は、保険期間を通じ、携行品損害保険金額が限度となります。 (注4) 補償内容が同様の保険契約(異なる保険種類の特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます。)が他にある場合、補償の重複が発生することがあります。補償内容の差異や保険金額、加入の可否をご確認いただいたうえでご加入ください。	●保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方の故意または重大な過失による損害 ●被保険者と同居する親族 [*] の故意による損害 ●自動車等 [*] の無資格運転、酒気帯び運転 [*] または麻薬等を使用している運転中の事故による損害 ●公権力の行使(差し押え・没収・破壊等)による損害 ●携行品の自然の消耗、劣化、性質による変色・さび・かび・腐敗・ひび割れ・はがれ・発酵・自然発熱、ねずみ食い、虫食い、欠陥等による損害 ●携行品の平常の使用または管理において通常発生し得るすり傷、かき傷、塗料のはがれ落ち、ゆがみ、たわみ、へこみその他外観上の損傷または保険の対象の汚損であって、携行品が有する機能の喪失または低下を伴わない損害 ●偶然な外来の事故に直接起因しない携行品の電氣的事故・機械的事故(故障等)による損害。ただし、これらの事由によって発生した火災による損害を除きます。 ●携行品である液体の流出による損害。ただし、その結果として他の携行品に発生した損害を除きます。 ●携行品の置き忘れまたは紛失による損害 ●戦争、その他の変乱 [*] 、暴動による損害(テロ行為による損害は、条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約により、保険金の支払対象となります。) ●地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波による損害 ●核燃料物質等の放射性・爆発性等による損害 ●別記の「補償対象外となる主な『携行品』」の損害 など

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	保険金のお支払額	保険金をお支払いしない主な場合
ホールインワン・アルバトロス費用保険金 ★ホールインワン・アルバトロス費用補償特約 (団体総合生活補償保険用) 	日本国内のゴルフ場*において被保険者が達成した次のホールインワン*またはアルバトロス*について、達成のお祝いとして実際にかった費用をお支払いします。 ①次のアおよびイの両方が目撃したホールインワンまたはアルバトロス ア. 同伴競技者* イ. 同伴競技者以外の第三者(同伴キャディ*等。具体的には次の方をいいます。) 同伴キャディ、ゴルフ場使用人、ゴルフ場内の売店運営業者、ワン・オン・イベント業者、先行・後続のパーティのプレイヤー、公式競技参加者、公式競技の競技委員、ゴルフ場に入出りする造園業者・工業者 など (注)原則として、セルフプレー中に達成したホールインワンまたはアルバトロスは保険金支払いの対象にはなりません。セルフプレーでキャディを同伴していない場合は、同伴キャディの目撃証明に替えて前記イの目撃証明がある場合に限り保険金をお支払いします。 ②達成証明資料(*1)によりその達成を客観的に証明できるホールインワンまたはアルバトロスなお、対象となるホールインワンまたはアルバトロスは、 ●アマチュアゴルファーが、ゴルフ場で、パー35以上の9ホールを正規にラウンドし、 ●1名以上の同伴競技者と共に(公式競技の場合は同伴競技者は不要です。)プレー中のホールインワンまたはアルバトロスで、 ●その達成および目撃証明を引受保険会社所定のホールインワン・アルバトロス証明書(*2)により証明できるものに限ります。 (*1)「達成証明資料」とは、ビデオ映像等によりホールインワンまたはアルバトロスの達成を客観的に確認できる記録媒体に記録された映像等資料をいいます。 (*2)「引受保険会社所定のホールインワン・アルバトロス証明書」には次のすべての方の署名または記名・押印が必要です。 (a) 同伴競技者 (b) 同伴競技者以外のホールインワンまたはアルバトロスの達成を目撃した第三者(達成証明資料がある場合は不要です。) (c) ゴルフ場の支配人、責任者またはその業務を代行もしくは行使する権限を有する者 (注)この特約は、ゴルフの競技または指導を職業としている方が被保険者となる場合にはセットすることができません。	下の費用のうち実際に支出した額 ア. 贈呈用記念品購入費用(*1) イ. 祝賀会に要する費用 ウ. ゴルフ場*に対する記念植樹費用 エ. 同伴キャディ*に対する祝儀 オ. その他慣習として負担することが適当な社会貢献、自然保護(*2)またはゴルフ競技発展に役立つ各種費用、ゴルフ場の使用人に対する謝礼費用、記念植樹を認めないゴルフ場においてホールインワン*またはアルバトロス*を記念して作成するモニュメント等の費用(ただし、保険金額の10%が限度となります。) (*1)贈呈用記念品には、貨幣、紙幣、有価証券、商品券等の物品切手、プリペイドカードは含まれません。ただし、被保険者が達成を記念して特に作成したプリペイドカードは贈呈用記念品に含まれます。 (*2)自然保護には、公益社団法人ゴルフ緑化促進会への寄付をご希望される場合などを含みます。 (注1)保険金のお支払額は、1回のホールインワンまたはアルバトロスごとにホールインワン・アルバトロス費用保険金額が限度となります。 (注2)ホールインワン・アルバトロス費用を補償する保険を複数(引受保険会社、他の保険会社を問いません。)ご加入の場合、ホールインワン・アルバトロス費用保険金のお支払額は単純に合算されず、最も高い保険金額が限度となります。 (注3)補償内容が同様の保険契約(異なる保険種類の特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます。)が他にある場合、補償の重複が発生することがあります。補償内容の差異や保険金額、加入の要否をご確認いただいたうえでご加入ください。 (注4)保険金のご請求には、引受保険会社所定のホールインワン・アルバトロス証明書および各種費用の支払いを証明する領収書等の提出が必要となります。	●日本国外で達成したホールインワン*またはアルバトロス* ●ゴルフ場*の経営者が、その経営するゴルフ場で達成したホールインワンまたはアルバトロス ●ゴルフ場の使用人(*)が実際に働いているゴルフ場で達成したホールインワンまたはアルバトロス など (*)「ゴルフ場の使用人」には、臨時雇いを含みます。

総合賠償(団体総合生活補償保険(標準型))

制度概要

生命保険

病気とケガ

終身介護

交通傷害 総合賠償

長期所得補償

ハイライフ年金

保険金をお支払いする場合しない場合

取扱内容

重要事項のご説明

手続きのご案内

記入例

お支払いする保険金のご説明 長期所得補償(団体長期障害所得補償保険)

団体長期障害所得補償保険の普通保険約款、特約または協定事項明細書(協定書)(以下「協定書」といいます)の補償内容および保険金をお支払いしない主な場合をご説明します。詳しくは、ご契約のしおり(普通保険約款・特約)または協定書をご参照ください。

(注)ご契約のしおり(普通保険約款・特約)および協定書は保険契約者が保管しています。また、協定書は保険契約者と引受保険会社との間で取り交わしております。

普通保険約款の補償内容

<ご注意>

被保険者またはそのご家族がご契約されている他の保険契約等(異なる保険種類の特約や引受保険会社以外の保険契約または共済契約を含みます。)により、既に被保険者について同種の補償がある場合、補償が重複し、保険料が無駄になることがあります。

補償が重複すると、補償の対象となる事故について、どちらの保険契約からでも補償されますが、いずれか一方の保険契約からは保険金が支払われない場合があります。

補償内容の差異や保険金額等を確認していただき、ご加入の要否をご判断のうえ、加入してください。

(*)複数あるご契約のうち、これらの補償が1つのご契約のみにセットされている場合、ご契約を解約されたとき等は、補償がなくなることがありますのでご注意ください。

- 被保険者(補償の対象となる方)が身体障害*を被り、その直接の結果として保険期間中に就業障害*が開始した場合に限り、てん補期間*中の就業障害である期間に対して、保険金の算出の基礎となる支払基礎所得額*を基に普通保険約款、協定書記載の方法により算出した額を保険金としてお支払いします。
- 被保険者は協定書に規定された方となります。
- 保険金支払対象外の身体障害の影響などにより、保険金を支払うべき身体障害の程度が大きくなった場合は、その影響がなかったときに相当する金額をお支払いします。

保険金の種類		保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金の額	保険金をお支払いしない主な場合
団体長期障害 所得補償 保険金		身体障害*により、 就業障害*となった 場合	てん補期間*中の就業障害*である期間 1か月につき、次の額をお支払いします。 支払基礎所得額* × 所得喪失率* × 約定給付率* (100%) (注1) お支払いする保険金の額は、てん補 期間中の就業障害である期間1か月 について、協定書に定める最高保険金 支払月額* (30万円) を限度とします。 (注2) 協定書に定めるてん補期間を限度とします。 (注3) 支払基礎所得額に約定給付率を乗じ た額が平均月間所得額*を超える場合 は、平均月間所得額を約定給付率で 割った額を支払基礎所得額とします。 (注4) てん補期間中における就業障害である期間 が1か月に満たない場合または1か月未満 の端日数が生じた場合は、1か月を30日とし た日割計算により保険金の額を決定します。 (注5) 同一の身体障害*により、免責期間* を超える就業障害*が終了した日から その日を含めて6か月以内に再び就業 障害となった場合は、前の就業障害*と 同一の就業障害*として取り扱います。 (注6) 保険金または共済金が支払われる他の 保険契約等*がある場合において、それ ぞれの保険契約または共済契約の支払 責任額*の合計額が、平均月間所得額 に所得喪失率を乗じた額を超えるときは、 下記の額を就業障害である期間1か月 あたりの保険金としてお支払いします。 ・他の保険契約等から保険金または共済金が 支払われていない場合は、この保険契約の就業 障害である期間1か月あたりの支払責任額* ・他の保険契約等から保険金または共済金 が支払われた場合は、平均月間所得 額に所得喪失率を乗じた額から、他の 保険契約等から支払われた就業障害で ある期間1か月あたりの保険金または 共済金の合計額を差し引いた残額。 ただし、この保険契約の就業障害で ある期間1か月あたりの支払責任 額*を限度とします。 (*) 他の保険契約等がないものとして算出した支 払うべき保険金または共済金の額をいいます。 【継続加入において、継続前後でご契約の お支払条件が異なる場合のご注意】 就業障害を補償するご契約に継続加入の場合で、 ケガの原因となった事故発生の時または病気を発 病した時がこの保険契約の保険期間の開始時よ り前であるときは、保険金のお支払額は次の①ま たは②の金額のうち、いずれか低い金額となります。 ①ケガの原因となった事故発生の時または病気を発 病した時の保険契約のお支払条件で算出した金額 ②この保険契約のお支払条件で算出した金額 ただし、ケガの原因となった事故発生の時または 病気を発病した時が就業障害となった日からご 加入の継続する期間を遡及して1年以前である ときは、②により算出した金額をお支払いします。	(1) 新規加入日からその日を含めて12か月以内に就業障害* になった場合、就業障害の原因となった身体障害*につい て、新規加入日の前日から遡及して12か月以内に、医師等 の治療、診察、診断を受けたとき、治療のために服薬して いたとき、または、通常は医師に診察を受けるような症状 が現れていたときは、保険金をお支払いできません。 (2) 次のいずれかの就業障害*に対しては、保険金をお支払いできません。 ①保険契約者、被保険者または保険金受取人の故意または 重大な過失によって被った身体障害*による就業障害 ②被保険者の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって 被った身体障害*による就業障害 ③治療を目的として医師が使用した場合以外における被保 険者の麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の使用 によって被った身体障害*による就業障害 ④戦争、外国の武力行使、革命、内乱等の事変または暴動に よって被った身体障害*による就業障害* ^(※1) ⑤地震もしくは噴火またはこれらによる津波によって被った 身体障害*による就業障害 ⑥核燃料物質などの放射性・爆発性・有害な特性によって 被った身体障害*による就業障害 ⑦上記⑥以外の放射線照射または放射能汚染によって被った 身体障害*による就業障害 ⑧むちうち症または腰痛等で医学的他覚所見のないものによる就業障害* ^(※2) ⑨被保険者が次のいずれかに該当する間に発生した事故に よって被ったケガによる就業障害 ア. 法令に定められた運転資格を持たないで自動車また は原動機付自転車を運転している間 イ. 道路交通法第65条第1項に定める酒気を帯びた状態 で自動車または原動機付自転車を運転している間 ⑩被保険者が被った精神障害を原因として発生した就業障害* ^(※3) ⑪被保険者の妊娠、出産、早産または流産によって被った身 体障害*による就業障害 ⑫発熱等の他覚的症候のない感染による就業障害* ^(※4) など (3) 健康に関する告知の回答内容等により補償対象外とす る病気* ^(※5) 等 (加入者証等に記載されます。) による就業 障害*に対しては、保険金をお支払いできません。 (※1) テロ行為によって発生した身体障害*に関しては、自動 セットの特約により保険金お支払いの対象となります。 (※2) 被保険者が自覚症状を訴えている場合であっても、レントゲン 検査、脳波所見、神経学的検査、眼科・耳鼻科検査等により その根拠を客観的に証明することができないものをいいます。 (※3) 「精神障害補償特約」がセットされた場合、平成6年10 月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目* ^(※6) 中の次の分類番号に該当する精神障害 (統合失調症、躁 (そう) 病、うつ病等) を原因として発生した就業障害は 保険金のお支払い対象となります。 (1) F04～F09 (2) F20～F51 (3) F53～F54 (4) F59～F63 (5) F68～F69 (6) F84～F89 (7) F91～F92 (8) F95 (9) F99 (※4) 病原体が生体内に侵入、定着、増殖することをいいます。 (※5) その病気と医学上因果関係がある病気を含みます。 (※6) 分類項目の内容については厚生労働省大臣官房統計 情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要 ICD- 10(2003年版) 準拠」によります。
			長期所得補償 (団体長期障害所得補償保険)	

「病気とケガ」「終身介護」「交通傷害」「総合賠償」「長期所得補償」について

【特約の説明】

セットする特約	特約の説明
条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約(自動セット)	保険金をお支払いしない場合のうち「戦争、その他の変乱*、暴動」については、テロ行為はお支払いの対象となります。テロ行為とは、政治的、社会的もしくは宗教・思想的な主義・主張を有する団体・個人またはこれと連帯するものがその主義・主張に関して行う暴力的行動をいいます。
天災危険補償特約(天災オプション)	地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波によるケガ*のときも、傷害保険金をお支払いします。 同様の取扱いとなる保険金 先進医療費用保険金
成人病2倍支払特約(ワイドプラン)	被保険者の病気*が特約記載の成人病(がん(悪性新生物)*、糖尿病、心疾患、高血圧性疾患、脳血管疾患のうち、特約記載の病気をいいます。)であるとき、その治療*を目的とする入院*および通院*の期間ならびに手術*および放射線治療*に対して、疾病保険金を2倍にしてお支払いします。この場合、保険金の請求に関する特約が自動的にセットされます。
女性特定疾病2倍支払特約(レディースプラン)	被保険者の病気*が特約記載の女性特定疾病*であるとき、その治療*を目的とする入院*および通院*の期間ならびに手術*および放射線治療*に対して、疾病保険金を2倍にしてお支払いします。この場合、保険金の請求に関する特約が自動的にセットされます。
保険金の請求に関する特約(ワイドプラン、レディースプラン)	被保険者が医師*から傷病名の告知を受けていないことにより保険金を請求できない場合は、法律上の配偶者が被保険者に代わって保険金を請求することができます。 (注) 被保険者に法律上の配偶者がいない場合には、被保険者と生計を共にする配偶者以外の親族(6親等内の血族および3親等内の姻族をいいます。)が被保険者に代わって保険金を請求することができます。 本特約が適用される傷病名 成人病、女性特定疾病*

(☆) 疾病保険金(疾病入院保険金、疾病手術保険金、疾病放射線治療保険金、疾病通院保険金)

【継続加入において、継続前後でご契約のお支払条件が異なる場合のご注意】

病気*を補償するプランに継続加入の場合で、被保険者が疾病入院^(※1)の原因となった病気^(※2)を発病した時がこの保険契約の保険期間の開始日より前であるときは、保険金のお支払額は次の①または②の金額のうち、いずれか低い額となります。

① 病気を発病した時の保険契約のお支払条件で算出した金額

② この保険契約のお支払条件で算出した金額

ただし、病気^(※2)を発病した時が、その病気による入院^(※1)を開始された日からご加入の継続する期間を遡及して1年以前であるときは、②により算出した額をお支払いします。

(※1) 疾病入院保険金の支払いを伴わない疾病手術保険金または疾病放射線治療保険金の場合は、それぞれ「手術の開始時」、「放射線治療の開始時」に疾病入院が開始したものとみなします。

(※2) 疾病入院^(※1)の原因となった病気と医学上因果関係がある病気*を含みます。

用語のご説明

詳細は代理店・扱者または引受保険会社までお問い合わせください。

ケガ

就業障害

誤嚥

先進医療



ア行

- 「アルバトロス」とは、ホールインワン*以外で、各ホールの基準打数よりも3つ少ない打数でカップインすることをいいます。
- 「医学上因果関係がある病気」とは、医学上重要な関係にある一連の病気*をいい、病名を異にする場合であってもこれを同一の病気として取り扱います。たとえば、高血圧症とこれに起因する心臓疾患または腎臓疾患等をいいます。
- 「医学的他覚所見のないもの」とは、被保険者が自覚症状を訴えている場合であっても、脳波所見、理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査、眼科・耳鼻科検査等によりその根拠を客観的に証明することができないものをいいます。
- 「医師」とは、被保険者以外の医師をいいます。

特約名称	特約固有の「医師」の範囲
介護一時金支払特約	保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方以外の医師
介護年金支払特約	

- 「1回の疾病入院」とは、疾病入院の退院日の翌日からその日を含めて180日を経過する日までに、その疾病入院の原因となった病気*（これと医学上因果関係がある病気*を含みます。）によって再度疾病入院に該当した場合に、前の疾病入院と後の疾病入院を合わせて「1回の疾病入院」として取り扱います。
- 「回復所得額」とは、免責期間*開始以降に業務に復帰して得た所得*の額をいいます。ただし、免責期間開始時点と比べて物価の変動があった場合には、物価の変動による影響がなかったものとして算出します。
- 「がん（悪性新生物）」には、上皮内新生物を含みます。
- 「ギプス等」とは、ギプス、ギプスシーネ、ギプスシャーレ、シーネその他これらに類するもの（硬性コルセット、創外固定器、その他医学上ギプスと同程度の安静を保つために用いるものをいい、バストバンド、軟性コルセット、サポーター、頸（けい）椎カラー、厚紙副子、ニーブレース等は含まれません。）をいいます。
- 「競技等」とは、競技、競争、興行（*）または試運転をいいます。また、競技場におけるフリー走行など競技等に準ずるものを含みます。

試運転に訓練を含む特約（ただし、自動車等*の運転資格を取得するための訓練は含みません。）
・交通事故危険のみ補償特約

- （*）いずれもそのための練習を含みます。
- 「頸（けい）部症候群」とは、いわゆる「むちうち症」をいいます。
- 「ケガ」とは、急激かつ偶然な外来の事故によって身体に被った傷害をいいます。
「急激」とは、「事故が突発的で、傷害発生までの過程において時間的間隔がないこと」を意味します。
「偶然」とは、「保険事故の原因または結果の発生が被保険者にとって予知できない、被保険者の意思に基づかないこと」を意味します。
「外来」とは、「保険事故の原因が被保険者の身体外部からの作用によること、身体に内在する疾病要因の作用でないこと」を意味します。
「傷害」には、身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収または摂取した結果に急激に発生する中毒症状*（*）を含み、次のいずれかに該当するものを含みません。
①細菌性食中毒 ②ウイルス性食中毒
（*）継続的に吸入、吸収または摂取した結果発生する中毒症状を除きます。
- 「ケガを被った所定の部位」とは、次のいずれかの部位（指、顔面等は含まれません。）をいいます。
 - ・長管骨（上腕骨、橈骨、尺骨、大腿骨、脛骨および腓骨をいいます。以下同様とします。）または脊柱
 - ・長管骨に接続する上肢または下肢の3大関節部分（中手骨、中足骨およびそれより指先側は含まれません。）。ただし、長管骨を含めギプス等*の固定具を装着した場合に限りします。
 - ・肋骨・胸骨（鎖骨、肩甲骨は含まれません。）。ただし、体幹部にギプス等の固定具を装着した場合に限りします。
- 「後遺障害」とは、治療*の効果が医学上期待できない状態であって、被保険者の身体に残された症状が将来においても回復できない機能の重大な障害に至ったものまたは身体の一部の欠損をいいます。ただし、被保険者が症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足る医学的他覚所見のないもの*を除きます。
- 「交通事故」とは、次の事故をいいます。
 - ①運行中の交通乗用具*と衝突、接触等*（*）
 - ②運行中の交通乗用具の衝突、接触、火災、爆発等*（*）
 - ③運行中の交通乗用具の正規の搭乗装置またはその装置のある室内に搭乗中の急激かつ偶然な外来の事故（異常かつ危険な方法で搭乗している場合は含みません。）
 - ④乗客として交通乗用具の改札口を入ってから改札口を出るまでの間の急激かつ偶然な外来の事故
 - ⑤道路通行中の、工作用自動車との衝突、接触等または工作用自動車の衝突、接触、火災、爆発等の事故*（ただし、作業機械としてのみ使用されている工作用自動車に限りします。）
 - ⑥交通乗用具の火災
- （*）立入禁止の工事現場内、建設現場内、レーシング場のサーキット内、鉄道敷地内等で、かつ、一般には開放されていない状況にある場所で発生した事故は除きます。

サ行

- 「交通乗用具」とは、電車、自動車（スノーモービルを含みます。）、原動機付自転車、自転車、航空機、ヨット、モーターボート（水上オートバイを含みます。）、エレベーター等、特約に定められたものをいいます。
- 「公的介護保険制度」とは、介護保険法に基づく介護保険制度をいいます。
- 「誤嚥（えん）」とは、食物、吐物、唾液等が誤って気管内に入ること等をいいます。
- 「ゴルフ場」とは、ホールインワン・アルバトロス費用補償特約（団体総合生活補償保険用）においては、日本国内に所在するゴルフ競技を行うための有料の施設で、9ホール以上を有するものをいいます。
- 「最高保険金支払月額」とは、1被保険者について、1か月あたりの保険金支払の最高限度となる協定書に記載された金額をいいます。
- 「再調達価額」とは、損害が発生した時の発生した場所における保険の対象と同一の構造、質、用途、規模、型、能力のものを再取得するのに必要な額をいいます。なお、再取得に必要な額は、被害物を購入したときの金額より低い金額となる場合があります。
- 「自動車等」とは、自動車または原動機付自転車をいいます。
- 「支払基礎所得額」とは、保険金の算出の基礎となる額をいい、 $1 \square \text{あたり保険金額} \times \text{加入口数}$ によって算出した額となります。
- 「支払限度日数」とは、支払対象期間*内において、支払いの限度となる日数をいい、それぞれについて、加入者証等記載の期間または日数とします。

適用される保険金の名称
傷害入院保険金、傷害通院保険金、疾病入院保険金、疾病通院保険金

- 「支払対象期間」とは、支払いの対象となる期間をいい、それぞれについて、加入者証等記載の期間または日数をいいます。なお、入院*が中断している期間がある場合には、その期間を含む継続した期間をいいます。

適用される保険金の名称
傷害入院保険金、傷害通院保険金、疾病入院保険金、疾病通院保険金

- 「就業障害」とは、被保険者が身体障害*を被り、その直接の結果として就業に支障が発生している協定書に記載された状態をいいます。てん補期間*開始後においては、身体障害により、被保険者が身体障害発生直前に従事していた業務に全く従事できないか、または一部従事することができず、かつ所得喪失率*が20%超であることをいいます。免責期間*中においては、被保険者の経験・能力に応じたいかなる業務にも従事できない状態をいいます。なお、被保険者が死亡した後は、いかなる場合でも就業障害とはいいません。
- 「酒気帯び運転」とは、道路交通法第65条（酒気帯び運転等の禁止）第1項に定める酒気を帯びた状態で自動車等*を運転することをいいます。
- 「手術」とは、次のいずれかに該当する診療行為をいいます。
 - ①公的医療保険制度における医師診療報酬点数表に、手術料の算定対象として列挙されている診療行為*（*）。ただし、創傷処理、皮膚切開術、デブリードマン、骨または関節の非観血的または徒手的な整復術、整復固定術および授動術ならびに抜歯手術を除きます。
 - ②先進医療*に該当する診療行為*（*2）
- （*1）①の診療行為には、歯科診療報酬点数表に手術料の算定対象として列挙されている診療行為のうち、医師診療報酬点数表においても手術料の算定対象として列挙されているものを含みます。
- （*2）②の診療行為は、治療*を直接の目的として、メス等の器具を用いて患部または必要部位に切除、摘出等の処置を施すものに限りします。ただし、診断、検査等を直接の目的とした診療行為ならびに注射、点滴、全身的薬剤投与、局所的薬剤投与、放射線照射および温熱療法による診療行為を除きます。
- 「乗用具」とは、自動車等*、モーターボート（水上オートバイを含みます。）、ゴーカート、スノーモービル、その他これらに類するものをいいます。
- 「女性特定疾病」とは、次の病気をいいます。
 - 一 胸部の癌腫・カポジ肉腫などを除くがん（悪性新生物）*、乳房・子宮・卵巣・腎臓・甲状腺など特定部位の良性新生物、栄養性貧血など特定の貧血、紫斑病、血小板減少症、甲状腺障害、クッシング症候群・卵巣機能障害などの特定の内分泌腺障害、慢性リウマチ性心疾患、外陰静脈瘤、低血圧（症）、乳房切除後リンパ浮腫症候群、胆石症・胆のう炎など特定の胆のうの病気、関節リウマチ、全身性結合組織障害、ネフローゼ症候群・慢性腎不全など特定の腎臓・尿道の病気、乳房の障害、女性骨盤臓器の炎症性疾患、女性生殖器官の非炎症性障害、帝王切開などを除く妊娠・分娩・産後・産後にかかわる病気 など特約記載の病気
- 「所得」とは、業務に従事することによって得られる給与所得、事業所得または雑所得に係る総収入金額から、就業障害*となることにより支出を免れる金額を差し引いたものをいいます。ただし、就業障害の発生にかかわらず得られる収入は所得に含みません。
- 「所得喪失率」とは、次の算式によって算出された割合をいいます。

$$\text{割合} = 1 - \frac{\text{免責期間*終了日の翌日から起算した各月における回復所得額*}}{\text{免責期間が開始する直前の、上記期間に対応する各月における所得の額}}$$

ただし、所得*の額につき給与体系の著しい変動その他の特殊な事情の影響があった場合、または身体障害*の程度や収入の状況の勘案が必要な場合は、所得喪失率の算出につき公正な調整を

制度概要

生命保険

病気とケガ

終身介護

交通傷害 総合賠償

長期所得補償

ハイライフ年金

保険金をお支払いする場合しない場合

取扱内容

重要事項のご説明

手続きのご案内

記入例

行うものとしします。

- 「親族」とは、6親等内の血族、配偶者*および3親等内の姻族をいいます。
- 「身体障害」とは、傷害(「ケガ」といいます。)および疾病(「病気」といいます。)をいいます。また、ケガにはケガの原因となった事故を含みます。
- 「先進医療」とは、手術*または放射線治療*を受けた時点において、厚生労働省告示に基づき定められている評価療養のうち、別に厚生労働大臣が定めるもの(先進医療ごとに別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所において行われるものに限ります。)をいいます。なお、先進医療の対象となる医療技術、医療機関および適応症等は、一般の保険診療への導入や承認取消等の事由によって、変動します。
- 「その他の変乱」とは、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変をいいます。
- 「タ行」●「他の保険契約等」とは、この保険契約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。
- 「治療」とは、医師*が必要であると認め、医師が行う治療をいいます。
- 「通院」とは、病院もしくは診療所に通い、または往診もしくは訪問診療により、治療*を受けることをいい、オンライン診療による診察を含みます。ただし、治療を伴わない、薬剤、診断書、医療器具等の受領等のためのものは含みません。なお、同月に複数回のオンライン診療を受けた場合で、公的医療保険制度における医科診療報酬点数表においてオンライン診療料を1回算定された場合は、最初の1回のみ通院したものとみなします。
- 「溺水」とは、水を吸引したことによる窒息をいいます。
- 「てん補期間」とは、引受保険会社が保険金をお支払いする限度とする期間で、免責期間*終了日の翌日からその日を含めて協定書に記載された期間をいいます。「精神障害補償特約」がセットされた場合、この特約による保険金のお支払いは、基本契約のてん補期間にかかわらず、免責期間終了日の翌日から起算して「24か月」が限度です。
- 「同伴キャディ」とは、被保険者がホールインワン*またはアルバトロス*を達成したゴルフ場*に所属し、被保険者のゴルフ競技の補助者としてホールインワンまたはアルバトロスを達成した時に使用していたキャディをいいます。
- 「同伴競技者」とは、被保険者がホールインワン*またはアルバトロス*を達成した時に、被保険者と同一組で競技していた方をいいます。
- 「ナ行」●「入院」とは、自宅等での治療*が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師*の管理下において治療に専念することをいいます。
- 「ハ行」●「配偶者」とは、婚姻の相手方をいい、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情(内縁関係)にある方および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異ならない程度の実質を備える状態にある方を含みます。
- 「発病」とは、医師*が診断*した発病をいいます。ただし、先天性異常については、医師が診断したことによりはじめて発見されることをいいます。
- 「(*) 人間ドックや定期健康診断での指摘を含みます。
- 「病気」とは、被保険者が被ったケガ*以外の身体の障害をいいます。なお、被保険者が病気によって被ったケガについては、病気として取り扱います。
- 「平均月間所得額」とは、被保険者の就業障害*が開始した日の属する月の直前12か月について、以下のとおり計算した額をいいます。ただし、就業規則等にに基づく出産・育児または介護を目的とした休業を取得していたことにより所得が減少していた場合等は、客観的かつ合理的な方法により計算します。

$$\text{平均月間所得額} = \frac{(\text{年間収入額}^{(*)1}) - (\text{働けなくなったことにより支出を免れる金額}^{(*)2})}{12(\text{か月})}$$

- 「(*)1 給与所得、事業所得または原稿料等の雑所得に係る税引き前の収入で、利子所得、配当所得、不動産所得等は含みません。就労の有無にかかわらず得られる役員報酬等がある場合にはこれも含みません。
- 「(*)2 被保険者が事業所得者の場合は、その事業に要する経費のうち、接待交際費・旅費交通費などをいいます。
- 「放射線治療」とは、次のいずれかに該当する診療行為をいいます。
- ①公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に、放射線治療料の算定対象として列挙されている診療行為
- ②先進医療*に該当する放射線照射または温熱療法による診療行為
- (注)①の診療行為は、歯科診療報酬点数表に放射線治療料の算定対象として列挙されている診療行為のうち、医科診療報酬点数表においても放射線治療料の算定対象として列挙されている診療行為を含みます。

- 「ホールインワン」とは、各ホールの第1打が直接カップインすることをいいます。
- 「マ行」●「未婚」とは、これまでに婚姻歴がないことをいいます。
- 「免責期間」とは、保険金をお支払いしない協定書に記載された就業障害*が継続する期間をいいます。免責期間開始後に一時的に復職し、その後再度就業障害となった場合には、免責期間に応じて定めた日数を限度として復職日数および免責期間を加えた期間を通算して1免責期間とします。
- 「免責金額」とは、支払保険金の計算にあたって損害または費用の額から差し引く金額で、自己負担となる金額をいいます。
- 「目撃」とは、被保険者が打ったボールがホールにカップインしたことを、その場で確認することをいいます。例えば、達成後に被保険者から呼ばれてカップインしたボールを確認した場合は「目撃」に該当しません。
- 「ヤ行」●「約定給付率」とは、保険金の算出の基礎となる協定書に記載された率をいいます。
- 「要介護状態(要介護3以上の状態)」とは、次のいずれかに該当する状態をいいます。

- ①公的介護保険制度*の第1号被保険者(65才以上) 要介護3以上の要介護認定の効力が生じた状態
- ②公的介護保険制度の第2号被保険者(40才以上65才未満) 要介護3以上の要介護認定の効力が生じた状態。ただし、原因が公的介護保険制度の要介護認定等の対象となる特定疾病(初老期における認知症等の16疾病)に該当しない場合は、要介護3以上に相当する約款所定の寝たきりまたは認知症により介護が必要な状態とします。
- ③公的介護保険制度の被保険者以外(40才未満) 要介護3以上に相当する約款所定の寝たきりまたは認知症により介護が必要な状態
- 「要介護状態(要介護2以上の状態)」とは、次のいずれかに該当する状態をいいます。
- ①公的介護保険制度*の第1号被保険者(65才以上) 要介護2以上の要介護認定の効力が生じた状態
- ②公的介護保険制度の第2号被保険者(40才以上65才未満) 要介護2以上の要介護認定の効力が生じた状態。ただし、原因が公的介護保険制度の要介護認定等の対象となる特定疾病(初老期における認知症等の16疾病)に該当しない場合は、要介護2以上に相当する約款所定の寝たきりまたは認知症により介護が必要な状態とします。
- ③公的介護保険制度の被保険者以外(40才未満) 要介護2以上に相当する約款所定の寝たきりまたは認知症により介護が必要な状態

補償対象外について

補償対象外となる運動等

山岳登山^{(*)1}、リュージュ、ボブスレー、スケルトン、航空機^{(*)2}操縦^{(*)3}、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗、超軽量動力機^{(*)4}搭乗、ジャイロプレーン搭乗

その他これらに類する危険な運動

(*)1 ピッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するもの、ロッククライミング(フリークライミングを含み、登る壁の高さが5m以下であるボルダリングは含みません。)をいいます。

(*)2 グライダーおよび飛行船は含みません。

(*)3 職務として操縦する場合は含みません。

(*)4 モーターハンググライダー、マイクロライト機、ウルトラライト機等いい、パラプレーン等のパラシュート型超軽量動力機は含みません。

補償対象外となる職業

オートテスター(テストライダー)、オートバイ競争選手、自動車競争選手、自転車競争選手(競輪選手)、モーターボート(水上オートバイを含みます。)、競争選手、猛獣取扱者(動物園の飼育係を含みます。)、プロボクサー、プロレスラー、ローラーゲーム選手(レフリーを含みます。)、力士
その他これらと同程度またはそれ以上の危険な職業

補償対象外となる主な「携行品」

船舶(ヨット、モーターボート、水上バイク、ボートおよびカヌーを含みます。)、航空機・自動車・原動機付自転車・雪上オートバイ・ゴーカートおよびこれらの付属品、自転車・ハンググライダー・パラグライダー・サーフボード・ウインドサーフィン・ラジコン模型(無人機等を含みます。)、およびこれらの付属品、携帯電話・PHS・ポケットベル等の携帯式通信機器・ノート型パソコン・その他の携帯式パソコン・ワープロ・タブレット端末・ウェアラブル端末等の携帯式電子事務機器およびこれらの付属品、義歯、義肢、コンタクトレンズ、眼鏡、補聴器、動物、植物、株券、有価証券(乗車券等、定期券、通貨および小切手は補償の対象となります。)、印紙、切手、預金証書または貯金証書(通帳およびキャッシュカードを含みます。)、クレジットカード、ローンカード、プリペイドカード、電子マネー(ナノコ等)、漁具(釣竿、竿掛け、竿袋、リール、釣具入れ、クーラー、びく、たも網、救命胴衣およびこれらに類似のつり用に設計された用具をいいます。)、稿本(本などの原稿)・設計書・図案・証書(運転免許証およびパスポートを含みます。)、帳簿・ひな形・鋳型・木型・紙型・模型・勲章・き章・免許状その他これらに類する物(印章は補償の対象となります。)、テープ、カード、ディスク、ドラム等のコンピュータ用の記録媒体に記録されているプログラム、データ など

その他ご注意

- 本保険金については、労災保険、健康保険、第三者からの賠償金などとは関係なくお支払いします。(ただし、先進医療費用保険金は除く)
- 柔道整復師(接骨院、整骨院等)による施術の場合、通院日数および就業障害である期間の認定にあたっては、傷害の部位や程度に応じ、医師の治療に準じて認定し、お支払いします。また、鍼(はり)・灸(きゅう)・マッサージなどの医療類似行為については、医師の指示に基づいて行われた施術のみ、お支払いの対象となります。
- 保険金をお支払いする場合が生じ、保険金を支払うことにより契約の全部または一部が失効(または終了)したときには、未払込みの分割保険料を請求させていただくことがあります。
- 更改時に増額される方で、特定の病気を補償しない引受条件で継続された場合は、増額部分だけではなく全額補償されません。

取扱内容

ハイライフ年金(拠出型企業年金保険)



保険料払込期間満了後の給付内容

- 次の種類の年金からいずれか1つを選択いただき、ご加入者(被保険者)にお支払いします。

確定年金 (5年・10年・15年・20年)	■ 年金受取期間中 5年間・10年間・15年間または20年間、ご加入者(被保険者)に年金をお支払いします。 ご加入者(被保険者)が年金受取期間中に死亡された場合には、ご遺族に残存受取期間の年金をお支払いするか、年金にかえて残存受取期間に対応する年金原資をお支払いします。 年金受取期間中の一時金受取りについては、残存受取期間に対応する年金原資をお支払いします。
保証期間付終身年金 (保証期間:5年・10年・15年・20年)	■ 保証期間中 5年間・10年間・15年間または20年間、ご加入者(被保険者)に年金をお支払いします。 ご加入者(被保険者)が保証期間中に死亡された場合には、ご遺族に残存保証期間の年金をお支払いするか、年金にかえて残存保証期間に対応する年金原資をお支払いします。 保証期間中の一時金受取りについては、残存保証期間に対応する年金原資をお支払いします。(終身期間部分の一時金のお取扱いはできません。) 5年・10年・15年または20年の保証期間経過後にご加入者(被保険者)ご自身が生存されているときは、年金のお受取りが再開されます。 ■ 保証期間経過後 ご加入者(被保険者)が生存されている限り年金をお支払いします。(一時金のお取扱いはできません。) (注) 保証期間中にご加入者(被保険者)が死亡された場合、年金受取累計額が払込保険料累計額を下回ることがあります。 また、保証期間経過後早期にご加入者(被保険者)が死亡された場合、年金受取累計額が払込保険料累計額を下回ることがあります。

- 年金の開始日は保険料払込期間満了日の属する月の翌月1日ですが、実際のお支払いは、年4回2月、5月、8月、11月の各20日にそれまでの3カ月分をまとめてお支払いします。
※ただし、初回の支払時等は年金の開始日によっては、3カ月分に満たない場合があります。
- 加入期間が2年以上かつ満45歳以上で脱退した場合も、年金で受取ることができます。
- 年金でのお受取りにかえて保険料払込期間満了時積立金を一時金で受取することもできます。
また、年金月額が1万円未満の場合、年金にかえて一時金でのお受取りとなります。

保険料払込期間中の給付内容

- ご加入者(被保険者)が脱退されたとき
脱退時点の積立金額を脱退一時金としてご加入者(被保険者)にお支払いします。
 - ご加入者(被保険者)が死亡されたとき
死亡時点の積立金額に月払保険料の1倍、半年払保険料の1倍に相当する金額を加算(死亡加算)した金額を遺族一時金としてご遺族にお支払いします。
新規加入や増額される場合、死亡加算は7月1日から適用されます。
(注) 積立期間によっては、積立金額(脱退一時金額)が払込保険料累計額を下回ることがあります。
- ※ 加入期間が2年以上かつ満45歳以上で死亡された場合は、年金でお支払いすることができます。

加入資格

- 加入日現在正常に勤務されており、満15歳以上の方で、保険料払込期間満了日までの期間が2年以上ある役員・正社員、週契約時間30時間以上のパートナー社員の方。
なお、募集対象となるのは、協定書に記載のあるセブン&アイグループ会社です。

加入資格を失われた場合

- 保険料払込期間中にご加入者(被保険者)が退職・転籍・転出等で加入資格を失われた場合には、年齢によらずこの保険契約からの脱退手続きが必要です。

保険料

- 月払……………1口あたり1,000円とし、最低1口以上最高500口まで加入できます。
- 半年払……………1口あたり1,000円とし、最低1口以上最高999口まで加入できます。
- 退職時一時払……………1口あたり1,000円とし、最低100口以上最高10,000口まで加入できます。
※ 確定年金を選択される場合、退職時一時払保険料の上限は、保険料払込期間満了時の積立金相当額と10,000口のいずれか小さい方とします。
- 保険料はご加入者(被保険者)負担です。
- 月払保険料は毎月の給与から控除します。
- 半年払保険料は夏期と冬期の賞与から控除します。
- 退職時一時払保険料は、団体指定の口座に振込みいただけます。
- 半年払・退職時一時払のみのご加入はできません。月払のご加入が必要です。
- 保険料払込期間満了日:ご加入者(被保険者)の定年時(協定書に定める職種ごとの定年年齢に達した月の末日)

保険料の増額・減額

- 毎月1日に保険料の増額のお取扱いをいたします。その場合、月払は毎月1日、半年払は毎年1月1日と7月1日が増額日となります。保険料の増額は保険料払込期間満了日までの期間が満1カ月以上ある方に限ります。
- 別表の事由に該当する場合に限り、お申出により毎月1日に保険料の減額のお取扱いをいたします。その場合、月払は毎月1日、半年払は毎年1月1日と7月1日が減額日となります。ただし、月払1口・半年払1口を最低残すものとします。

<別表> ①災害 ②疾病・障がい(親族の疾病・障がいおよび死亡を含む。) ③住宅の取得 ④教育(親族の教育を含む。) ⑤結婚(親族の結婚を含む。) ⑥債務の弁済 ⑦その他、ご加入者(被保険者)が保険料の拠出に支障のある場合

保険料の払込中断

- 上記別表の事由に該当する場合に限り、保険料のお払込みを中断することができます。(ただし、月払保険料のお払込みを中断する場合は、半年払保険料のお払込みも中断することとなります。)なお、保険料の払込中断期間中に死亡された場合、死亡加算はありません。また半年払保険料のみの払込中断期間中に死亡された場合、半年払保険料部分の死亡加算はありません。

保険料積立金の中途払出(減口)

- 別表の事由に該当する場合に限り、保険料積立金の一部を払出すこと(減口)ができます。なお、保険料積立金の中途払出は最低10万円以上、1万円単位でお取扱いします。また、加入口数は変更しないものとします。

<別表> ①災害 ②疾病・障がい(親族の疾病・障がいおよび死亡を含む。) ③住宅の取得 ④教育(親族の教育を含む。) ⑤結婚(親族の結婚を含む。) ⑥債務の弁済

※保険料の減額、保険料の払込中断を行っても保険料積立金を受取ることはできません。

年金の据置

- 1年単位で最長10年まで、年金の受取開始を据置くことができます。据置期間中は、保険料のお払込みや据置期間の変更、保険料積立金の中途払出(減口)はお取扱いできません。

受取人

- 年金(年金にかえての一時金を含む)、保険料払込期間満了時一時金、および脱退一時金の受取人はご加入者(被保険者)本人とします。
 - 遺族一時金(残存受取(保証)期間の年金を含む)・遺族年金の受取人はご遺族(※)とします。
(※)遺族とは、労働基準法施行規則第42条～第45条に定める遺族補償の範囲および順位によるものとします。なお同順位の方が2名以上となる場合には、そのうち代表者を選定し、その方にお支払いします。
- (注)ご加入者(被保険者)が任意に受取人を変更することはできません。

配当金

- 年金受取開始後に配当金が生じた場合、年金の増額(増加年金)にあてられます。
- 保険料払込期間中に配当金が生じた場合、積立金の積増にあてられます。
- 毎年の配当金の水準は、引受保険会社におけるお支払時期の前年度決算によって変動します。また、決算実績によっては、配当金をお受取りにならない場合もあります。
※年度途中で脱退等される場合、その年度の配当金はお受取りになれません。

税務上のお取扱い

保険料	●ご加入者(被保険者)が負担された保険料は、一般生命保険料控除の対象です。 ※当ハイレイフ年金以外に一般生命保険料控除の対象となる保険等にご加入の場合、控除額は控除の対象となる保険等の保険料をそれぞれ合計した年間保険料に基づき計算されます。当ハイレイフ年金のみの年間保険料に基づき計算されるわけではありません。 ※平成23年12月31日までに締結した保険契約等(旧契約)と平成24年1月1日以降新たに締結した保険契約等(新契約)では、生命保険料控除の適用が異なります。当ハイレイフ年金は旧契約にあたり、一般生命保険料控除の対象となる新契約にご加入の場合、以下①～③のうち、控除額が最大となる方法を選択することができます。 ①旧契約のみで控除額を計算 ②新契約のみで控除額を計算 ③旧契約と新契約を合算のうえ、控除額を計算(ただし、②の場合と同じ控除限度額が適用されます。)
年金・一時金	以下の年金については、本人が受取人の場合のお取扱いです。 ●年金…(公的年金等以外の)雑所得として所得税および住民税の課税対象です。 課税対象額=(基本年金年額+増加年金年額)-(基本年金年額×$\frac{\text{払込保険料累計額}}{\text{基本年金受取総額(見込額)}}$) ●脱退一時金・保険料払込期間満了時一時金…一時所得として所得税および住民税の課税対象です。 課税対象額=(一時金額-払込保険料累計額-50万円)×1/2 ※同年中にその他の一時所得がある場合は、一時所得の合計額から特別控除額(50万円)が控除されます。 ●遺族一時金…相続税の課税対象です。 法定相続人が受取人の場合、本人死亡時の受取一時金(法定相続人が受取った他の生命保険等の受取金がある場合には、これと合算した金額)に対して相続税法上一定の金額が非課税となる場合があります。

税務の取扱い等について、令和4年10月現在の税制・関係法令に基づき記載しております。今後、税務の取扱い等が変更される場合がありますので、記載の内容・数値等は将来にわたって保証されるものではありません。個別の税務取扱い等については、所轄の国税局・税務署や顧問税理士等にご確認ください。

取扱内容

生命保険(団体定期保険)



加入資格

役員・正社員、週契約時間30時間以上のパートナ－社員の方およびその配偶者・こどもで、令和5年7月1日現在の満年齢が次に該当される方。

本人	年齢14歳6カ月超60歳6カ月以下の方。
配偶者	年齢満18歳以上60歳6カ月以下の方。 ※民法改正の経過措置により、令和4年4月1日時点で年齢満16歳以上の女性の方は、上記の年齢に満たない場合でも加入いただけます。
こども	本人の扶養するこども(※)で年齢2歳6カ月超22歳6カ月以下の方。 ただし、加入資格のあるこどもが2名以上いる場合は、全員ご加入ください。この場合、保障額は同一となります。 (※)健康保険法に定める被扶養者の範囲のうち子に関する規定を準用します。

※当「加入資格」の他、「加入申込票」に記載の内容(webお手続き対象の方は、専用webサイトに記載の内容)を十分ご確認のうえ、お申込みください。

【退職後の継続加入について】

- 本人は、退職時に加入していた保障額と同額もしくはそれ以下の保障額(※)で、退職後も年齢70歳6カ月まで継続加入することができます。
 - 配偶者は、本人が退職後も継続して加入する場合には、それまでと同額もしくはそれ以下の保障額(※)で、年齢70歳6カ月まで継続加入することができます。
 - こどもは、本人が退職後も継続して加入する場合には、それまでと同額もしくはそれ以下の保障額で、年齢22歳6カ月まで継続加入することができます。
- ※本人が退職された場合、本人・配偶者・こどもは継続加入のみの取扱いとなります。新規に加入・増額いただくことはできませんので、ご注意ください。
(※)以下のとおり保険金額の上限があります。なお上限を超える方で「加入申込票」のご提出がない場合は以下のとおり退職年月日の翌月1日付で自動的に減額となります。

保険金額の上限について	会員本人		会員の配偶者
	定年退職された会員	定年以外の一般会員	
年齢65歳6カ月以下	2,000万円	1,000万円	1,000万円
年齢65歳6カ月超70歳6カ月以下	1,000万円	(年齢に関係なく)	500万円

ご注意

- (1) 一旦加入すれば、その後病気になられても、原則として、加入資格を満たすかぎり同額もしくはそれ以下の保障額で継続加入できます。
- (2) 本人としての加入資格を有する配偶者は、本人としてご加入ください。
(同一人が本人、配偶者の二つの資格で二重に加入することはできません。)
- (3) 配偶者・こどものみで加入することはできません。
- (4) 配偶者・こどもは、本人と同額もしくはそれ以下の保障額でお申込みください。
- (5) 保険期間中に本人が死亡または脱退された場合は、配偶者・こどもも自動的に脱退となります。
- (6) 新規加入・増額は年齢60歳6カ月まで可能です。年齢60歳6カ月を超えた方は70歳6カ月まで継続して加入できますが、年齢65歳6カ月を超えた方は保険金額に一定の制限があります。詳細は12ページの「保険金額の上限について」をご確認ください。
- (7) 当生命保険にご加入の方が週契約時間20時間以上のパートナ－社員に変更となった場合は、脱退となります。
- (8) 本人が上記加入資格を失われた場合には、年齢によらずこの保険契約からの脱退手続きが必要です。
ただし、退職されOB会員(ファミリー会、ヨークベニマル鳩侖会、IY プレミアムメンバーズ)となられた方に限り、所定の条件のもと手続きいただいた場合、上記のとおり継続加入いただくことができます。

保険期間

保険期間は令和5年7月1日(効力発生日)～令和6年6月30日までです。以降は毎年7月1日を更新日とし、保険期間1年で更新します。

この保険契約から脱退いただく場合

- 本人(主たる被保険者)が加入資格を失われた場合には、保険期間の途中であってもその日にこの保険契約から脱退となります。
- 更新日時時点で継続加入年齢を超える方は、更新日の前月末日で脱退となります。また、保険期間の途中で継続加入年齢を超える方は、次の更新日の前月末日で脱退となります。
- 配偶者・こどもが加入されている場合、配偶者は次の①または②に定める日、こどもは次の①または③に定める日にこの保険契約から脱退となります。
①本人の脱退日・死亡日、本人について高度障がい保険金が支払われた場合には、本人が高度障がい状態に該当された日に脱退となります。
②加入資格を失われた日に脱退となります。
③更新日時時点でこどもが加入資格を失われている場合はその更新日の前日に脱退となります。
- この保険契約の保障終了日は、脱退となった日の属する保険料が払込まれた期間の末日です。
(例えば、3月24日に脱退された場合、3月分保険料を払込みいただき、3月31日が保障終了日となります。)
- この保険契約には、被保険者が脱退された場合の払戻金はありません。
- 退職等の事由により脱退される場合、2年を超えて継続して被保険者であった方は、所定の条件のもと新たな告知や診査等を省略して個人保険に加入できます。
詳細は当パンフレットに記載の団体窓口までお問合せください。

受取人

- 本人の死亡保険金受取人は、原則、本人の配偶者・こども(こどもが死亡している場合は、その直系卑属)・父母・祖父母・兄弟姉妹の順に指定があるものとします。(同順位の者が複数いる場合はその人数分で等分するものとします。)遺言によって死亡保険金受取人を変更することはできません。
- 配偶者の死亡保険金受取人は本人(主たる被保険者)です。
- 本人および配偶者の高度障がい保険金受取人は被保険者ご自身、こどもの死亡保険金・高度障がい保険金受取人は本人(主たる被保険者)です。

配当金

1年ごとに収支計算を行い、剰余金が生じた場合は、配当金をお受取りになれます。配当金のお受取りがある場合、実質負担額(年間払込保険料から配当金を控除した金額)が軽減されます。
※脱退され、保険期間の途中で保障終了となられた方は配当金をお受取りになれません。

税務上のお取扱い

保険料	●主契約および子ども特約の実質保険料(保険料から配当金を控除した金額)は、一般生命保険料控除の対象です。 ※この保険契約には新生命保険料控除制度が適用されます。生命保険料控除の詳細は、以下のニッセイのホームページをご参照ください。 (https://www.nissay.co.jp/keiyaku/oshirase/hokenryokojo/) ※一般生命保険料控除の対象となる実質保険料については、年末調整・確定申告時に控除証明書等にて必ずご確認ください。 ※当生命保険以外に一般生命保険料控除の対象となる保険等にご加入の場合、控除額は控除の対象となる保険等の保険料をそれぞれ合計した保険料に基づき計算されます。当生命保険のみの保険料に基づき計算されるわけではありません。
保険金	●死亡保険金 《本人》 相続税の課税対象となりますが、法定相続人が受取人の場合、本人死亡時の保険金(法定相続人が受取った他の生命保険等の受取金がある場合には、これと合算した金額)に対して相続税法上一定の金額が非課税となる場合があります。 《配偶者・子ども》 本人(主たる被保険者)が受取人の場合、死亡保険金は一時所得として所得税および住民税の課税対象となります。 ●高度障がい保険金…被保険者が受取人の場合、非課税です。
年金	●年金…(公的年金等以外の)雑所得として所得税および住民税の課税対象です。 課税対象額=(年金年額+年金開始後配当金)-必要経費※ ※必要経費= $\frac{\text{年金年額}}{(\text{除配当金})} \times \frac{\text{年金基金充当金}}{\text{年金お支払見込総額}}$

税務の取扱い等について、令和4年10月現在の税制・関係法令等に基づき記載しております。
今後、税務の取扱い等が変わる場合がありますので、記載の内容・数値等は将来にわたって保証されるものではありません。
個別の税務取扱い等については、所轄の国税局・税務署や顧問税理士等にご確認ください。

保険金の年金受取り

保険金額が1,000万円以上の場合、保険金請求の際、受取人の希望により、保険金の全部または一部を年金基金として設定し、年金として受取ることを選択いただくことができます。

※子どもを被保険者とする保険金は対象外です。

※年金基金として設定する保険金が少額の場合、保険金を年金として受取ることを選択いただくことができません。

年金の種類		年金の型	年金受取り	年金受取開始日	一括受取請求	年金受取人が死亡された場合
種類	受取期間					
確定年金	5年	定額型	年1回受取り	以下のいずれかを選択 2月1日 5月1日 8月1日 11月1日	年金受取人の請求によって年金受取りにかえて、一括受取りを請求できます。	残存受取期間の未払年金の現価を年金受取人の相続人にお支払いします。
	10年					
	15年					
	20年					

【年金受取開始日後の配当金のお受取方法について】

- ・年金受取開始日後の配当金の受取り方法は以下の方法となります。
○年金とともに受取る方法

【年金基金設定日から年金受取開始日の前日まで(据置期間)の配当金のお支払方法について】

- ・所定の利率(*)による利息をつけて積立て、年金受取開始日が到来したときに年金基金に繰入れ、年金額を増額します。
(*)利率は引受保険会社各社で異なり、また、金融情勢等により変動することがあります。

保険金のお支払事由

死亡保険金	引受保険会社は、被保険者が保険期間中に死亡された場合、死亡保険金をお支払いします。
高度障がい保険金	引受保険会社は、被保険者がこの保険契約への加入日(*1)以後の傷害または疾病によって、保険期間中に、別表(*2)に定める高度障がい状態のいずれかになられた場合、高度障がい保険金をお支払いします。 なお、上記によって高度障がい保険金が支払われた場合には、この保険契約のその被保険者に対する部分は、高度障がい状態になられた時に消滅したものととして取扱います。したがって、高度障がい保険金と死亡保険金は重複してはお支払いしません。

(*1) その被保険者についてこの保険契約上の責任が開始した日をいい、増額部分については「加入日」を「増額日」と読替えます。

(*2) 対象となる「高度障がい状態」とは

1. 両眼の視力を全く永久に失ったもの
2. 言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったもの
3. 中枢神経系または精神に著しい障がいを残し、終身常に介護を要するもの
4. 胸腹部臓器に著しい障がいを残し、終身常に介護を要するもの
5. 両上肢とも、手関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
6. 両下肢とも、足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
7. 1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
8. 1上肢の用を全く永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの

～高度障がい状態に関する補足説明～

1. 常に介護を要するもの
「常に介護を要するもの」とは、食物の摂取、排便・排尿・その後始末、および衣服着脱・起居・歩行・入浴のいずれもが自分ではできず、常に他人の介護を要する状態をいいます。
2. 眼の障がい(視力障がい)
(1) 視力の測定は、万国式視力表により、1眼ずつ、きょう正視力について測定します。
(2) 「視力を全く永久に失ったもの」とは、視力が0.02以下になって回復の見込のない場合をいいます。
(3) 視野狭さくおよび眼瞼下垂による視力障がいは視力を失ったものとはみなしません。
3. 言語またはそしゃくの障がい
(1) 「言語の機能を全く永久に失ったもの」とは、次の3つの場合をいいます。
① 語音構成機能障がい、口唇音、歯舌音、口蓋音、こう頭音の4種のうち、3種以上の発音が不能となり、その回復の見込のない場合
② 脳言語中枢の損傷による失語症で、音声言語による意志の疎通が不可能となり、その回復の見込のない場合
③ 声帯全部のてき出により発音が不能の場合
(2) 「そしゃくの機能を全く永久に失ったもの」とは、流動食以外のものは摂取できない状態で、その回復の見込のない場合をいいます。
4. 上・下肢の障がい
「上・下肢の用を全く永久に失ったもの」とは、完全にその運動機能を失ったものをいい、上・下肢の完全運動麻痺、または上・下肢においてそれぞれ3大関節(上肢においては肩関節、ひじ関節および手関節、下肢においてはまた関節、ひざ関節および足関節)の完全強直で、回復の見込のない場合をいいます。

取扱内容

生命保険(団体定期保険)

保険金をお支払いしない場合等(詳細)

【主契約】

○引受保険会社は、保険金のお支払事由が次の項目のいずれかによって生じた場合には、保険金をお支払いしません。

- ・被保険者の自殺。
ただし、その被保険者がそのご加入(※1)日から起算して1年を超えて継続して被保険者であった場合には保険金をお支払いします。
- ・保険契約者・被保険者の故意。
- ・保険金受取人の故意。
ただし、その保険金受取人が保険金の一部の受取人である場合には、その残額をその他の保険金受取人にお支払いします。
- ・戦争その他の変乱。(※2)

(※1) 保障額を増額する場合、増額部分については、「ご加入」を「増額」と読替えます。

(※2) ただし、戦争その他の変乱によって支払事由に該当された被保険者の数の増加がこの保険の計算基礎に及ぼす影響が少ないと引受保険会社が認めた場合には、その程度に応じ、保険金の全額をお支払いし、または保険金を削減してお支払いします。

【高度障がい保険金】

○高度障がい保険金のお支払いは、その原因となる傷病がご加入(※1)時以後に生じた場合に限りです。

(原因となる傷病がご加入(※1)時前に生じていた場合には、お支払事由に該当しません。)

したがって、原因となる傷病がご加入(※1)時前に生じていた場合には、過去の傷病歴(傷病名、治療期間等)、おからだの状態等について告知いただいているかどうかにかかわらず、高度障がい保険金はお支払対象となりません。

【すべての保険金】

次の場合には、保険金をお支払いせず、ご加入も継続できません。

○告知義務違反による解除の場合

ご加入(※1)のお申込みの際に保険契約者または被保険者が、故意または重大な過失によって告知事項について事実を告げずまたは事実でないことを告げ、保険契約の全部またはその被保険者のご加入(※1)部分が解除されたとき。ただし、支払事由の発生が解除の原因となった事実によらないことが証明された場合には、保険金をお支払いします。

○詐欺による取消の場合

保険契約者または被保険者の詐欺により、この保険契約の締結・被保険者の加入等が行われたために、この保険契約の全部またはその被保険者に対する部分が取消となることがあります。この場合、すでに払込まれた保険料は払戻しません。

○不法取得目的による無効の場合

保険契約者または被保険者が保険金を不法に取得する目的もしくは他人に保険金を不法に取得させる目的をもってこの保険契約の締結・被保険者の加入等を行った場合には、この保険契約の全部またはその被保険者に対する部分を無効とし、すでに払込まれた保険料は払戻しません。

○保険契約が失効した場合

保険契約者から保険料の払込みがなく、この保険契約が効力を失ったとき。

○重大事由による解除の場合

次のような事由に該当した場合には、この保険契約の全部またはその被保険者に対する部分を解除することがあります。

(以下の③の事由にのみ保険金受取人だけが該当した場合で、複数の保険金受取人のうち一部の保険金受取人が以下の③の事由に該当したときに限り、保険金のうち、その保険金受取人にお支払いすることとなっていた保険金を除いた額を、他の保険金受取人にお支払いします。)

① 保険契約者、被保険者(死亡保険金の場合は被保険者を除きます。)または保険金受取人が、保険金(死亡保険金の場合は、他の保険契約の死亡保険金を含み、保険種類および給付の名称の如何を問いません。)を詐取する目的または他人に詐取させる目的で事故招致(未遂を含みます。)をしたとき。

② この保険契約の保険金の請求に関し、保険金受取人に詐欺行為(未遂を含みます。)があったとき。

③ 保険契約者、被保険者または保険金受取人が、次の(ア)～(オ)のいずれかに該当するとき。

(ア) 暴力団、暴力団員(暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。)、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力(以下「反社会的勢力」といいます。)に該当すると認められること

(イ) 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等の関与をしていると認められること

(ウ) 反社会的勢力を不当に利用していると認められること

(エ) 反社会的勢力により団体の全部もしくは一部の経営を支配され、またはその経営に反社会的勢力による実質的な関与を受けていると認められること

(オ) その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること

④ 上記①②③の他、引受保険会社の保険契約者、被保険者または保険金受取人に対する信頼を損ない、この保険契約の存続を困難とする上記①②③の事由と同等の重大な事由があるとき。

その他取扱い

生命保険(団体定期保険)・ハイレライフ年金(拠出型企業年金保険)共通



制度運営および引受保険会社

生命保険	●当制度は株式会社セブン&アイ・ホールディングスが生命保険会社と更新時点の約款に基づき締結したこども特約付年金払特約付団体定期保険契約に基づいて運営します。 ●この団体定期保険契約は以下の引受保険会社による共同取扱契約であり、事務幹事会社が他の引受保険会社から委任を受けて事務を行います。各加入者(被保険者)の加入保険金額について、引受保険会社はそれぞれの引受割合(令和4年10月13日現在)に応じて保険契約上の権利を有し義務を負い、相互に連帯して責任を負うものではありません。なお、将来引受保険会社および引受割合は変更することがあります。 ■引受保険会社 日本生命保険相互会社(86.7%) (事務幹事会社) - 第一生命保険株式会社(4.3%) - 明治安田生命保険相互会社(6%) - 大樹生命保険株式会社(3%)
ハイレライフ年金	●当制度は株式会社セブン&アイ・ホールディングスが生命保険会社と締結した拠出型企業年金保険契約に基づいて運営します。 ●この拠出型企業年金保険契約は以下の引受保険会社による共同取扱契約であり、事務幹事会社が他の引受保険会社から委任を受けて事務を行います。各加入者(被保険者)の加入保険金額について、引受保険会社はそれぞれの引受割合(令和4年10月13日現在)に応じて保険契約上の権利を有し義務を負い、相互に連帯して責任を負うものではありません。なお、将来引受保険会社および引受割合は変更することがあります。 ■引受保険会社 日本生命保険相互会社(58%) (事務幹事会社) - 第一生命保険株式会社(38%) - 明治安田生命保険相互会社(4%) なお、引受保険会社各社の配当実績等により、年金・一時金支払いの引受割合が上記の引受割合と異なる場合があります。

個人情報の取扱いに関する株式会社セブン&アイ・ホールディングスと引受保険会社からのお知らせ

- この保険契約は、株式会社セブン&アイ・ホールディングス(以下、団体といいます。)を保険契約者とし、団体および団体の子会社(以下、子会社といいます。)の所属員を加入対象者とする企業保険です。
そのため、この保険契約の運営にあたっては、団体および子会社は加入対象者の個人情報(氏名・性別・生年月日・健康状態等)を取扱い、団体がこの保険契約を締結した引受保険会社(共同引受会社を含みます。以下同じ。)へ提出します。
団体および子会社は、この保険契約の運営において入手する個人情報(個人番号を除く)を、この保険契約の事務手続きのために使用します。
 - 引受保険会社は受領した個人情報(個人番号を除く)を各種保険の引受け・継続・維持管理、保険金等のお支払い、その他保険に関連・付随する業務のために利用し、また、団体、子会社および他の引受保険会社等へその目的の範囲内で提供します。
 - また、今後、個人情報に変更等が発生した際にも、引続き団体、子会社および引受保険会社においてそれぞれ上記に準じ個人情報が取扱われます。
なお、記載の引受保険会社は、今後、変更する場合がありますが、その場合、個人情報は変更後の引受保険会社へ提供されます。
- (注) 保健医療等の機微(センシティブ)情報については、保険業法施行規則により、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる目的に利用目的が限定されています。個人番号については、保険取引に関する支払調書作成事務のみに使用します。

～死亡保険金受取人の個人情報の取扱いについて～(生命保険)

指定された死亡保険金受取人(以下、受取人といいます。)の個人情報については、上記の加入対象者(被保険者)の個人情報と同様に取扱われますので、お申込みにあたっては、受取人にその旨を説明いただき、個人情報の取扱いについての同意を取得してください。

「障がい」の表記

当パンフレット(生命保険・病気とケガ(生命保険部分)、ハイレライフ年金部分)では、「障害」を「障がい」と表記しています。なお、法律、政令、規則等の法令で用いられている用語や特定の固有名詞については「障害」とそのまま表記する場合があります。

ご相談窓口等

- ご照会・苦情につきましては、以下の団体窓口までお問合せください。
【団体お問合せ先】
株式会社セブン&アイ・ホールディングス
イトーヨーカドー…各店シスター・事務担当
上記以外……………所属事業所の責任者
- 引受保険会社へのご要望・苦情につきましては、以下の日本生命窓口までご連絡ください。
【日本生命お問合せ先】
生命保険……………日本生命保険相互会社 法人サービスセンター TEL:0120-563-925(通話料無料)
ハイレライフ年金…日本生命保険相互会社 法人サービスセンター TEL:0120-563-924(通話料無料)
※お問合せの際には、以下の記号証券番号をお知らせください。
(生命保険:931-1945、ハイレライフ年金:970-91941)
[受付時間 月曜日～金曜日 9:00～17:00(祝日・12/31～1/3を除く。)]

日本-団-2022-707-12288-M(R5.1.16)

日本-企-2022-707-12289-M(R5.1.16)

重要事項のご説明

(生命保険:団体定期保険)



契約概要(生命保険:団体定期保険)

この「契約概要」は、ご加入の内容等に関する重要な事項のうち、特に確認いただきたい事項を記載しております。

お申込み前に必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申込みください。

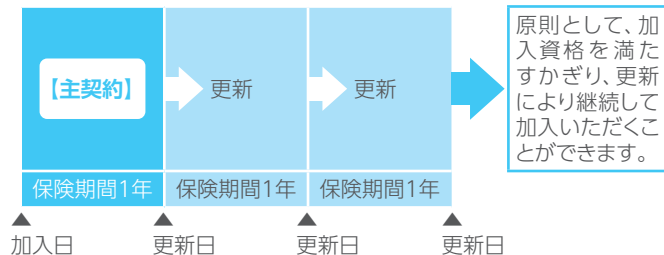
また、「契約概要」に記載の保障内容等は、概要を示しています。その他詳細につきましては、パンフレット・「注意喚起情報」・「健康状況告知書」ご記入の「ご案内」等をご参照ください。

ご自身が選択された保障額・保険料、および、その他の商品内容がニーズ(ご意向)に合致しているか、お申込み前に必ずご確認ください。

1 この保険の特徴

- この保険は、団体を契約者とし、その所属員等のうち希望される方に加入いただく団体保険です。
- 保険期間1年の定期保険で、原則として、加入資格を満たすかぎり、更新により継続して加入いただくことができます。
- ご加入者(被保険者)の死亡・高度障がいに対する保障を確保できます。
- 保険料は毎年算出し、更新日から適用します。
- 受取人の希望により、保険金を一時金として受取るだけでなく、年金として受取ることを選択いただくことができます。

【しくみ図(イメージ)】



2 主な保障内容

- 以下の場合に、保険金をお支払いします。

【主契約】

死亡保険金	保険期間中に、死亡された場合
高度障がい保険金	保険期間中に、加入日(*)以後の病気やケガによって、所定の高度障がい状態になられた場合

※死亡保険金・高度障がい保険金のいずれかのお支払いがある場合、保障は終了します。

死亡保険金と高度障がい保険金を重複してお支払いすることはありません。

(*)保障額を増額する場合、増額部分については、「加入日」を「増額日」と替えます。

3 保障額と保険料

- 保険料は、毎年更新時に、ご加入者(被保険者)の加入状況等に基づき、契約(団体)ごとに算出し、変更します。
- 詳細は、パンフレット等の該当箇所をご確認ください。

4 保険期間

- 詳細は、パンフレット等の該当箇所をご確認ください。

5 加入資格

- 詳細は、パンフレット等の該当箇所をご確認ください。

6 受取人

- 詳細は、パンフレット等の該当箇所をご確認ください。

7 配当金

- 1年ごとに収支計算を行い、剰余金が生じた場合は、配当金をお受取りになれます。配当金のお受取りがある場合、実質負担額(年間払込保険料から配当金を控除した金額)が軽減されます。
- ※ご加入や脱退の時期等により配当金をお受取りにならない場合があります。
- 詳細は、パンフレット等の該当箇所をご確認ください。

8 脱退による払戻金

- この保険契約には、被保険者が脱退された場合の払戻金はありません。

9 制度運営および引受保険会社

- 当制度は、契約者である団体が生命保険会社と締結した団体定期保険契約に基づいて運営します。
- この団体定期保険契約が共同取扱契約の場合(この団体定期保険契約を複数の引受保険会社でお引受けしている場合)は、事務幹事会社は他の引受保険会社から委任を受けて事務を行います。引受保険会社はそれぞれの引受割合に応じて保険契約上の権利を有し義務を負い、相互に連帯して責任を負うものではありません。なお、将来引受保険会社および引受割合は変更することがあります。
- 詳細は、パンフレット等の該当箇所をご確認ください。

10 ご相談窓口・指定紛争解決機関

- ご照会・苦情につきましては、パンフレット等に記載の団体窓口までお問合せください。(なお、引受保険会社へのご要望・苦情につきましては、同じくパンフレット等に記載の日本生命窓口までご連絡ください。)
- この商品に係る指定紛争解決機関は一般社団法人生命保険協会です。詳細につきましては、「注意喚起情報」をご覧ください。

契約者：株式会社セブン&アイ・ホールディングス
事務幹事会社：日本生命保険相互会社
日本-団基-29-25-4(2022.4.4)
日本-団-2022-707-12288-M(R5.1.16) 団A簡-年JP

注意喚起情報(生命保険:団体定期保険)

この「注意喚起情報」は、ご加入(*)のお申込みの際に特に注意いただきたい事項を記載しております。

お申込み前に必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申込みください。

また、お支払事由等および制限事項の詳細やご契約の内容に関する事項その他詳細につきましては、パンフレット・「契約概要」・「健康状況告知書」ご記入のご案内」等をご参照ください。

(*) 保障額を増額する場合、増額部分については、「ご加入」を「増額」、「加入日」を「増額日」と読替えます。

1 クーリング・オフ

- この保険契約は、団体を契約者とする保険契約であり、ご加入(*)のお申込みにはクーリング・オフの適用はありません。

2 告知に関する重要事項

告知の義務

- 健康状態等について、被保険者となられる方ご本人が事実のありのままを、正確にもれなく告知してください。(これを告知義務といいます。) 傷病歴等があった場合でも、全てのご加入(*)のお申込みをお断りするものではありません。
- 引受保険会社の職員(営業職員・コールセンター担当者等)、団体事務担当者等に口頭でお伝えまたは資料提示されただけでは告知いただいたことになりません。必ず指定された書面(「加入申込票」等)にて告知してください。

正しく告知いただけない場合の取扱い

- 告知義務に違反された場合は、ご加入(*)を解除させていただき、保険金をお支払いできないことがあります。

告知内容等の確認

- 後日、保険金をご請求の際に、告知内容等を確認させていただくことがあります。

※告知に関しては、「健康状況告知書ご記入のご案内」にて必ず詳細をご確認ください。

3 責任開始期

- 引受保険会社がご加入(*)を承諾した場合、所定の加入日(*)から保険契約上の責任を負います。ただし、被保険者の数が引受保険会社の定める数に満たない場合は、保険契約は効力を発生しません。(更新できません。)
※所定の加入日(*)については、「加入申込票」、またはパンフレット等に記載された「効力発生日」です。
- 引受保険会社の職員(営業職員・コールセンター担当者等)には、ご加入(*)を承諾する権限がありません。

4 保険金をお支払いしない主な場合

- 次のような場合、保険金をお支払いしないことがあります。

【主契約】

- 次のいずれかにより保険金のお支払事由に該当した場合
・加入日(*)からその日を含めて1年以内の被保険者の自殺によるとき
・保険契約者、被保険者、保険金受取人の故意によるとき
・戦争その他の変乱によるとき

【高度障がい保険金】

- 原因となる傷病や不慮の事故等が加入日(*)前に生じている場合

【すべての保険金】

- 告知義務違反による解除の場合
- 詐欺による取消の場合
- 不法取得目的による無効の場合
- 保険契約が失効した場合
- 重大事由による解除の場合

- 詳細は、パンフレット等に記載しておりますのでご確認ください。

5 この保険契約から脱退いただく場合

- この保険契約には、被保険者が脱退された場合の払戻金はありません。
- 退職等の事由により脱退される場合、2年を超えて継続して被保険者であった方は、所定の条件のもと新たな告知や診査等を省略して個人保険に加入できます。
- 詳細は、パンフレット等に記載しておりますので、ご確認ください。

6 制度内容の変更

- 団体の福利厚生制度の変更等により、制度内容が変更される場合があります。また、これに伴い、保険料率や付保特約、給付内容、加入資格等が変更される場合があります。

7 生命保険契約者保護機構

- 引受保険会社は、生命保険契約者保護機構に加入しています。引受保険会社の業務もしくは財産の状況の変化により、保険金額等が削減され

ることがあります。なお、生命保険契約者保護機構の会員である生命保険会社が経営破綻に陥った場合には、生命保険契約者保護機構により、保険契約者保護の措置が図られることとなります。ただし、この場合にも、保険金額等が削減されることがあります。

- 保険契約者保護の措置の詳細については、生命保険契約者保護機構までお問合せください。

(お問合せ先) 生命保険契約者保護機構 TEL:03-3286-2820

月曜日～金曜日(祝日、年末年始を除く)

午前9時～正午、午後1時～午後5時

ホームページアドレス <https://www.seihohogo.jp/>

8 保険金のお支払いに関する留意事項

- お支払事由が発生する事象、保険金をお支払いする場合またはお支払いしない場合等については、パンフレット等に記載しておりますので、ご確認ください。

なお、保険金のご請求は、団体経由で行っていただく必要があります。ご請求に応じて、保険金をお支払いする必要がありますので、保険金のお支払事由が生じた場合だけでなく、保険金のお支払いの可能性があると思われる場合や、お支払いに関してご不明な点が生じた場合等についても、すみやかに団体のご相談窓口にご連絡ください。

- 保険金のお支払事由が生じた場合、ご加入(*)の契約内容によっては、他の保険金等のお支払事由に該当することがありますので、十分にご確認ください。
- 保険金をお支払いする場合またはお支払いしない場合等の事例については、以下のニッセイのホームページをご参照ください。
(<https://www.nissay.co.jp/hojin/oshirase/hokinuketori/>)

9 ご相談窓口・指定紛争解決機関

- ご照会・苦情につきましては、パンフレット等に記載の団体窓口までお問合せください。(なお、引受保険会社へのご要望・苦情につきましては、同じくパンフレット等に記載の日本生命窓口までご連絡ください。)

- この商品に係る指定紛争解決機関は一般社団法人生命保険協会です。

- 一般社団法人生命保険協会の「生命保険相談所」では、電話・文書(電子メール・FAXは不可)・来訪により生命保険に関するさまざまなご相談・照会・苦情をお受けしております。また、全国各地に「連絡所」を設置し、電話にてお受けしております。

(「生命保険相談所」・「連絡所」の連絡先は、ホームページアドレス

<https://www.seiho.or.jp/> をご覧ください。)

なお、生命保険相談所が苦情の申出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として1カ月を経過しても、保険契約者等と生命保険会社との間で解決がつかない場合については、指定紛争解決機関として、生命保険相談所内に裁定審査会を設け、保険契約者等の正当な利益の保護を図っております。

事務幹事会社 日本生命保険相互会社

K2017-104 日本-団基-29-26(2017.6.12) 団注①簡

日本-団-2022-707-12288-M(R5.1.16)

【健康状況告知書ご記入のご案内】(生命保険・団体定期保険)

- ◆生命保険は、多数の人々が保険料を出しあって、相互に保障しあう制度です。したがって、初めから健康状態のよくない方等が無条件にご加入されますと、保険料負担の公平性が保たれません。
- ◆この保険への新たなご加入もしくは保険金額等の増額のお申込みをお引受けできるのは、web申込画面または「加入申込票」に記載の「質問事項」に対する答えが全て「いいえ」となる方です。以下に、被保険者となられる方に正しく告知いただくための重要な事項について記載しておりますので、お申込みいただく前に必ずご確認ください。

1 健康状態等について、被保険者ご本人が有りのままを告知してください。(告知義務)

- 現在および過去の健康状態等について、ありのままをお知らせいただくことを告知といたします。この保険に新たにご加入もしくは保険金額等の増額をお申込みいただく際には、加入申込者ご本人に告知(確認)いただく義務があります。
- 過去の傷病歴(傷病名・治療期間等)、現在の健康状態、身体の障がい状態について、web申込画面または「加入申込票」でおたずねすることを十分ご確認のうえ、お申込みください。
- 告知にあたり、生命保険会社の職員(営業職員・コールセンター担当者等)が、傷病歴や健康状態等について、事実を告知いただかないよう依頼や誘導をすることはありません。

2 生命保険会社の職員等に口頭でお伝えいただいただけでは告知されたことになりません。

- 告知をお受けできる権限(告知受領権)は、生命保険会社が有しています。必ず指定された画面または書面(web申込画面または「加入申込票」等)にて告知いただくようお願いいたします。
- 生命保険会社の職員(営業職員・コールセンター担当者等)・団体事務担当者等に口頭でお伝えまたは資料提示されただけでは告知いただいたことにはなりませんので、ご注意ください。

3 傷病歴等があった場合でも、全てのご加入・増額等のお申込みをお断りするものではありません。

- 生命保険会社では、契約者間の公平性を保つため、被保険者の健康状態等に応じたお引受けの判断を行っていますが、傷病歴があった場合でも、全てのご加入・増額等のお申込みをお断りするものではありません。詳細については、6.web申込画面または「加入申込票」の質問事項とその補足説明をご覧ください。

4 告知義務に違反された場合は、ご加入・増額等のお申込内容を解除させていただきます。保険金等をお支払いできないことがあります。

- 告知いただく事項は、web申込画面または「加入申込票」等に記載してあります。もし、これらについて、故意または重大な過失によって、事実を告知しただけでなかったり、事実と異なることを告知した場合、責任開始日から1年以内であれば、生命保険会社は「告知義務違反」としてお申込みいただいた内容を解除することがあります。(*)
- 責任開始日から1年を経過していても、保険金等のお支払事由が1年以内に発生していた場合には、お申込みいただいた内容を解除することがあります。
- お申込みいただいた内容を解除した場合には、保険金等のお支払事由が発生していても、これをお支払いすることはできません。また、すでにお払込みいただいた保険料は戻しません。
- (*)告知にあたり、生命保険会社の職員(営業職員・コールセンター担当者等)が、傷病歴や健康状態等について告知をすることを妨げた場合、告知をしないことを勧めた場合、または事実と異なることを告げることを勧めた場合、生命保険会社はお申込みいただいた内容を解除することはできません。こうした、生命保険会社の職員(営業職員・コールセンター担当者等)の行為がなかった場合でもご契約者または被保険者が、生命保険会社が告知を求めた事項について、事実を告知しなかったかまたは事実と異なることを告知したと認められる場合、生命保険会社は、お申込みいただいた内容を解除することがあります。
- ※「告知義務違反」としてお申込内容を解除させていただく場合以外にも、保険金等をお支払いできないことがあります。
- たとえば、「告知義務違反」の内容が特に重大な場合、上記にかかわらず、詐欺による取消を理由として、保険金等をお支払いできないことがあります。この場合、すでにお払込みいただいた保険料は戻しません。また、高度障がい保険金、災害保険金、給付金等については、原因となる傷病や不慮の事故等が責任開始日前に生じている場合は、その傷病や不慮の事故等について告知いただいた場合でもお支払いの対象にはなりません。

5 後日、告知内容等を確認させていただくことがあります。

- 生命保険会社の職員または生命保険会社で委託した者が、保険金等のご請求の際、お申込内容、告知内容、請求内容について、確認させていただくことがあります。また、被保険者を診療した医師等に対し、病状等について照会・確認させていただくことがあります。

6 web申込画面または「加入申込票」の質問事項とその補足説明

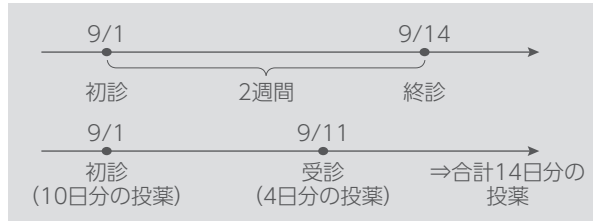
- 新規加入・増額する申込者それぞれがパンフレット等に記載の加入資格を満たしていること、およびweb申込画面または「加入申込票」の裏面に記載されている質問事項をご確認のうえ、告知してください。
- 主たる被保険者(本人)が新規加入・増額する申込者の告知内容(質問事項に対する答え)をとりまとめるうえ、web申込画面または「加入申込票」の該当箇所にとりまとめ結果を入力(記入)のうえ、ご提出ください。
- web申込または「加入申込票」をご提出いただく際には、加入勧奨時に通知・配付された説明資料等に記載された重要事項(「契約概要」「注意喚起情報」を含む)ならびに個人情報の取扱い等を必ずご確認ください。告知内容が事実と相違ないことを確認のうえ、入力または「申込印(告知印)」欄に押印してください。
- web申込画面または「加入申込票」に記載の「質問事項」は以下のとおりです。

質問事項

1. 申込日現在、健康上の理由で就業制限*1を受けていますか。(配偶者・子どもの場合、申込日から過去3カ月以内に、医師の治療・投薬*2を受けたことがありますか。)
2. 申込日から過去1年以内に、病気やけがで手術を受けたこと、または継続して2週間以上の入院をしたことがありますか。
3. 申込日から過去1年以内に、病気やけがで2週間以上にわたり*3、医師の治療・投薬*2を受けたことがありますか。

補足説明

- *1「就業制限」とは、勤務先または医師等により欠勤(公休・普通休暇等によるものも含む)を指示されている場合などをいいます。
- *2「医師の治療・投薬」とは、医師による診察・検査・治療・投薬のほか、指示・指導を含みます。
(注)一過性の軽微な疾患(かぜ、アレルギー性鼻炎、歯治療)、手足の骨折によるものは含みません。
- *3「2週間以上にわたり」とは、初診から終診までの期間が2週間以上の場合をいいます。
たとえば、受診は2日でも、その間が2週間以上の場合や、合計2週間分以上の投薬を受けた場合は、「2週間以上」となります。



- (注1) 以下のような内容は、告知書に記載している事項に該当しないので、告知いただく必要はありません。
- ・医師の指示でなく、自分で市販のかぜ薬を服用した
 - ・健康増進のため、ビタミン剤を飲んでいる
 - ・歯科医師による虫歯の治療、抜歯
 - ・妊娠(正常)による入院
- (注2) 「質問事項」に対する答えが「はい」となる場合や答えに迷われる場合は、別途、「被保険者の告知書」を当制度の団体窓口からお取寄せいただき、ご提出ください。お申込みいただいた内容をお断りすることもございますが、お申込みいただいた内容どおりでお引受けできることもあります。「被保険者の告知書」をご提出される際には、告知事項等をもれなく記入いただき、「加入申込票」とあわせて、団体窓口経由生命保険会社へご提出ください。(この場合、「加入申込票」についてもお申込内容をご記入のうえ、「申込印(告知印)」を押印してください。)

- web申込画面または「加入申込票」等への入力(記入)の有無にかかわらず、当社で保有するお客様情報により、ご加入もしくは増額等をお断りすることがあります。
- web申込画面または「加入申込票」を入力(ご提出)された後、告知すべき何らかの事実を思い出された場合には、追加して告知いただくことが可能です。追加の告知(「被保険者の告知書」の提出)が必要な場合は、当制度に関する団体窓口経由生命保険会社にお申し出ください。ただし、追加して告知いただいた内容によっては、お申込みいただいた内容がお引受けできなくなる場合があります。

事務幹事会社 日本生命保険相互会社
法人サービスセンター 2021.12 K2021-370

重要事項のご説明

(病気とケガ・終身介護・交通傷害・総合賠償・長期所得補償)



契約概要のご説明(団体総合生活補償保険(MS&AD型)・団体総合生活補償保険(標準型)・団体長期障害所得補償保険)

- ご加入に際して特にご確認いただきたい事項をこの「契約概要」に記載しています。ご加入される前に必ずお読みいただき、ご加入くださいますようお願いいたします。
- 申込人と被保険者(補償の対象者)が異なる場合は、被保険者の方にもこの書面の内容を必ずお伝えください。
- この書面はご加入に関するすべての内容を記載しているものではありません。ご加入の内容は、普通保険約款・特約等および団体長期障害所得補償保険の場合は保険契約者と引受保険会社との間で締結する「協定事項明細書(協定書)」(以下協定書といいます)等によって定まります。ご不明な点については、代理店・扱者または引受保険会社までお問合わせください。
- 契約取扱者が代理店または社員の場合は、引受保険会社の保険契約の締結権を有し、保険契約の締結・保険料の領収・保険料領収証の発行・ご契約の管理などの業務を行っています。したがって、代理店または社員と契約され有効に成立したご契約につきましては、引受保険会社と直接契約されたものとなります。

1 商品の仕組みおよび引受条件等

(1) 商品の仕組み

① 団体総合生活補償保険(MS&AD型) <病気とケガ・終身介護>

この保険は、被保険者(補償の対象者)が事故によりケガをされた場合(傷害補償特約等をセットした場合)や病気になられた場合(疾病補償特約等をセットした場合)等に保険金をお支払いします。なお、被保険者としてご加入いただける方および被保険者の範囲は次のとおりです。

加入タイプ	被保険者の範囲 (○:被保険者の対象 ー:被保険者の対象外)		
	本人(*)	配偶者	その他親族
本人型	○	ー	ー
主な特約		特約固有の被保険者の範囲	
疾病補償特約		本人(*)のうち、次のすべてに該当する方 ・保険期間の開始時点で生後15日以上満74才以下の方 ・健康状況告知の結果、ご加入できると判定された方	
がん診断保険金補償 (待機期間不設定型)特約			
三大疾病診断保険金補償 (待機期間不設定型)特約			
先進医療費用保険金補償特約			
介護一時金支払特約 本人介護 (フランチャイズ期間180日)			
介護一時金支払特約 本人介護 (フランチャイズ期間90日)		本人(*)のうち、次のすべてに該当する方 ・保険期間の開始時点で満15才以上満89才以下の方 ・健康状況告知の結果、ご加入できると判定された方	
介護年金支払特約 本人介護			

(*)加入申込票の被保険者ご本人欄記載の方をいいます。

② 団体総合生活補償保険(標準型) <交通傷害・総合賠償>

この保険は、被保険者(補償の対象者)が事故によりケガをされた場合等に保険金をお支払いします。保険金が支払われる事故の種類によって契約プランをお選びいただくことができます。特約をセットすることで、携行品損害、賠償責任など日常でのさまざまな事故を補償することも可能です。

●被保険者としてご加入いただける方および被保険者の範囲は次のとおりです。

加入タイプ	被保険者の範囲 (○:被保険者の対象 ー:被保険者の対象外)		
	本人(*)	配偶者	その他親族
本人型	○	ー	ー

●保険金が支払われる事故の種類によって次の特約をセットします。

		保険金が支払われる事故 (○:補償対象 ×:補償対象外)	
		右記以外	交通事故
交通傷害	交通事故危険のみ補償特約	×	○
総合賠償	特約セットなし	○	○

主な特約	特約固有の被保険者の範囲
日常生活賠償特約	(a) 本人(*) (b) 本人(*)の配偶者 (c) 同居の親族(本人(*)またはその配偶者と同居の、本人(*)またはその配偶者の6親等内の血族および3親等内の姻族) (d) 別居の未婚の子(本人(*)またはその配偶者と別居の、本人(*)またはその配偶者の未婚の子) (e) (a)から(d)までのいずれかに該当する方が責任無能力者である場合は、その方の親権者、その他の法定監督義務者および監督義務者に代わって責任無能力者を監督する方(*)。ただし、その責任無能力者に関する事故に限ります。
ホールインワン・アルパトロス費用補償特約(団体総合生活補償保険用)	本人(*)

(*)加入申込票の被保険者ご本人欄記載の方をいいます。

(*)2 監督義務者に代わって責任無能力者を監督する方は、責任無能力者の6親等内の血族、配偶者および3親等内の姻族に限ります。

(注) 同居・別居の別および続柄は保険金支払事由発生の際にのみをいいます。住民票上は同居となっても実態が別居の場合は、ここでいう同居には該当しません。

③ 団体長期障害所得補償保険<長期所得補償>

この保険は、被保険者(補償の対象者)がケガまたは病気により就業障害となられた場合に被保険者が被った損害に対して保険金をお支払いします。なお、被保険者としてご加入いただける方および被保険者の範囲は次のとおりです。

被保険者としてご加入いただける方	働いて収入(所得)を得ている方で、事前に保険契約者と協定した範囲の方のうち、始期日時点における年齢が満15才以上満59才以下の方
被保険者の範囲	加入申込票の被保険者欄に記載の方

(2) 補償内容

保険金をお支払いする場合、および保険金をお支払いしない主な場合は27~39ページのとおりです。詳細は普通保険約款・特約および団体長期障害所得補償保険の場合は保険契約者と引受保険会社との間で締結する協定書に基づきます。

① 保険金をお支払いする場合(支払事由)と保険金のお支払額(お支払いする保険金の額) 27~39ページをご参照ください。

② 保険金をお支払いしない主な場合(主な免責事由) 27~39ページをご参照ください。なお、詳細は普通保険約款・特約の「保険金を支払わない場合」の項目に記載されております。

(3) セットできる主な特約およびその概要

27~39ページをご参照ください。特約の内容の詳細は普通保険約款・特約および団体長期障害所得補償保険の場合は保険契約者と引受保険会社との間で締結する協定書に基づきます。

(4) 保険期間

この保険の保険期間は、1年間です。お客さまが実際にご加入いただく保険期間については、加入申込票の保険期間欄にてご確認ください。

(5) 引受条件

●ご加入いただく保険金額および支払基礎所得額の設定につきましては、次の点にご注意ください。お客さまが実際にご加入いただく保険金額および支払基礎所得額につきましては、13~24、55ページの保険金額欄および加入申込票、普通保険約款・特約等にてご確認ください。

・保険金額は被保険者(補償の対象者)の方の年齢・年収などに照らして適正な金額となるように設定してください。場合により、お引受けできない保険金額・ご加入条件等もありますのであらかじめご承知おください。

●保険金額は、高額療養費制度等の公的保険制度を踏まえて設定してください。公的保険制度の概要につきましては、金融庁のホームページ(<https://www.fsa.go.jp/ordinary/insurance-portal.html>)等をご確認ください。

<団体総合生活補償保険(標準型)の場合>

ご契約の引受範囲および引受範囲外の職業・職務につきましては、「注意喚起情報のご説明」の「2.(2)通知義務等(ご加入後にご連絡いただく事項)」<ご契約の引受範囲><ご契約の引受範囲外>をご参照ください。(総合賠償のみ)

<団体長期障害所得補償保険の場合>

この保険の支払基礎所得額は、被保険者の加入する公的保険制度(健康保険法等)の法律に基づく保険制度をいいます)による給付内容を勘案し、次のとおり設定してください。なお、支払基礎所得額に約定給付率を乗じた額が平均月間所得額を超える場合には、その上回る部分については保険金をお支払いできませんのでご注意ください。

・所得の平均月間額に対して40%以内の一定額となるように設定してください。

2 保険料

保険料は保険金額・保険期間・お仕事の内容(総合賠償のみ)・被保険者(補償の対象者)の方の年齢等によって決定されます。お客さまが実際にご加入いただく保険料につきましては13~24、55ページの保険料欄にてご確認ください。

<団体長期障害所得補償保険の場合>

保険料は支払基礎所得額・年齢・性別・免責期間・てん補期間等によって決定されます。お客さまが実際にお払込んだ保険料につきましては、加入申込票の保険料欄にてご確認ください。

3 保険料の払込方法について

パンフレットをご参照ください。分割払の場合には、払込回数により、保険料が割増となっています。(長期所得補償を除く)

4 満期返れい金・契約者配当金

この保険には満期返れい金・契約者配当金はありません。

5 解約返れい金の有無

ご加入の脱退(解約)に際しては、ご加入時の条件により、保険期間のうち未経過であった期間の保険料を解約返れい金として返還します。始期日から解約日まで期間に応じて払込みしていただくべき保険料のお払込状況により追加の保険料をご請求する場合があります。追加で請求したにもかかわらず、その払込みがない場合は、ご契約を解除することがあります。「注意喚起情報のご説明」の「7.解約と解約返れい金」をご参照ください。

注意喚起情報のご説明

(団体総合生活補償保険 (MS&AD型)・団体総合生活補償保険 (標準型)・団体長期障害所得補償保険)

- ご加入に際して被保険者にとって不利益になる事項等、特にご注意ください事項をこの「注意喚起情報」に記載しています。ご加入される前に必ずお読みいただき、ご加入くださいますようお願いいたします。
- 申込人と被保険者(補償の対象者)が異なる場合は、被保険者の方にもこの書面の内容を必ずお伝えください。
- この書面はご加入に関するすべての内容を記載しているものではありません。ご加入の内容は、普通保険約款・特約等および団体長期障害所得補償保険の場合は保険契約者と引受保険会社との間で締結する協定書等によって定まります。ご不明な点については、代理店・扱者または引受保険会社までお問合わせください。
- 契約取扱者が代理店または社員の場合は、引受保険会社の保険契約の締結権を有し、保険契約の締結・保険料の領収・保険料領収証の発行・ご契約の管理などの業務を行っています。したがって、代理店または社員と契約され有効に成立したご契約につきましては、引受保険会社と直接契約されたものとなります。

1 クーリングオフ説明書(ご契約のお申込みの撤回等)

この保険は株式会社セブン&アイ・ホールディングスが保険契約者となる団体契約であることからクーリングオフの対象となりません。また団体長期障害所得補償保険においては、ご加入のお申込み後、お申込みの撤回またはご加入の解除(クーリングオフ)を行うことはできません。

2 告知義務・通知義務等

(1) 告知義務(ご加入時にお申出いただく事項)

- 被保険者(補償の対象者)には、告知義務があり、代理店・扱者には告知受領権があります。告知義務とは、ご加入時に告知事項について、事実を正確に知らせる義務のことです。
- 告知事項とは、危険に関する重要な事項として引受保険会社が告知を求めるもので、加入申込票に記載された内容のうち、「※」印がついている項目のことです。この項目について、故意または重大な過失によって告知がなかった場合や告知した事項が事実と異なる場合には、ご加入を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。加入申込票の記載内容を必ずご確認ください。

【告知事項】

- ①被保険者の「職業・職務」(総合賠償のみ)
 - ②他の保険契約等^(*)に関する情報
- (*)<団体総合生活補償保険(MS&AD型)・(標準型)の場合>**
同種の危険を補償する他の保険契約等で、団体総合生活補償保険、普通傷害保険等をいい、いずれも積立保険を含みます。また、他の保険会社等における契約、共済契約、生命保険契約等を含みます。
- <団体長期障害所得補償保険の場合>**
同種の危険を補償する他の保険契約等で、所得補償保険、団体長期障害所得補償保険等をいい、他の保険会社等における契約、共済契約、生命保険契約等を含みます。
- ③被保険者の「生年月日」「年令」(病気とケガ・終身介護・長期所得補償)「性別」(長期所得補償のみ)
 - ④被保険者の健康状況告知(健康に関する告知)(病気とケガ・終身介護・長期所得補償)

■【健康に関する告知について】

- <団体総合生活補償保険(MS&AD型)の場合>**
(注)告知事項の回答にあたっては、「健康状況告知書ご記入のご案内」をご覧ください。
- <団体長期障害所得補償保険の場合>**
・被保険者(補償の対象者)の健康状況に関する質問事項(健康状況告知書質問事項)に正確にご回答ください。この質問事項に対するご回答は、口頭ではなく、加入申込票の「健康状況告知書質問事項回答欄」に、必ず被保険者本人ご自身でご記入のうえ、「健康状況告知書質問事項回答欄」にご署名ください。
- ・健康に関する告知の内容によっては「ご加入をお引受けできない場合、または特定の疾病・症状群について保険金をお支払いしないことを条件にお引受けする場合がありますのであらかじめご了承ください。
- ・ご加入をお引受けした場合でも、加入日^(*)からその日を含めて12か月以内に就業障害になった場合で、就業障害の原因となった身体障害について、その被保険者が加入日の前日から遡りして12か月以内に、医師の治療、診察、診断を受けたとき^(*)は、保険金をお支払いしません。このお取扱い^(*)は、健康に関する告知に誤りがない場合でも例外ではありませんので、ご注意ください。
- 詳細は代理店・扱者または引受保険会社までお問合わせください。
- (*)1新規にご加入される場合は「この保険契約のご加入時」、継続加入される場合は「継続加入されてきた最初の保険契約のご加入時」をいいます。
- (*)2治療のための服薬および人間ドックや定期健康診断での指摘を含みます。
- (*)3特定の疾病・症状群について保険金をお支払いしない条件でご加入された場合の特定の疾病・症状群に該当しないものについてでも例外ではありません。

(2) 通知義務等(ご加入後にご連絡いただく事項)

<団体総合生活補償保険(標準型)の場合>

- ご加入後、被保険者に次の事実が発生した場合は、遅滞なくご加入の代理店・扱者または引受保険会社までご連絡ください。ご連絡がない場合、保険金を削減してお支払いすることがありますので、十分ご注意ください。(総合賠償のみ)

【通知事項】

- ①職業・職務を変更した場合
 - ②新たに職業に就いた場合
 - ③職業をやめた場合
- また、上記①または②のいずれかにおいて、下記の<ご契約の引受範囲外>に該当した場合は、ご契約を解約していただくか、引受保険会社からご契約を解除します。

<ご契約の引受範囲>

下記以外の職業

<ご契約の引受範囲外>

オートテスター(テストライダー)、オートバイ競争選手、自動車競争選手、自転車競争選手(競輪選手)、モーターボート(水上オートバイを含みます。)、競争選手、猛獣取扱者(動物園の飼育係を含みます。)、プロボクサー、プロレスラー、ローリングゲーム選手(レフリーを含みます。)、力士
その他これらと同程度またはそれ以上の危険な職業

(3) その他の注意事項

- 同種の危険を補償する他の保険契約等^(*)で、過去3年以内に合計して5

万円以上保険金を請求または受領されたことがある場合は、加入申込票の保険金請求履歴欄にその内容を必ず記入してください。

(*)<団体総合生活補償保険(MS&AD型)・(標準型)の場合>

「同種の危険を補償する他の保険契約等」とは、団体総合生活補償保険、普通傷害保険等をいい、いずれも積立保険を含みます。また、他の保険会社等における契約、共済契約等を含みます。

<団体長期障害所得補償保険の場合>

「同種の危険を補償する他の保険契約等」とは、同じ被保険者について身体障害による就業障害に対して保険金が支払われる他の保険契約等(所得補償保険、団体長期障害所得補償保険等をいい、いずれも団体契約、生命保険、共済契約を含みます。)をいいます。

■保険金受取人について

保険金受取人	傷害死亡保険金	傷害死亡保険金は、特に傷害死亡保険金受取人を定めなかった場合には、被保険者の法定相続人にお支払いします。 (注)傷害死亡保険金受取人を法定相続人以外の方に定める場合、被保険者の同意を確認するための署名などを行ってください。なおこの場合、保険契約者と被保険者が異なるご契約を被保険者の同意のないままにご契約されていたときは、保険契約が無効となります。また、ご契約後に傷害死亡保険金受取人を変更する場合も、被保険者の同意を確認するための署名などを行ってください。
	上記以外	普通保険約款・特約に定めております。

- ご加入後、申込人の住所などを変更される場合は、ご契約内容の変更等が必要となります。ただちに代理店・扱者または引受保険会社までご連絡ください。

<団体総合生活補償保険(MS&AD型)・(標準型)の場合>

- 被保険者が保険契約者以外の方である場合に、次のいずれかに該当するときは、被保険者は保険契約者にこの保険契約^(*)の解約を求めることができます。この場合、保険契約者はこの保険契約^(*)を解約しなければなりません。
 - ①この保険契約^(*)の被保険者となることについて、同意していなかったとき
 - ②保険契約者または保険金を受け取るべき方に、次のいずれかに該当する行為があったとき
 - ③引受保険会社に保険金を支払わせることを目的としてケガや病気を発生させ、または発生させようとしたこと。
 - ④保険金の請求について詐欺を行い、または行おうとしたこと。
 - ⑤保険契約者または保険金を受け取るべき方が、暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当するとき
 - ⑥他の保険契約等との重複により、保険金額等の合計額が著しく過大となり、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあること。
 - ⑦②～④の場合と同程度に被保険者の信頼を損ない、この保険契約^(*)の存続を困難とする重大な事由が発生したとき
 - ⑧保険契約者と被保険者との間の親族関係の終了等により、この保険契約^(*)の被保険者となることについて同意した事情に著しい変更があったとき
- また、①の場合は、被保険者が引受保険会社に解約を求めることができます。その際は被保険者であることの証明書類等の提出が必要となります。
(*)保険契約…その被保険者に係る部分に限ります。

<団体長期障害所得補償保険の場合>

- ご加入後、直前12か月における被保険者の所得の平均月間額が著しく減少した場合は、代理店・扱者または引受保険会社へご通知ください。将来に向かって、支払基礎所得額に約定給付率を乗じた額を、通知する直前の12か月における被保険者の所得の平均月間額まで減額することがあります。
- 被保険者が保険契約者以外の方である場合に、保険契約者との別段の合意があるときを除き、被保険者は保険契約者にこの保険契約^(*)の解約を求めることができます。この場合、保険契約者はこの保険契約^(*)を解約しなければなりません。
- (*)保険契約…その被保険者に係る部分に限ります。

■複数のご契約があるお客さまへ

<団体総合生活補償保険(標準型)の場合>

次の特約等をセットする場合、補償内容が同様の保険契約(団体総合生活補償保険以外の保険契約にセットされた特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます。)が他にあるときは、補償が重複することがあります。補償が重複すると、補償対象となる事故による損害については、いずれの保険契約からでも補償されますが、損害の額等によってはいずれか一方の保険契約からは保険金が支払われない場合があり、保険料が無駄になることがあります。補償内容の差異や保険金額等を確認し、特約の要否を判断のうえ、ご加入ください。
(注)複数あるご契約のうち、これらの特約を1つのご契約のみにセットしている場合、ご加入を解約したときや、家族状況の変化(同居から別居への変更等)により被保険者が補償の対象外となったとき等は、特約の補償がなくなることがありますのでご注意ください。

<補償が重複する可能性のある主な特約>

	今回ご加入いただく補償	補償の重複が発生する他の保険契約の例
①	団体総合生活補償保険(標準型) 日常生活賠償特約	自動車保険 日常生活賠償特約
②	団体総合生活補償保険(標準型) ホールインワン・アルパトロス費用補償特約(団体総合生活補償保険用)	ゴルフ保険 ホールインワン・アルパトロス費用補償特約

制度概要

生命保険

病気とケガ

終身介護

交通傷害 総合賠償

長期所得補償

ハイライフ年金

保険金をお支払いする場合しない場合

取扱内容

重要事項のご説明

手続きのご案内

記入例

<団体長期障害所得補償保険の場合>

補償内容が同様の保険契約(団体長期障害所得補償保険以外の保険契約にセットされた特約や引受保険会社以外の保険契約または共済契約を含みます。)が他にある場合、補償が重複することがあります。補償が重複すると、補償対象となる事故による損害については、いずれの保険契約からでも補償されますが、いずれか一方の保険契約からは保険金が支払われない場合があり、保険料が無駄になることがあります。補償内容の差異や保険金額等を確認し、ご加入の要否をご判断のうえ、ご加入ください。(注)1契約のみご加入した場合、ご加入を解約したときや、状況の変化により被保険者が補償の対象外となったとき等は、補償がなくなることがありますのでご注意ください。

<補償が重複する可能性のある主なご契約>

今回ご加入いただく補償	補償の重複が発生する他の保険契約の例
団体長期障害所得補償保険	他の団体長期障害所得補償保険 所得補償保険

3 補償の開始時期

始期日の午後4時に補償を開始します。保険料は、パンフレット記載の方法により払込みください。パンフレット記載の方法により保険料を払込みいただけない場合には、保険期間が始まった後であっても、保険金をお支払いしません。

4 保険金をお支払いしない主な場合(主な免責事由)等

(1) 保険金をお支払いしない主な場合

27~39ページをご参照ください。なお、保険金を支払わない場合の詳細は普通保険約款・特約の「保険金を支払わない場合」の項目および協定書(団体長期障害所得補償保険のみ)に記載されておりますのでご確認ください。

(2) 重大事由による解除

<団体総合生活補償保険(MS&AD型)・(標準型)の場合>

次のことがある場合は、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。

- ① 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方が、引受保険会社から保険金を支払わせることを目的としてケガや病気等を発生させ、または発生させようとしたこと。
- ② 被保険者または保険金を受け取るべき方が、保険金の請求について詐欺を行い、または行おうとしたこと。
- ③ 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方が、暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたこと。
- ④ 他はの保険契約等との重複により、保険金額等の合計額が著しく過大となり、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあること。
- ⑤ 上記のほか、①~④と同程度に引受保険会社の信頼を損ない、保険契約の存続を困難とする重大な事由を発生させたこと。

<団体長期障害所得補償保険の場合>

次のいずれかに該当する事由がある場合には、ご契約を解除することがあります。この場合には、全部または一部の保険金をお支払いできません。

- ① 保険契約者、被保険者、保険金受取人が、保険金を支払わせることを目的として身体障害等を発生させた場合
- ② 保険契約者または被保険者が、暴力団関係者その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合
- ③ 被保険者または保険金受取人が保険金の請求について詐欺を行った場合など

5 保険料の払込猶予期間等の取扱い

(1) 保険料は、パンフレット記載の方法により払込みください。

パンフレット記載の方法により保険料を払込みいただけない場合には、保険金をお支払いできないことがあります。また、ご契約を解除させていただくことがあります。

(2) 分割払の場合で、保険金をお支払いする場合が発生し、保険金を支払うことにより契約の全部または一部が失効(または終了)したときには、未払込みの分割保険料を請求させていただくことがあります。(長期所得補償を除く)

6 失効について

<団体総合生活補償保険(MS&AD型)・(標準型)の場合>

ご加入後に、被保険者が死亡された場合には、この保険契約は失効となります。なお、傷害死亡保険金をお支払いする場合に該当しない事由の死亡による失効のときは、未経過期間分の保険料を返還します。

<団体長期障害所得補償保険の場合>

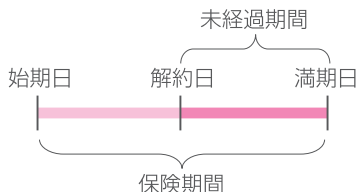
ご加入後に、被保険者が死亡した場合、または、被保険者がこの保険契約に基づき保険金が支払われる就業障害の原因となったケガや病気以外の原因によって、所得を得ることができなくなる業務にも従事しなくなった場合もしくは従事できなくなった場合には、この保険契約は失効となります。この場合、未経過期間分の保険料を返還します。

7 解約と解約返れい金

ご加入を中途で脱退(解約)される場合は、ご加入の代理店・扱者または引受保険会社までお申出ください。

●脱退(解約)日から満期日までの期間に応じて、解約返れい金を返還させていただきます。ただし、解約返れい金は原則として未経過期間分よりも少なくなります。

●始期日から脱退(解約)日までの期間に応じて払込みいただくべき保険料について、追加のご請求をさせていただくことがあります。追加で請求したにも関わらず、その払込みがない場合は、ご加入を解除することがあります。



8 保険会社破綻時等の取扱い

<経営破綻した場合等の保険契約者の保護について>

●引受保険会社の経営が破綻した場合など保険会社の業務または財産の

状況の変化によって、ご加入時にお約束した保険金・解約返れい金等のお支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されたりすることがあります。

●損害保険会社が経営破綻した場合に保険契約者等を保護する目的で、「損害保険契約者保護機構」があり、引受保険会社も加入しています。この保険は「損害保険契約者保護機構」の補償対象であり、損害保険会社が破綻した場合でも、次のとおり補償されます。

<団体総合生活補償保険(MS&AD型)の場合>

【病気の補償】

保険金、解約返れい金等は90%まで補償されます。ただし、破綻前に発生した事故による保険金は100%補償されます。

【ケガの補償】

保険金、解約返れい金等は80%まで補償されます。ただし、破綻前に発生した事故および破綻時から3か月までに発生した事故による保険金は100%補償されます。

【上記以外の補償】

保険金、解約返れい金等は補償されます。補償割合については、引受保険会社または代理店・扱者までお問い合わせください。

<団体総合生活補償保険(標準型)の場合>

保険金、解約返れい金等は80%まで補償されます。ただし、破綻前に発生した事故および破綻時から3か月までに発生した事故による保険金は100%補償されます。

<団体長期障害所得補償保険の場合>

保険金・解約返れい金等は90%まで補償されます。ただし、破綻前に発生した事故による保険金は100%補償されます。

9 個人情報の取扱いについて

53ページをご参照ください。

10 「現在のご契約の解約・減額を前提とした新たなご契約」(団体総合生活補償保険(MS&AD型)・団体長期障害所得補償保険)のご注意

現在のご契約について解約、減額などの契約内容の変更をされる場合には、被保険者にとって不利益となる場合があります。また、新たにお申込みの保険契約についても制限を受ける場合があります。

(1) 現在のご契約について解約、減額などをされる場合の不利益事項

<団体総合生活補償保険(MS&AD型)の場合>

- ① 多くの場合、現在のご契約の解約返れい金は払込みいただいた保険料の合計額よりも少ない金額となります。特にご契約後短期間で解約された場合の解約返れい金はまったくないか、あってもごくわずかです。
- ② 一定期間の契約継続を条件に発生する配当の請求権を失うことがあります。

<団体長期障害所得補償保険の場合>

多くの場合、現在のご契約の解約返れい金は払込みいただいた保険料の合計額よりも少ない金額になります。

(2) 新たな保険契約をお申込みされる場合のご注意事項

<団体総合生活補償保険(MS&AD型)の場合>

- ① 新たにお申込みの保険契約については、被保険者の健康状況などによりご加入をお引受けできない場合や、特定の疾病・症状群について保険金をお支払いしない条件でご加入をお引受けする場合があります。
- ② 新たにお申込みの保険契約については、その保険契約の保険期間の開始日より前に発生している病気やケガ等に対しては保険金をお支払いできないことがあります。
- ③ 新たにお申込みの保険契約については、現在のご契約と商品内容が異なる場合があります。新たな保険契約にご加入された場合、新たな保険契約の始期日における被保険者の年齢により計算された保険料が適用されるとともに、新たな保険契約の普通保険約款・特約が適用されます。
- ④ 新たにお申込みの保険契約については、保険料計算の基礎となる予定利率・予定死亡率等が解約・減額される契約と異なる場合があります。

<団体長期障害所得補償保険の場合>

- ① 新たにお申込みの保険契約については、被保険者の健康状況などによりご加入をお引受けできない場合や、特定の疾病・症状群について保険金をお支払いしない条件でご加入をお引受けする場合があります。
- ② 新たな契約の保険期間の開始日より前に就業障害の原因となった身体障害を被っていた場合、保険金をお支払いできないことがあります。
- ③ 新たな契約の始期日における被保険者の年齢により計算した保険料(*)を適用し、新たな契約の普通保険約款・特約を適用します。そのため、新たな契約の商品内容が、現在のご契約と異なる場合があります。

(*) 保険料の改定により、同じ年齢でも保険料が異なる場合があります。

この保険商品に関するお問い合わせは

【代理店・扱者】

株式会社セブン・フィナンシャルサービス 0120-938-820(無料)

三井住友海上へのご相談・苦情・お問い合わせは

「三井住友海上お客さまデスク」0120-632-277(無料)

「チャットサポートなどの各種サービス」

こちらからアクセスできます。

<https://www.ms-ins.com/contact/cc/>

万一、事故が起こったり、ケガをされたり、病気になられた場合は

遅滞なく代理店・扱者または下記にご連絡ください。

24時間365日事故受付サービス「三井住友海上事故受付センター」

0120-258-189(無料)

事故はいつ早く

指定紛争解決機関

引受保険会社は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人 日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。引受保険会社との間で問題を解決できない場合には、一般社団法人 日本損害保険協会にご相談いただくか、解決の申し立てを行うことができます。一般社団法人 日本損害保険協会 そんぽADRセンター

【ナビダイヤル(全国共通・通話料有料)】 0570-022-808

- ・受付時間[平日 9:15~17:00(土日・祝日および年末年始を除きます)]
- ・携帯電話からも利用できます。IP電話からは03-4332-5241におかけください。
- ・おかけ間違いにご注意ください。
- ・詳細は、一般社団法人 日本損害保険協会のホームページをご覧ください。
<https://www.sonpo.or.jp/about/efforts/adr/index.html>



団体総合生活補償保険 (MS&AD型)・団体長期障害所得補償保険 健康状況告知書 ご記入のご案内(必ずお読みください)

以下の注意点を読んで、加入申込票の「健康状況告知書質問事項回答欄」にご記入ください。

＜継続加入の場合で、保険責任を加重(*)することなく継続いただく場合には、あらためて健康状況を告知いただく必要はありません。＞

(*) 保険金額の増額、支払基礎所得額の増額、支払限度日数の延長等、疾病にかかわる補償を拡大することをいいます。

① 健康状況告知の重要性

健康状況について告知いただく内容は、引受保険会社が公平な引受判断を行うための重要な事項です。必ず被保険者(補償の対象者)ご自身が、ありのままを正確に漏れなくお答えください。

(注1) 告知時における被保険者の年齢が満15才未満の場合には、親権者のうちいずれかの方がお答えください。

(注2) 被保険者が団体構成員のご家族(配偶者、子ども、両親、兄弟姉妹および同居の親族)である場合は、団体構成員である方が被保険者に確認のうえ被保険者に代わってお答えいただくことができます。

② 正しく告知されなかった場合の取扱い

「健康状況告知書質問事項」について、事実を告知されなかったり、事実と違うことを告知された場合には、ご加入内容が解除または取消しとなり、保険金をお支払いできないことがあります。

③ 書面によるご回答のお願い

● 代理店・扱者には告知受領権があり、代理店・扱者に対して告知いただいた事項は、引受保険会社に告知いただいたものとなります。

● 代理店・扱者への口頭によるご回答では、健康状況を告知いただいたことになりません。必ず加入申込票の「健康状況告知書質問事項回答欄」へのご記入にてご回答いただきますようお願いします。

④ 「健康状況告知書質問事項」に該当される場合

「健康状況告知書質問事項」に該当された場合、ご加入のお引受について次の取扱いとさせていただきます。

(1) 団体総合生活補償保険 (MS&AD型)

特約の名称	取扱い
疾病補償特約	次のいずれかとなります。 ① 特定の疾病・症状群について保険金をお支払いしない条件でご加入をお引受します。この場合でも、特定の疾病・症状群に該当しないものは、「6. 保険期間の開始前の発病等の取扱い」が適用されます。 ② ご加入はお引受できません。
先進医療費用保険金補償特約	
がん診断保険金補償(待機期間不設定型)特約	
三大疾病診断保険金補償(待機期間不設定型)特約	
介護一時金支払特約[本人介護]	
介護年金支払特約[本人介護]	

(2) 団体長期障害所得補償保険

① 特定の疾病・症状群について保険金をお支払いしない条件でご加入をお引受けします。

② ご加入はお引受けできません。

⑤ 現在の契約を解約・減額し、新たなご加入を検討されているお客さまへ

※詳しくは重要事項のご説明(注意喚起情報)をご覧ください。
現在の契約を解約・減額し、新たにご加入される場合も、新規にご加入される場合と同様に「健康状況告知書質問事項」にお答えいただく必要があります。現在の健康状況等によっては、ご加入できなかったり、特定の疾病・症状群について保険金をお支払いしない条件でご加入をお引受することがあります。また、正しく告知をされなかった場合にはご加入内容が解除または取消しとなる場合があります。

⑥ 保険期間の開始前の発病等の取扱い

(1) 団体総合生活補償保険 (MS&AD型)

特約の名称	取扱い
疾病補償特約	ご加入をお引受した場合でも、ご加入時(*)より前に発病した病気(*)については保険金をお支払いしません。このお取扱いは、健康状況告知に誤りがない場合でも例外ではありませんので、ご注意ください。 なお、継続加入である場合で、病気を発病した時が、疾病入院を開始された日(*)からご加入の継続する期間を遡及して1年以前であるときは保険金をお支払いすることがあります。
先進医療費用保険金補償特約	ご加入をお引受した場合でも、ご加入時(*)より前に被ったケガまたは発病した病気(*)については保険金をお支払いしません。このお取扱いは、健康状況告知に誤りがない場合でも例外ではありませんので、ご注意ください。 なお、継続加入である場合で、ケガの原因となった事故発生の時または病気を発病した時が、先進医療を開始された日からご加入の継続する期間を遡及して1年以前であるときは保険金をお支払いすることがあります。

特約の名称	取扱い
がん診断保険金補償(待機期間不設定型)特約	ご加入をお引受した場合でも、ご加入時(*)より前に発病したがん(悪性新生物)(*)については保険金をお支払いしません。このお取扱いは、健康状況告知に誤りがない場合でも例外ではありませんので、ご注意ください。 なお、継続加入である場合で、がんを発病した時が、医師によってがんと診断された日からご加入の継続する期間を遡及して1年以前であるときは保険金をお支払いすることがあります。
三大疾病診断保険金補償(待機期間不設定型)特約	ご加入をお引受した場合でも、ご加入時(*)より前に発病した三大疾病(*)については保険金をお支払いしません。このお取扱いは、健康状況告知に誤りがない場合でも例外ではありませんので、ご注意ください。 なお、継続加入である場合で、三大疾病を発病した時が、医師によってがんと診断された日または急性心筋梗塞もしくは脳卒中による入院を開始された日からご加入の継続する期間を遡及して1年以前であるときは保険金をお支払いすることがあります。
介護一時金支払特約 [本人介護]	ご加入をお引受した場合でも、ご加入時(*)より前に要介護状態の原因となった事由が生じていた場合は、保険金をお支払いしません。このお取扱いは、健康状況告知に誤りがない場合でも例外ではありませんので、ご注意ください。 なお、継続加入である場合で、要介護状態の原因となった事由が生じた時が、その事由による要介護状態が開始した日からご加入の継続する期間を遡及して1年以前であるときは保険金をお支払いすることがあります。
介護年金支払特約 [本人介護]	

(*) 同一の保険金を補償するプランを継続加入される場合は、継続加入してきた最初のその保険金を補償するプランのご加入時をいいます。

(*) 2) その病気と医学上因果関係がある病気を含まず。発病日は医師の診断(人間ドックや定期健康診断での指摘を含みます。)によります。

(*) 3) 疾病入院保険金の支払いを伴わない疾病手術保険金または疾病放射線治療保険金の場合は、それぞれ「手術の開始時」、「放射線治療の開始時」に疾病入院が開始したものとなります。

(*) 4) 転移したがんを含みます。転移したがんとは、原発巣(最初にがんが発生した場所をいいます。)が同じであると診断されたがんをいい、そのがんと同じ部位に再発したがんを含みます。

(*) 5) そのがんと医学上因果関係がある病気を含まず。発病日は医師の診断(人間ドックや定期健康診断での指摘を含みます。)によります。

(*) 6) その三大疾病と医学上因果関係がある病気を含まず。発病日は医師の診断(人間ドックや定期健康診断での指摘を含みます。)によります。

(2) 団体長期障害所得補償保険

ご加入をお引受した場合でも、加入日(*)からその日を含めて12か月以内に就業障害になった場合で、就業障害の原因となった身体障害について、その被保険者が加入日の前日から遡及して12か月以内に、医師等の治療、診察、診断を受けたとき(*)は、保険金をお支払いしません。このお取扱いは、健康に関する告知に誤りがない場合でも例外ではありませんので、ご注意ください。

詳細は代理店・扱者または引受保険会社までお問合わせください。

(*) 1) 新規にご加入される場合は「この保険契約のご加入時」、継続加入される場合は「継続加入されてきた最初の保険契約のご加入時」をいいます。

(*) 2) 治療のための服薬および人間ドックや定期健康診断での指摘を含みます。

(*) 3) 特定の疾病・症状群について保険金をお支払いしない条件でご加入された場合の特定の疾病・症状群に該当しないものについても例外ではありません。

⑦ その他ご留意いただく点

● ご加入のお申込後または保険金のご請求の際、引受保険会社の社員または引受保険会社で委託した確認担当者が健康状況の告知内容等を確認させていただく場合があります。

● 「健康状況告知書質問事項」にご回答いただいた後に、万一、告知内容の漏れ・誤りに気づかれた場合は代理店・扱者または引受保険会社までご連絡ください。告知内容の訂正の手続をご案内します。ただし、お申出内容によっては訂正をお受けできずご加入をそのまま継続いただけない場合があります。

制度概要

生命保険

病気とケガ

終身介護

交通傷害 総合賠償

長期所得補償

ハイライフ年金

保険金をお支払いする場合

取扱内容

重要事項のご説明

手続きのご案内

記入例

(1) 団体総合生活補償保険 (MS&AD型)

特約の名称	取扱い
疾病補償特約	継続時に、あらためて健康状況の告知を行うことにより、新たな告知内容に応じた条件で継続加入いただくことができます。 【ご注意】 ◎現在の健康状況等によっては、継続加入できなかつたり、保険金をお支払いしない疾病・症状群が追加・変更されたりすることがあります。 ◎特約によっては、新たな告知内容に応じた条件で継続いただいた場合でも、保険金のお支払額は、発病時時点の保険契約の条件で算出した金額となることがあります。 ◎保険期間の途中で特定の疾病・症状群について保険金をお支払いしない条件の削除・変更を行うことはできません。
先進医療費用保険金補償特約	
がん診断保険金補償 (待機期間不設定型) 特約	
三大疾病診断保険金補償 (待機期間不設定型) 特約	
介護一時金支払特約 【本人介護】	
介護年金支払特約 【本人介護】	

(2) 団体長期障害所得補償保険

ご継続時に、あらためて健康に関する告知をしていただくことにより、新たな告知内容に応じた条件でご継続加入いただくことができます。
【ご注意】 ◎現在の健康状況等によっては、ご継続加入できなかつたり、保険金をお支払いしない疾病・症状群が追加・変更されたりすることがあります。
 ◎新たな告知内容に応じた条件でご継続いただいた場合でも、保険金のお支払額は、発病時時点の保険契約の条件で算出した金額となることがあります。
 ◎保険期間の途中で特定の疾病・症状群について保険金をお支払いしない条件の削除・変更を行うことはできません。

保険金・給付金の請求等

●内容のお問い合わせ、保険金の請求は代理店・扱者「株式会社セブン・フィナンシャルサービス」にご連絡ください。(0120-198-409 (平日9:00~17:30))

個人情報の取扱いについて

この保険契約に関する個人情報について、引受保険会社が次の取扱いを行うことに同意のうえお申し込みください。

【個人情報の取扱いについて】

この保険契約に関する個人情報は、引受保険会社がこの保険引受の審査および履行のために利用するほか、引受保険会社および引受保険会社のグループのそれぞれの会社(海外にあるものを含む)が、この保険契約以外の商品・サービスのご案内・ご提供や保険引受の審査および保険契約の履行のために利用したり、提携先・委託先等の商品・サービスのご案内のために利用することがあります。

①引受保険会社および引受保険会社のグループ会社の商品・サービス等の例

損害保険・生命保険商品、投資信託・ローン等の金融商品、リスクマネジメントサービス

②提携先等の商品・サービスのご案内の例

自動車購入・車検の斡旋

上記の商品やサービスには変更や追加が生じることがあります。

ただし、保健医療等のセンシティブ情報(要配慮個人情報を含む)の利用目的は、法令等に従い、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定します。また、この保険契約に関する個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先(保険代理店を含む)、保険仲立人、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先等(いずれも海外にあるものを含む)に提供することがあります。

○契約等の情報交換について

引受保険会社は、この保険契約に関する個人情報について、保険契約の締結ならびに保険金支払いの健全な運営のため、一般社団法人 日本損害保険協会、損害保険料率算出機構、損害保険会社等との間で、登録または交換を実施することがあります。

○再保険について

引受保険会社は、この保険契約に関する個人情報を、再保険契約の締結、再保険契約に基づく通知・報告、再保険金の請求等のために、再保険引受会社等(海外にあるものを含む)に提供することがあります。

引受保険会社の個人情報の取扱いに関する詳細、商品・サービス内容、引受保険会社のグループ会社の名称、契約等情報交換制度等については、三井住友海上ホームページ(<https://www.ms-ins.com>)または引受保険会社のホームページをご覧ください。

ご注意事項

●この保険は株式会社セブン&アイ・ホールディングスが保険契約者となる団体契約です。被保険者が保険料を負担される場合、保険契約者が保険料をとりまとめのうえ引受保険会社に払い込みます。なお、保険契約者が引受保険会社に保険料を払い込まなかった場合には、保険契約が解除され保険金が支払われないことがあります。また、保険契約者または被保険者がご加入の取消等をされた場合、引受保険会社は返還保険料を保険契約者に返還します。

●当パンフレットの記載事項は、保険契約に関する重要な事項ですので、内容について充分にご確認ください。ご加入の内容は、保険の種類に応じた普通保険約款および特約および団体長期障害所得補償保険の場合は保険契約者と引受保険会社との間で締結する協定書によって定まります。詳細は普通保険約款・特約および特約書をご確認ください。また、ご不明な点については、代理店・扱者または引受保険会社までお問い合わせください。

●この制度でお申込人となれる方は株式会社セブン&アイ・ホールディングスおよびそのグループ会社の役員・従業員^(注)に限りします。

(注)パートについて…加入対象となれるのは週契約時間30時間以上のパートナー社員または週契約時間20時間以上のパートナー社員に限りします。ただし、長期所得補償は、週契約時間20時間以上のパートナー社員は対象外です。

●この制度で被保険者(補償の対象者)本人^(*)となれる方の範囲は、株式会社セブン&アイ・ホールディングス、そのグループ会社の役員・従業員^(注)およびその家族(配偶者、子ども、両親、兄弟姉妹および本人と同居している親族ならびに家事使用人をいいます。)です。ただし、総合賠償ならびに長期所得補償は家族を被保険者本人とすることはできません。
 (注)加入申込票の被保険者ご本人欄に記載の方をいいます。

(注)パートについて…加入対象となるのは週契約時間30時間以上のパートナー社員または週契約時間20時間以上のパートナー社員に限りします。ただし長期所得補償は、週契約時間20時間以上のパートナー社員は対象外です。

●団体割引・優良割引・大口契約割引は前年度ご加入いただいた被保

険者数、保険料・支払保険金の実績に従って割増率が適用されます。

●お客さまのご加入内容が登録されることがあります。損害保険制度が健全に運営され、死亡保険金、後遺障害保険金、入院保険金、通院保険金等のお支払いが正しく確実に行われるよう、これらの保険金のある保険契約について、一般社団法人 日本損害保険協会が運営する契約内容登録制度への登録を実施しております。

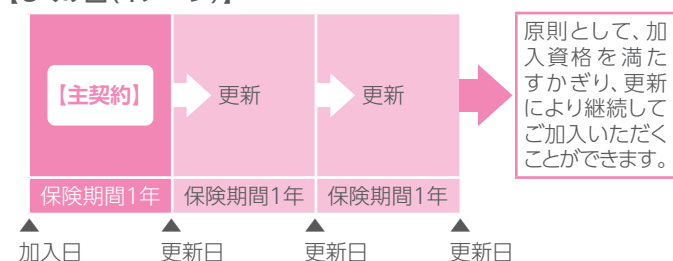
●この保険の保険期間は1年間となります。保険金請求状況等によっては、保険期間終了後、継続加入できないことや補償内容を変更させていただくことがあります。あらかじめご了承ください。

●保険金請求状況等とは、加入者間の公平性を逸脱する極端な保険金支払いまたはその請求があった場合、飲酒運転等の法令違反や事実を偽った保険金請求が行われた場合等をいいます。

●<自動継続の取扱いについて>

前年からご加入の皆さまについては、ご加入内容の変更や継続停止のご連絡がない場合、今回の募集においては前年ご加入の内容に応じたセット・口数での自動継続加入の取扱いとさせていただきます。(年令の進行により保険料表の年令区分が変わる場合は、ご継続時のご年令による保険料となりますのでご了承ください。)

【しくみ図(イメージ)】



の疾病群に関しては保険金をお支払いできない条件でお引受いたします。
(終身介護はA欄に記載された疾病に該当した場合、ご加入いただけません。)

●ご加入いただいた後にお届けする加入者証は、内容をご確認のうえ、大切に保管してください。

〈税法上の取扱い 令和5年1月現在〉

- 「団体総合生活補償保険(MS&AD型)・団体長期障害所得補償保険の場合」
払い込んでいただく保険料のうち、疾病保険金部分の保険料(長期所得補償についてはすべての保険料)等は生命保険料控除のうち介護医療保険料控除の対象となり、所得税について最高40,000円まで、住民税について最高28,000円までが毎年の課税対象額から控除されます。
(注1)病氣とケガならびに終身介護の傷害保険金部分の保険料等は、保険料控除の対象なりません。
(注2)なお、この取扱いは今後の税制改正によっては変更となる場合がありますので、ご注意ください。

〈保険金をお支払いする場合に該当したとき〉

- 〈保険金をお支払いする場合に該当したときの引受保険会社へのご連絡〉
保険金をお支払いする場合に該当したときは、代理店・扱者または引受保険会社までご連絡ください。保険金請求の手續につきまして詳しくご案内いたします。なお、保険金をお支払いする場合に該当した日から30日以内にご連絡がない場合、もしくは知っている事実を告げなかった場合、または事実と異なることを告げた場合は、引受保険会社はそれによって被った損害の額を差し引いて保険金をお支払いすることがあります。
- 〈保険金支払いの履行期〉
引受保険会社は、保険金請求に必要な書類^(※1)をご提出いただいてからその日を含めて30日以内に、保険金をお支払いするために必要な事項の確認^(※2)を終えて保険金をお支払いします。^(※3)
(※1)保険金請求に必要な書類は、「保険金のご請求時にご提出いただく書類」をご参照ください。代理請求人が保険金を請求される場合は、被保険者が保険金を請求できない事情を示す書類をご提出いただきます。
(※2)保険金をお支払いする事由の有無、保険金をお支払いしない事由の有無、保険金の額の算出、保険契約の効力の有無、その他引受保険会社がお支払いすべき保険金の額の確定のために確認が必要な事項をいいます。
(※3)必要な事項の確認を行うために、警察などの公の機関の捜査結果の照会、医療機関など専門機関の診断結果の照会、災害救助法が適用された被災地における調査、日本国外における調査等が必要な場合には、普通保険約款・特約に定める日数までに保険金をお支払いします。この場合、引受保険会社は確認が必要な事項およびその確認を終える時期を被保険者または保険金を受け取るべき方に通知します。
- 〈保険金のご請求時にご提出いただく書類〉
被保険者または保険金を受け取るべき方(これらの方の代理人を含みます。)*が保険金の請求を行う場合は、事故受付後に引受保険会社が求める書類をご提出いただきます。詳しくは59ページをご参照ください。ご不明な点については、代理店・扱者または引受保険会社までお問い合わせください。
- 〈代理請求人について〉
高度障害状態となり、意思能力を喪失した場合など、被保険者に保険金を請求できない事情があり、かつ、保険金を受け取るべき被保険者の代理人がいない場合には、引受保険会社の承認を得て、その被保険者

と同居または生計を共にする配偶者^(※)等(以下「代理請求人」といいます。詳細は(注)をご参照ください。)*が保険金を請求できることがあります。詳細は代理店・扱者または引受保険会社までお問い合わせください。また、**本内容については、代理請求人となられる方にも必ずご説明ください。**

(注)①「被保険者と同居または生計を共にする配偶者^(※)」

②上記①に該当する方がいないまたは上記①に該当する方に保険金を請求できない事情がある場合
「被保険者と同居または生計を共にする3親等内の親族」

③上記①、②に該当する方がいないまたは上記①、②に該当する方に保険金を請求できない事情がある場合
「上記①以外の配偶者^(※)」または「上記②以外の3親等内の親族」

(※)法律上の配偶者に限ります。

- 法律上の賠償責任などを負担することによって被った損害を補償する特約の対象となる賠償事故の示談交渉については、事前に引受保険会社へご相談ください。なお、あらかじめ引受保険会社の承認を得ないで損害賠償責任を認めたり、賠償金などを支払われた場合には、保険金をお支払いできないことなどがありますのでご注意ください。
(示談交渉サービス)

日本国内において発生した、日常生活賠償特約の対象となる賠償事故について被保険者のお申出があり、かつ被保険者の同意が得られれば、引受保険会社は原則として被保険者のために示談交渉をお引受いたします。また、日本国内において発生した賠償事故で保険金が支払われる場合、被害者が保険金相当の損害賠償額を引受保険会社へ直接請求することもできます。

〈示談交渉を行うことができない主な場合〉

- 1回の事故につき、被保険者が負担する法律上の損害賠償責任の額が日常生活賠償特約で定める保険金額を明らかに超える場合
○相手の方が引受保険会社との交渉に同意されない場合
○相手の方との交渉に際し、正当な理由なく被保険者が引受保険会社への協力を拒んだ場合
○被保険者に対する損害賠償請求に関する訴訟が日本国外の裁判所に提起された場合

- 携行品の対象となる盗難事故が発生した場合、必ず警察に届け出てください。

- この保険契約は共同保険に関する特約に基づく共同保険契約です。それぞれの引受保険会社は、引受割合に応じて、連帯することなく単独別個に保険契約上の責任を負います。また、三井住友海上は、幹事保険会社として他の引受保険会社の業務および事務の代理・代行を行います。引受保険会社は下記のとおりです。なお、それぞれの会社の引受割合は決定しだいご案内します。

引受保険会社		
病氣とケガ(団体総合生活補償保険(MS&AD型))	損害保険会社	三井住友海上火災保険株式会社
終身介護(団体総合生活補償保険(MS&AD型))		
長期所得補償(団体長期障害所得補償保険)		〈幹事会社〉 三井住友海上火災保険株式会社 損害保険ジャパン株式会社
交通傷害(団体総合生活補償保険(標準型))		
総合賠償(団体総合生活補償保険(標準型))		〈幹事会社〉 三井住友海上火災保険株式会社 損害保険ジャパン株式会社

制度概要

生命保険

病氣とケガ

終身介護

交通傷害 総合賠償

長期所得補償

ハイライフ年金

保険金をお支払いする場合、しない場合

取扱内容

重要事項のご説明

手続きのご案内

記入例

ご加入内容確認事項

ご加入手続きに際し、以下の事項を十分にご確認ください。

本確認事項は、万一の事故の際に安心して保険をご利用いただけるよう、ご提案いたしました保険商品がお客さまのご希望に合致した内容であること、ご加入いただくうえで特に重要な事項を正しくご記入いただいていることを確認させていただくためのものです。

お手数ですが、以下の各質問項目について、再度ご確認いただきますようお願い申し上げます。

なお、ご加入にあたりご不明な点や疑問点がございましたら、パンフレット記載の代理店・扱者または引受保険会社までお問い合わせください。

1 保険商品が以下の点でお客さまのご希望に合致した内容となっていることをパンフレット・重要事項のご説明でご確認ください。

万一、ご希望に合致しない場合は、ご加入内容を再度ご確認ください。

「重要事項のご説明」に記載の、補償が重複する可能性のある特約等については、ご加入の要否をご確認ください。

- 保険金のお支払事由(主契約、セットしている特約を含みます。)
- 保険金額(ご契約金額)
- 保険期間(保険のご契約期間)
- 保険料・保険料払込方法

2 加入申込票への記載・記入の漏れ・誤りがないかご確認ください。

以下の項目は、正しい保険料の算出や適切な保険金のお支払い等に必要な項目です。

内容をよくご確認いただき、加入申込票に正しくご記入いただきますようお願い申し上げます。

記載・記入の漏れ・誤りがある場合には、訂正あるいは追記をお願いいたします。

①皆さまがご確認ください。

- 加入申込票の「生年月日」または「年令」欄、「性別」欄は正しくご記入いただいていますか？
「年令」欄は保険始期日時点での満年令をご記入ください。
*ご記入いただいた年令と生年月日から算出した年令が異なる場合には、生年月日から算出したものを年令として取扱うことがあります。
または、事前に打ち出している内容に誤りがないことをご確認いただきましたか？
- 加入申込票の「職業・職務」欄(「職種級別」欄を含みます。)は正しくご記入いただいていますか？ または、事前に打ち出している内容に誤りがないことをご確認いただきましたか？
- 加入申込票の「他の保険契約等」欄は正しくご記入されていますか？
*ご加入いただく保険商品の加入申込票によっては、上記の欄がない場合があります。上記のうち欄がないものについてのご確認は不要となります。

②以下に該当する内容をお申込みの方のみご確認ください。

- ◆「GLTD[団体長期障害所得補償保険](定額型)のタイプをお申込みの場合のみ」ご確認ください。
支払基礎所得額(ご契約金額)は、平均月間所得額(ボーナスを含みます。)の40%以下となるような口数でお申込みされていますか？
- ◆「健康状況告知をしていただく契約のタイプをお申込みの場合のみ」ご確認ください。
被保険者(補償の対象となる方)の健康状況を「健康状況告知書質問事項回答欄」に正しくご記入いただいていますか？

3 次のいずれかに該当する場合には「加入申込票」のご提出が必要です。ご確認ください。

- この保険制度に新規加入される場合
- 既にご加入の内容を変更してご継続される場合(被保険者の変更、補償内容の変更、職業・職務・職種級別の変更 など)
- 既にご加入されているがご継続されない場合

基本補償の保障(補償)内容

※昨年まで基本補償にご加入されていた方は引き続きご選択いただくことも可能です。本プランをご選択いただいた場合、先進医療補償・通院補償はセットされません。天災オプションをセットする場合、下記保険料に加え、月額90円が追加となります。[入院、手術、放射線治療、死亡(損害保険)：団体総合生活補償保険(MS&AD型)]

■保険金額

		基本補償
入院(病気・ケガ)(入院保険金日額)		5,000円
手術(病気・ケガ)		入院中の手術5万円 入院中以外の手術2.5万円
放射線治療(病気)		5万円
死亡	団体定期保険※	100万円 (社員区分①の本人のみ)
	損害保険(*)	500万円

■月払保険料(団体定期保険除く)

年令	基本補償 月払保険料	年令	基本補償 月払保険料
0～4才	800円	40～44才	870円
5～9才	720円	45～49才	980円
10～14才	600円	50～54才	1,160円
15～19才	600円	55～59才	1,460円
20～24才	670円	60～64才	1,940円
25～29才	760円	65～69才	2,810円
30～34才	850円	70～74才	3,980円
35～39才	860円		

(*) 傷害死亡保険金と傷害後遺障害保険金をお支払いします。

※役員・正社員、週契約時間30時間以上のパートナー社員の方については上記保険料に加え、団体定期保険の月払保険料として、280円が追加となります。なお、この団体定期保険の月払保険料は概算であり、正規保険料は申込締切後に算出し、更新日(今回は令和5年7月1日)から適用します。保険料は、毎年の更新日に再計算し適用します。団体定期保険に関しては、必ず当パンフレットの「生命保険」(11～12ページ、42～48ページ)をご確認ください。(なお「病気とケガ」に付保されている団体定期保険については、更新日時点で年齢70歳6カ月まで新規加入・継続いただくことができます。更新日時点の年齢が70歳6カ月超の方は団体定期保険部分は更新日の前月末日で脱退となります。保険期間の途中で年齢70歳6カ月を超える方は、次の更新日の前月末日で脱退となります。また、OB会で継続される場合、OB会への移行時に団体定期保険部分の保障がなくなります。)

重要事項のご説明

(ハイライフ年金:拠出型企業年金保険)



契約概要(ハイライフ年金:拠出型企業年金保険)

この「契約概要」は、ご加入の内容等に関する重要な事項のうち、特に確認いただきたい事項を記載しております。

お申込み前に必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申込みください。

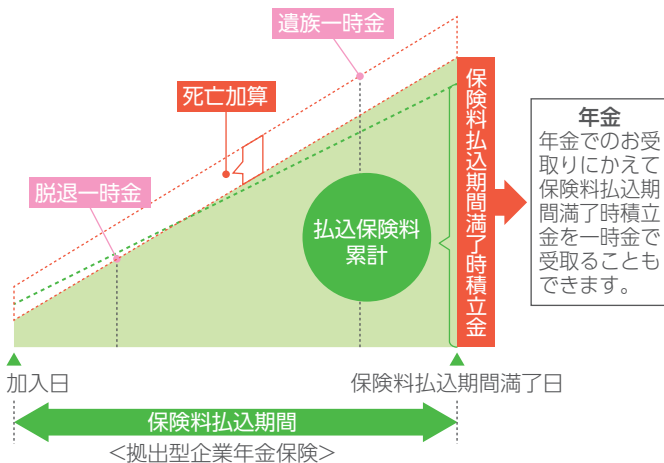
また、「契約概要」に記載の給付内容等は、概要を示しています。その他詳細につきましては、パンフレット・「注意喚起情報」等をご参照ください。

ご自身のニーズ(ご意向)に合致した商品内容であるか、お申込み前に必ずご確認ください。

① この保険の特徴

- この保険は、団体をご契約者、その所属員等のうち希望される方をご加入者(被保険者)とし、ご加入者(被保険者)の自助努力による財産形成や老後の生活資金確保を支援するための団体年金保険です。

【しくみ図(イメージ)】



※上記しくみ図はイメージです。詳細につきましてはパンフレット等の給付額試算表等をご確認ください。

② 加入資格

- 詳細はパンフレット等の該当箇所をご確認ください。

③ 保険料

- 詳細はパンフレット等の該当箇所をご確認ください。

④ 給付内容

【保険料払込期間満了後の給付内容】

- 次の種類の年金をご加入者(被保険者)にお支払いします。年金種類が複数ある場合、いずれか1つを選択いただけます。
5年確定年金、10年確定年金、15年確定年金、20年確定年金、5年保証期間付終身年金、10年保証期間付終身年金、15年保証期間付終身年金、20年保証期間付終身年金
- 年金でのお受取りにかえて保険料払込期間満了時積立金を一時金で受取ることもできます。

【保険料払込期間中の給付内容】

- ご加入者(被保険者)が脱退されたとき、脱退時点の積立金額を脱退一時金としてご加入者(被保険者)にお支払いします。
- ご加入者(被保険者)が死亡されたとき、死亡時点の積立金額に所定の金額を加算(死亡加算)した金額を遺族一時金としてご遺族にお支払いします。
※加入期間が2年以上かつ満45歳以上で死亡された場合は、年金で受取ることもできます。
- 詳細はパンフレット等の該当箇所をご確認ください。

⑤ 受取人

- 詳細はパンフレット等の該当箇所をご確認ください。

⑥ 配当金

- 詳細はパンフレット等の該当箇所をご確認ください。

⑦ 制度運営および引受保険会社

- 当制度は、契約者である団体が生命保険会社と締結した拠出型企業年金保険契約に基づいて運営します。
- この拠出型企業年金保険契約が共同取扱契約の場合(この拠出型企業年金保険契約を複数の引受保険会社でお引受けしている場合)は、事務幹事会社が他の引受保険会社から委任を受けて事務を行います。引受保険会社はそれぞれの引受割合に応じて保険契約上の権利を有し義務を負い、相互に連帯して責任を負うものではありません。なお、将来引受保険会社および引受割合は変更することがあります。
- 詳細はパンフレット等の該当箇所をご確認ください。

⑧ ご相談窓口・指定紛争解決機関

- ご照会・苦情につきましては、パンフレット等に記載の団体窓口までお問合せください。(なお、引受保険会社へのご要望・苦情につきましては、同じくパンフレット等に記載の日本生命窓口までご連絡ください。)
- この商品に係る指定紛争解決機関は一般社団法人生命保険協会です。詳細につきましては、「注意喚起情報」をご覧ください。

契約者：株式会社セブン&アイ・ホールディングス
事務幹事会社：日本生命保険相互会社
日本2021企基-72-1(2022.7.22)
日本-企-2022-707-12289-M(R5.1.16) 企②簡-自由選択

注意喚起情報(ハイレブ年金:拠出型企業年金保険)

この「注意喚起情報」は、ご加入または保険料の増額のお申込みに際して特に注意いただきたい事項を記載しております。

お申込み前に必ずお読みいただき、内容をご確認・ご理解のうえ、お申込みください。

また、給付内容等および制限事項の詳細やご契約の内容に関する事項その他詳細につきましては、パンフレット・「契約概要」等を必ずご参照ください。

(*)保険料を増額する場合、増額部分については、「ご加入」を「増額」、「加入日」を「増額日」と読替えます。

1 クーリング・オフ

- この保険契約は、団体を契約者とする保険契約であり、ご加入または保険料の増額のお申込みにクーリング・オフの適用はありません。

2 責任開始期

- 引受保険会社にご加入(*)を承諾した場合、所定の加入日(*)から保険契約上の責任を負います。
ただし、半年払を併用されている場合、半年払保険料部分の責任開始日は所定の加入日(*)となります。
※所定の加入日(*)については、「加入申込票」、またはパンフレット等に記載された「加入(増額)日」です。
※詳細はパンフレット等の該当箇所をご確認ください。
- 引受保険会社の職員(営業職員、コールセンター担当者等)・代理店等にはご加入または保険料の増額を承諾する権限がありません。

3 年金・一時金をお支払いしない場合等

- 次のようなとき、年金・一時金をお支払いできないことやご加入を継続できないことがあります。
(1)遺族一時金・遺族年金の受取人が故意にご加入者(被保険者)を死亡させたとき
・その受取人が受取るようになっていた遺族一時金・遺族年金については、その受取人にはお支払いせず、ご加入者(被保険者)の他の遺族にお支払いします。
- (2)年金の継続受取人が故意にご加入者(被保険者)を死亡させたとき
・年金の継続受取人が受取るようになっていた年金については、その継続受取人にはお支払いせず、未支払いの年金原資をご加入者(被保険者)の他の遺族にお支払いします。
- (3)この保険契約全体のご加入者数(被保険者数)が15名未満となったとき
・引受保険会社はこの保険契約を解除することがあります。解除した場合、所定の払戻金をお支払いします。
- (4)保険料が払込まないまま猶予期間が経過したとき
・保険契約者から保険料が払込まないまま猶予期間が経過したときは、保険料の払込みが中止されたものとして取扱われ、遺族一時金の死亡加算はなくなります。
・保険料の払込みが中止された後、払込みが再開されないまま3年を経過したとき、引受保険会社はこの保険契約を解除することがあります。解除した場合、所定の払戻金をお支払いします。
- (5)ご契約時またはご加入時に保険契約者またはご加入者(被保険者)に詐欺の行為があったとき
・この保険契約の全部またはそのご加入者(被保険者)に関する部分が取消となる場合があります。取消となった場合、すでに払込まれた保険料は払戻しません。
- (6)ご契約後、ご加入後または年金支払事由発生後に以下①～④のこの保険契約の存続を困難とする重大な事由が発生したとき
・引受保険会社は、この保険契約の全部またはそのご加入者(被保険者)に関する部分を解除することがあります。解除した場合、所定の払戻金をお支払いします。
ただし、以下の③の事由にのみ遺族一時金・遺族年金の受取人、年金の継続受取人だけが該当した場合で、複数の遺族一時金・遺族年金の受取人、年金の継続受取人のうちの一部の遺族一時金・遺族年金の受取人、年金の継続受取人が以下の③の事由に該当したときに限り、継続年金・遺族一時金・遺族年金のうち、その受取人にお支払いすることになっていた継続年金・遺族一時金・遺族年金を除いた額を、他の遺族一時金・遺族年金の受取人、年金の継続受取人にお支払いします。

<重大な事由>

- ①保険契約者または受取人による年金を詐取する目的または他人に詐取させる目的での事故招致(未遂を含みます。)
 - ②この保険契約の年金・一時金の請求に関する年金の受取人または継続受取人の詐欺(未遂を含みます。)
 - ③保険契約者、ご加入者(被保険者)、遺族一時金・遺族年金の受取人、年金の受取人または継続受取人が、次の(ア)～(オ)のいずれかに該当するとき
(ア)暴力団、暴力団員(暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。)、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力(以下「反社会的勢力」といいます。)に該当すると認められること
(イ)反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等の関与をしていると認められること
(ウ)反社会的勢力を不当に利用していると認められること
(エ)反社会的勢力により企業等の経営を支配され、またはその経営に反社会的勢力による実質的な関与を受けていると認められること
(オ)その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること
- ④上記①②③の他、引受保険会社の保険契約者、ご加入者(被保

険者)、遺族一時金・遺族年金の受取人、年金の受取人または継続受取人に対する信頼を損ない、この保険契約の存続を困難とする上記①②③の事由と同等の重大な事由

4 積立金額(脱退一時金額)等

- 積立金額(脱退一時金額)および遺族一時金額は、積立期間によっては、払込保険料累計額を下回ることがあります。
- 詳細はパンフレット等の該当箇所をご確認ください。

5 基礎率(予定利率・予定死亡率等)の変更

- 引受保険会社は、金利水準の低下その他の著しい経済変動等、この保険契約の締結の際予見しえない事情の変更により特に必要と認めた場合には、保険業法および同法に基づく命令の定めるところにより、主務官庁に届け出たうえで基礎率(予定利率・予定死亡率等)を変更することがあります。
その結果、将来受取りを開始する年金・一時金が減少することがあります。

6 制度内容の変更

- 団体の福利厚生制度の変更等により、制度内容が変更される場合があります。また、これに伴い、給付内容、加入資格等が変更される場合があります。

7 生命保険契約者保護機構

- 引受保険会社は、生命保険契約者保護機構に加入しています。引受保険会社の業務もしくは財産の状況の変化により、年金額・一時金額・保険金額・給付金額等が削減されることがあります。なお、生命保険契約者保護機構の会員である生命保険会社が経営破綻に陥った場合には、生命保険契約者保護機構により、保険契約者保護の措置が図られることとなります。ただし、この場合にも、年金額・一時金額・保険金額・給付金額等が削減されることがあります。
- 保険契約者保護の措置の詳細については、生命保険契約者保護機構までお問合せください。
(お問合せ先)生命保険契約者保護機構
TEL 03-3286-2820
月曜日～金曜日(祝日、年末年始を除く)
午前9時～正午、午後1時～午後5時
ホームページアドレス <https://www.seihohogo.jp/>

8 年金・一時金のお支払いに関する留意事項

- お支払事由が発生する事象、年金・一時金をお支払いする場合またはお支払いしない場合等については、この「注意喚起情報」・「契約概要」・パンフレット等に記載しておりますので、ご確認ください。年金・一時金のご請求は、団体経由で行っていただく必要がありますので、年金・一時金のお支払事由が生じた場合、すみやかに団体のご相談窓口にご連絡ください。
- ご請求に応じて、年金・一時金をお支払いする必要がありますので、年金・一時金のお支払事由が生じた場合だけでなく、年金・一時金のお支払いの可能性があると思われる場合や、お支払いに関してご不明な点が生じた場合等についても、すみやかに団体のご相談窓口にご連絡ください。
- 年金・一時金のお支払事由が生じた場合、ご加入の契約内容によっては、他の年金・保険金等のお支払事由に該当することがありますので、ご不明な点等がある場合には、すみやかに団体のご相談窓口にご連絡ください。

9 ご相談窓口・指定紛争解決機関

- ご照会・苦情につきましては、パンフレット等に記載の団体窓口までお問合せください。(なお、引受保険会社へのご要望・苦情につきましては、同じくパンフレット等に記載の日本生命窓口までご連絡ください。)
- この商品に係る指定紛争解決機関は一般社団法人生命保険協会です。
- 一般社団法人生命保険協会の「生命保険相談所」では、電話・文書(電子メール・FAXは不可)・来訪により生命保険に関するさまざまなご相談・照会・苦情をお受けしております。また、全国各地に「連絡所」を設置し、電話にてお受けしております。[「生命保険相談所」・「連絡所」の連絡先は、ホームページアドレス <https://www.seiho.or.jp/> をご覧ください。]なお、生命保険相談所が苦情の申出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として1カ月を経過しても、保険契約者等と生命保険会社との間で解決がつかない場合については、指定紛争解決機関として、生命保険相談所内に裁定審査会を設け、保険契約者等の正当な利益の保護を図っております。

事務幹事会社 日本生命保険相互会社
K2020-118 日本2020企基-99-1(2020.8.11) 企注①簡-旧
日本-企-2022-707-12289-M(R5.1.16)

生命保険・病気とケガ〈生命保険部分〉 手続きのご案内

<正式名称>こども特約付年金払特約付団体定期保険
<引受保険会社>日本生命保険相互会社(事務幹事会社)

お支払いできる保険金の種類

※詳しい保障内容はパンフレットの該当箇所をご確認ください。

死亡保険金



高度障がい保険金



連絡いただく事項

※連絡をいただいた後、ご加入内容を確認させていただきます。

共通

- ◎お亡くなりになった方のお名前、生年月日、社員ご本人さまとの続柄、所属法人名・社員群(社員・週契約時間30時間以上のパートナース社員)・社員番号
- ◎連絡いただいた方のお名前、社員ご本人さまとの続柄、ご連絡先

死亡保険金

- ◎お亡くなりになった日(死亡日)
- ◎お亡くなりになった原因(病気、ケガ(事故)等)
- ◎事故の場合、事故原因、事故日

高度障がい保険金

- ◎障がいの程度・概要
- ◎ご本人さまの意思能力

ご連絡先

イトーヨーカドーの方

各店シスター経由



セブン・フィナンシャルサービス

上記以外の方

人事・厚生部門のいずれか



セブン・フィナンシャルサービス

提出いただく書類

※連絡いただいた後、必要書類をご案内・送付します。

※「○」:常に必要、「△」:場合により必要

	死亡保険金	高度障がい保険金	備考
保険金・給付金請求書(個人受取用)	○	○	引受保険会社所定のもの
死亡証明書または死亡診断書(死体検案書)【注1】	△		「死亡証明書」は引受保険会社所定のもの
障がい診断書		○	引受保険会社所定のもの
被保険者の戸籍謄本	○		死亡の記載があり、かつ受取人の特定ができるもの
受取人の本人確認書類(以下のいずれか)【注2】	△	△ (受取人が被保険者の場合は不要)	有効期間中のもの
・運転免許証(運転経歴証明書)のコピー ・パスポート(旅券番号の記載があるページ)のコピー ・マイナンバーカード(顔写真がある面)のコピー			

<注意いただきたい点(補足説明)>

【注1】当社所定の「死亡証明書」について

- ・当社所定の「死亡証明書」に代えて、一般の「死亡診断書(死体検案書)」でもお取扱いいたします。なお、死亡保険金のお支払事由の発生がご加入(増額・復活)から1年以内の場合には、後日所定の用紙での再提出をお願いする場合もございますので、ご了承ください。
- ・ご加入(増額・復活)から1年経過後に死亡保険金のお支払事由が発生した場合は、「死亡証明書」「死亡診断書(死体検案書)」のコピーでもお取扱いいたします。

- ・ご請求内容が以下①～④のすべてに該当することを団体に確認いただける場合、請求書下段の「死亡証明書(死亡診断書・死体検案書)」の省略についての記入欄にチェックいただくことで省略できます。

①ご加入(増額・復活)から死亡までの期間が1年超 ②ご請求内容が死亡保険金のみ ③死亡保険金額が5,000万円未満

④死因が「病死・自然死」「不慮の事故死(他殺は含まない)※」「自殺」のいずれか ※不慮の事故死とは、死因が「交通事故」「転倒・転落」「溺水」「煙、火災および火炎による傷害」「窒息」「中毒」等によるものをいいます。

【注2】「受取人の本人確認書類」について

- ・いずれも有効期間中のものをコピーのうえ、ご提出ください。
- ・「運転免許証(運転経歴証明書)のコピー」のご提出にあたり、住所変更・氏名変更されている場合は両面のコピーをご提出ください。

- ・「運転免許証(運転経歴証明書)」「パスポート」「マイナンバーカード」をお持ちでない場合は、「印鑑証明書(当社受付時点で発行後3カ月以内のもの)」をご提出のうえ、請求書に印鑑証明書と同一印を押印いただくことでお取扱い可能です。
- ・受取人が個人1名に特定され、かつ受取人口座へ送金するとき、以下の金額に該当する場合は省略することができます。

死亡保険金	300万円以下	高度障がい保険金	1,000万円未満
-------	---------	----------	-----------

<ご留意事項>

- 1) 状況に応じて、記載以外の書類を提出いただく場合や、必要書類を省略いただける場合がございます。
- 2) 保険金のご請求内容等の確認のため、当社職員または当社で委託した者が、契約者・被保険者・受取人・被保険者を診療した医師等に、病状や診療状況等を照会・確認させていただくことがあります。(上記照会・確認を妨げたり応じなかったときは、当社(日本生命保険相互会社)はその間は保険金をお支払いできません。)
- 3) 約款等に当たった判断や、追加の確認を含む事実確認の結果、ご要望に沿えずお支払いできない場合もあります。(43ページ「保険金のお支払事由」、44ページ「保険金をお支払いしない場合等(詳細)」もご覧ください。)
- 4) マイナンバーに関するお手続きが必要な場合は個別にご連絡いたします。

病気とケガ・終身介護・交通傷害・総合賠償・長期所得補償 手続のご案内

保険金をご請求される場合の
 お手続について

こんな時にご請求いただけます



Case 1
 病気で入院されたとき
 (病気とケガ)



Case 2
 ケガで通院されたとき
 (病気とケガ)



Case 3
 駅の階段でころんで
 ケガをされたとき
 (ただし、「交通傷害」においては改札
 口の内側) (病気とケガ・交通傷害)



Case 4
 自転車で人をはねて
 ケガを負わせたとき
 (総合賠償)

保険金請求の流れ

①書類提出でお手続きをされる場合

ご提出
 いただく
 書類



〈以下の書類のうち引受保険会社が求めるもの〉

- 引受保険会社所定の保険金請求書
- 引受保険会社所定の同意書
- 事故原因・損害状況に関する資料
- 被保険者またはその代理人の保険金請求であることを確認するための資料(住民票、健康保険証(写) 等)
- 引受保険会社所定の診断書
- 診療状況申告書
- 公の機関(やむを得ない場合は第三者)等の事故証明書
- 死亡診断書

- 他から支払われる損害賠償金・保険金、給付金等の額を確認する書類
 - 損害賠償の額および損害賠償請求権者を確認する書類
 - 引受保険会社所定の事故内容報告書、損害または費用の発生を確認する書類およびその他これらに類する書類
 - 休業・所得証明書
 - 所得を証明する書類(源泉徴収票、確定申告書 等)
- ※事故の内容、損害額等に応じて上記の書類以外の書類をご提出いただくよう願います。

提出先



本人



各社担当者
 各法人人事部・
 会事務局

株式会社セブン・フィナンシャルサービス
 (IY店舗の場合はシスター経由)

TEL:0120-198-409(平日9:00~17:30)
 本体内線番号:2140

セブン・フィナンシャルサービスはご請求手続の相談窓口となります。
 ※保険金の支払い可否は保険会社(三井住友海上)の判断となります。

※終身介護・総合賠償(携行品損害を除く)・長期所得補償の場合は、別途セブン・フィナンシャルサービスにお問い合わせください。

②WEBでお手続きをされる場合

「病気とケガ」「交通傷害」「携行品損害」の場合、パソコン・スマートフォンでもお手続きいただけます。*

スマートフォンの方

右記からアクセスしてください。

パソコンの方

従業員ホームページにアクセスしてください。

ハイライフプラン請求



検索



※「終身介護」「長期所得」「総合賠償(携行品以外)」の場合は、セブン・フィナンシャルサービスまでご連絡ください。TEL 0120-198-409(平日9:00~17:30)

ハイライフ年金 手続きのご案内

ハイライフ年金担当部門(ご照会先)

この保険に関するお手続きやご加入に際しての生命保険会社に対するご照会につきましては、ご契約者(団体) 経由にて承りますので、以下のご照会先へお問合せください。

イトーヨーカドーの方

各店シスター・事務担当

上記以外の方

所属事業所の責任者

セブン・フィナンシャルサービス

 **0120-198-409**

積立金の残高について

- 月払保険料は毎月の給与から、半年払保険料は夏期と冬期の賞与から控除します。
- その他ご照会については上記ご照会先にお問合せください。

手続きの流れ

担当部門にご連絡

ご照会先は
上記をご参照ください。



専用用紙に記入

担当部門から書類が届き次第、
ご記入、押印をお願いします。(※)
本人控は大切に保管ください。



セブン・フィナンシャル サービス

 **0120-198-409**
(平日9:00 ~ 17:30)
本部内線番号: 2140

※マイナンバーに関するお手続きが必要な場合は個別にご連絡いたします。

中途払出手続き・残高照会はパソコン・スマートフォンでも手続きいただけます。



詳しくは右記QRコードもしくは検索ワードでアクセスし、
お手続き方法をご確認ください。

▼ 検索はこちら!

セブンアイ ハイライフ  検索



◇QRコードは(株)デンソーウェーブの商標です。

各手続きについて

保険料の払込中断

- 半年払を活用される場合でも、月払のご加入が必要です。(月払のみは可能。)したがって、月払保険料のお払込みを中断する場合は、半年払保険料のお払込みも中断となります。
- (※)以下の事由に該当する場合に限り、保険料のお払込みを中断することができます。
 - ①災害 ②疾病・障がい(親族の疾病・障がいおよび死亡を含む。)
 - ③住宅の取得 ④教育(親族の教育を含む。)
 - ⑤結婚(親族の結婚を含む。)
 - ⑥債務の弁済 ⑦その他、ご加入者(被保険者)が保険料の拠出に支障のある場合
- ハイライフ年金の保険料の払込を中断される場合は、「加入申込票」ハイライフ年金欄の「月払・賞与払同時中断」「賞与払のみ中断」のいずれかを○囲みし、ご提出ください。
ただし、web申込および一斉募集期間外の場合は、別途、「保険料増減額申込書」をご記入のうえ、ご提出ください。

保険料積立金の中途払出(減口)

- 保険料積立金の中途払出(減口)は最低10万円以上、1万円単位でお取扱いします。
- 受取りまでの日数は、書類が不備のない状態で提出いただいた後、約2週間要します。
- 請求書に記入いただいた住所に日本生命から「お支払通知書」が送付されますので、必ずご確認ください。
- (※)以下の事由に該当する場合に限り、保険料積立金の一部を払出すこと(減口)ができます。
 - ①災害 ②疾病・障がい(親族の疾病・障がいおよび死亡を含む。)
 - ③住宅の取得 ④教育(親族の教育を含む。)
 - ⑤結婚(親族の結婚を含む。)
 - ⑥債務の弁済

年金の据置

- 1年単位で最長10年まで、年金の受取開始を据置くことができます。
- 据置期間中は、保険料のお払込みや据置期間の変更、保険料積立金の中途払出(減口)はお取扱いできません。

- その他年金、脱退一時金などのお手続きにつきましては、上記ご照会先にお問合せください。
- 詳しい制度内容については当パンフレットの内容を必ずご確認ください。

加入申込票記入例

【生命保険】【病気とケガ(生命保険部分)】【ハイレライフ年金】

〈押印〉
3枚とも朱肉印で押印してください。
(回転印不可)

※黒ボールペンで強くご記入ください。

〈加入申込日(告知日)〉

「加入申込票」を記入された日を
和暦でご記入ください。

〈ご署名〉

〈自署欄〉にフルネームでご署名く
ださい。

〈申込区分〉

②、③、④は○印だけでなく、
必ず申込内容を以下の保険
制度欄にもご記入ください。

②内容変更の場合

…申込いただく箇所に○印、取りや
めるプラン(機械印字○)に×印を
記入いただき訂正印(申込印と同
一印)を押印してください。訂正印
(申込印と同一印)は3枚とも押印
してください。
(ハイレライフ年金は今回合計申込
分欄に変更後の総口数をご記入
ください。)

③全て脱退の場合

…加入しているプラン(機械印字○)
全てに×を記入いただき、訂正印
(申込印と同一印)を押印してくだ
さい。訂正印(申込印と同一印)は
3枚とも押印してください。
(ハイレライフ年金は保険制度欄の脱
退希望の項目に○をしてください。)

④新規加入の場合

…申込いただく箇所に○印をご記
入ください。
(ハイレライフ年金は今回合計申込分
欄に申込口数をご記入ください。)

※②③について×で訂正されてい
ない場合は、現在の内容が優先
され、変更となりません。

※ご自身が記入された箇所を訂正
される場合は必ず×印をご記入
のうえ、訂正印(申込印と同一印)
を押印してください。(加筆訂正
は不備となります)訂正印(申込
印と同一印)は3枚とも押印して
ください。

令和5年度 **セブン&アイ** HLDGS. ハイレライフプラン加入申込票 兼健康状況告知書 (団体総合生活補償保険(MS&AD型)、団体
※印の項目は、ご契約に際して引受保険会社がおたずねする特に重要な事項(告知事項)です。事実と相違する場合は、ご契約を解除し、
保険金をお支払いできないことがありますので十分にご確認のうえご回答(記入)ください。

加入申込日 全票必ず記入
告知日 令和 5 年 4 月 12 日

加入者氏名 カタカナ
レイワ ナナオ

加入者氏名 姓 名
令和 ナナオ

2~4枚目

法人コード 01 店部コード 001 事業部コード 91001 社員番号 1234567 事業部カナ バックルーム

※該当の番号に○印をご記入ください。

現在ハイレライフプランに加入している

①そのまま継続 ②内容変更 ③全て脱退 ④新規加入 ⑤今年度も加入しない

③全て脱退
ご加入の機械印字を全て
×をご記入ください。

④新規加入
ご加入の機械印字を全て
○をご記入ください。

⑤今年度も加入しない
ご加入の機械印字を全て
×をご記入ください。

被保険者名(カタカナ)
カタカナでご記入ください。

2,4枚目
のみ押印

※職業・職名(カタカナ)
※職種コード 級別

生命保険
病気とケガ(団体定期保険)生命保険の加入日
(効力発生日は令和5年7月1日です。)

プラン名
スタンダード ワイド レディース 天竺

5万 10万 15万
5万 10万 15万
5万 10万 15万

長期所得補償
質問1 質問2 該当疾病 特定疾病対象外
10 20 30 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31 32 33 34 35 36 37 38 39 40 41 42 43 44 45 46 47 48 49 50 51 52 53 54 55 56 57 58 59 60 61 62 63 64 65 66 67 68 69 70 71 72 73 74 75 76 77 78 79 80 81 82 83 84 85 86 87 88 89 90 91 92 93 94 95 96 97 98 99 100

※生年月日 ※年齢 (R5.7.1現在) ※性別
60年 5月 18日 38 才 男性 女性

ハイレライフ年金
月払 賞与払(半年払)
月加入 20000 賞与加入 30000
今回合計 申込分 3,000,000 今回合計 申込分 7,000,000

脱退希望 (月払賞与払同時申請) (賞与払のみ中断) (拠出型企業年金保険) (ハイレライフ年金)
※保険料を払込中断 ※賞与払(半年払)に
拠出型企業年金保険

被保険者名(カタカナ)
カタカナでご記入ください。

2,4枚目
のみ押印

※職業・職名(カタカナ)
※職種コード 級別

生命保険
病気とケガ(団体定期保険)生命保険の加入日
(効力発生日は令和5年7月1日です。)

プラン名
スタンダード ワイド レディース 天竺

5万 10万 15万
5万 10万 15万
5万 10万 15万

長期所得補償
質問1 質問2 該当疾病 特定疾病対象外
10 20 30 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31 32 33 34 35 36 37 38 39 40 41 42 43 44 45 46 47 48 49 50 51 52 53 54 55 56 57 58 59 60 61 62 63 64 65 66 67 68 69 70 71 72 73 74 75 76 77 78 79 80 81 82 83 84 85 86 87 88 89 90 91 92 93 94 95 96 97 98 99 100

※生年月日 ※年齢 (R5.7.1現在) ※性別
60年 8月 2日 37 才 男性 女性

ハイレライフ年金
月払 賞与払(半年払)
月加入 20000 賞与加入 30000
今回合計 申込分 3,000,000 今回合計 申込分 7,000,000

脱退希望 (月払賞与払同時申請) (賞与払のみ中断) (拠出型企業年金保険) (ハイレライフ年金)
※保険料を払込中断 ※賞与払(半年払)に
拠出型企業年金保険

被保険者名(カタカナ)
カタカナでご記入ください。

2,4枚目
のみ押印

※職業・職名(カタカナ)
※職種コード 級別

生命保険
病気とケガ(団体定期保険)生命保険の加入日
(効力発生日は令和5年7月1日です。)

プラン名
スタンダード ワイド レディース 天竺

5万 10万 15万
5万 10万 15万
5万 10万 15万

長期所得補償
質問1 質問2 該当疾病 特定疾病対象外
10 20 30 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31 32 33 34 35 36 37 38 39 40 41 42 43 44 45 46 47 48 49 50 51 52 53 54 55 56 57 58 59 60 61 62 63 64 65 66 67 68 69 70 71 72 73 74 75 76 77 78 79 80 81 82 83 84 85 86 87 88 89 90 91 92 93 94 95 96 97 98 99 100

※生年月日 ※年齢 (R5.7.1現在) ※性別
21年 7月 7日 13 才 男性 女性

ハイレライフ年金
月払 賞与払(半年払)
月加入 20000 賞与加入 30000
今回合計 申込分 3,000,000 今回合計 申込分 7,000,000

脱退希望 (月払賞与払同時申請) (賞与払のみ中断) (拠出型企業年金保険) (ハイレライフ年金)
※保険料を払込中断 ※賞与払(半年払)に
拠出型企業年金保険

被保険者名(カタカナ)
カタカナでご記入ください。

2,4枚目
のみ押印

※職業・職名(カタカナ)
※職種コード 級別

生命保険
病気とケガ(団体定期保険)生命保険の加入日
(効力発生日は令和5年7月1日です。)

プラン名
スタンダード ワイド レディース 天竺

5万 10万 15万
5万 10万 15万
5万 10万 15万

長期所得補償
質問1 質問2 該当疾病 特定疾病対象外
10 20 30 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31 32 33 34 35 36 37 38 39 40 41 42 43 44 45 46 47 48 49 50 51 52 53 54 55 56 57 58 59 60 61 62 63 64 65 66 67 68 69 70 71 72 73 74 75 76 77 78 79 80 81 82 83 84 85 86 87 88 89 90 91 92 93 94 95 96 97 98 99 100

※生年月日 ※年齢 (R5.7.1現在) ※性別
24年 1月 8日 11 才 男性 女性

ハイレライフ年金
月払 賞与払(半年払)
月加入 20000 賞与加入 30000
今回合計 申込分 3,000,000 今回合計 申込分 7,000,000

脱退希望 (月払賞与払同時申請) (賞与払のみ中断) (拠出型企業年金保険) (ハイレライフ年金)
※保険料を払込中断 ※賞与払(半年払)に
拠出型企業年金保険

被保険者名(カタカナ)
カタカナでご記入ください。

2,4枚目
のみ押印

※職業・職名(カタカナ)
※職種コード 級別

生命保険
病気とケガ(団体定期保険)生命保険の加入日
(効力発生日は令和5年7月1日です。)

プラン名
スタンダード ワイド レディース 天竺

5万 10万 15万
5万 10万 15万
5万 10万 15万

長期所得補償
質問1 質問2 該当疾病 特定疾病対象外
10 20 30 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31 32 33 34 35 36 37 38 39 40 41 42 43 44 45 46 47 48 49 50 51 52 53 54 55 56 57 58 59 60 61 62 63 64 65 66 67 68 69 70 71 72 73 74 75 76 77 78 79 80 81 82 83 84 85 86 87 88 89 90 91 92 93 94 95 96 97 98 99 100

※生年月日 ※年齢 (R5.7.1現在) ※性別
年 月 日 才 男性 女性

ハイレライフ年金
月払 賞与払(半年払)
月加入 20000 賞与加入 30000
今回合計 申込分 3,000,000 今回合計 申込分 7,000,000

脱退希望 (月払賞与払同時申請) (賞与払のみ中断) (拠出型企業年金保険) (ハイレライフ年金)
※保険料を払込中断 ※賞与払(半年払)に
拠出型企業年金保険

被保険者名(カタカナ)
カタカナでご記入ください。

2,4枚目
のみ押印

※職業・職名(カタカナ)
※職種コード 級別

生命保険
病気とケガ(団体定期保険)生命保険の加入日
(効力発生日は令和5年7月1日です。)

プラン名
スタンダード ワイド レディース 天竺

5万 10万 15万
5万 10万 15万
5万 10万 15万

長期所得補償
質問1 質問2 該当疾病 特定疾病対象外
10 20 30 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31 32 33 34 35 36 37 38 39 40 41 42 43 44 45 46 47 48 49 50 51 52 53 54 55 56 57 58 59 60 61 62 63 64 65 66 67 68 69 70 71 72 73 74 75 76 77 78 79 80 81 82 83 84 85 86 87 88 89 90 91 92 93 94 95 96 97 98 99 100

※生年月日 ※年齢 (R5.7.1現在) ※性別
年 月 日 才 男性 女性

ハイレライフ年金
月払 賞与払(半年払)
月加入 20000 賞与加入 30000
今回合計 申込分 3,000,000 今回合計 申込分 7,000,000

脱退希望 (月払賞与払同時申請) (賞与払のみ中断) (拠出型企業年金保険) (ハイレライフ年金)
※保険料を払込中断 ※賞与払(半年払)に
拠出型企業年金保険

- 新規に加入される方はご記入のうえ、押印してください。
 - 氏名は全てカタカナでご記入ください。
 - 性別に○印をご記入ください。
 - 生年月日をご記入ください。(年号は○印をご記入ください。)
 - 配偶者・子ども申込みされる場合にご記入のうえ、押印してください。(加入資格のある子どもは全員同額でご加入ください。)
 - 配偶者・子どもは本人と同額もしくはそれ以下の保障額でお申込みください。
 - 子どもが未成年の場合は、親権者が押印してください。
 - 姓のみのご印鑑の場合は、配偶者・子どもは同一印で構いません。
 - 回転印は使用できません。
- ※年齢は令和5年7月1日時点の年齢をご記入ください。(お申込日時点ではありませんのでご注意ください。)
- ※保障額については当パンフレットの該当ページを参照してください。

【青字】

あらかじめ印字されている箇所

【赤字】

記入いただく箇所

【病氣とケガ】【終身介護】【交通傷害】【総合賠償】【長期所得補償】

〈押印〉
3枚とも朱肉印で押印ください。
(回転印不可)

「加入申込票」を記入された日を和暦でご記入ください。

〈自署欄〉にフルネームでご署名ください。

「申込区分」欄への記入だけではお手続きされないため、必ず申込内容を下の記入欄にもご記入ください。

申込印(告知印)を押印ください。
〔押印は本人控(1枚目)と日本生命
提出用(3枚目)のみ〕

〈職業・職務〉
 申込票裏面の職種コード一覧を
 ご参照の上、
 ●職業名
 ●職種コード
 ●級別
 を記入してください。

新規または追加でお申込をいただく場合は、

- 被保険者名(カタカナ)
- 生年月日(和暦)
- 年令※
- 性別

を記入してください。

※年令は令和5年7月1日時点の年令を記入してください。

(お申込日時点ではありませんのでご注意ください。)

※現在ご加入中のプランを変更する場合、×印を記入、訂正印を押印のうえ、ご希望のプランをご記入ください。

ご記入いただく箇所

保険金額の増額、疾病を補償する特約(がん診断保険金オプショナル)を追加される場合は健康状況の告知が必要となります。その際告知された特定の疾病・病状群については「病気とケガ」すべての補償対象外となりますので、告知する疾病がある方は同プランでのご継続をおすすめします。

〈加入内容を変更する場合〉

印字されている箇所を×で訂正し、新しい申込箇所には○印をご記入いただき、訂正印を押印ください。

(×で訂正がされていない場合は、現在の内容が優先され、変更となりません。)

〈全て解約する場合〉

申込区分欄の「③加入を取りやめる(脱退する)」に○印をご記入のうえ、

印字されている箇所を全て×で抹消し、

申込印と同一の訂正印を押印してください。

総合生活補償保険(傷害補償(標準型)特約付)、団体長期障害所得補償保険、団体定期保険、拠出型企業年金保険)

本人控

役員・社員用

旧加入者番号	旧加入者 顔写真	加入者番号
保 険 期 間		
<損害保険>令和5年7月1日午後4時から令和6年7月1日午後4時まで <生命保険>令和5年7月1日から令和6年6月30日まで		

<申込締切日>
4月14日(金)

「あり」に○をした場合、必ず3枚目の裏面の「※他の保険契約等」を記入してください。この記入のない場合には「なし」と回答したこととなります。

※他の保険契約等
(注) 他社の保険会社等における契約を含みます。同様の危険を補償する他の保険契約等(普通傷害保険、家族傷害保険、交通傷害保険、傷害疾病保険、所得補償保険等)をいし、共済契約を含みます。)

保険金請求歴
(注) はりひらの保険会社等への保険金請求を含みます。過去3年以内に病気またはケガで保険金(5万円以上)を請求または受領したことがありますか。

の死亡保険金受取人について

死亡保険金受取人は、配偶者、子(子が死亡している場合は、その直系卑属)、父母、祖父母、兄弟姉妹の順に指定があるものとします。

子どもの死亡保険金受取人は、主たる被保険者(本人)となります。

に新規加入・増額される方全員と病気とケガに新規加入・増額される従業員ご本人様はこちらの告知事項にご回答ください

①新規加入・増額する申込者は、告知欄の「はい」に○印をご記入ください。
②裏面の質問事項について「はい」の答えがある申込者がいます。該当者についてあわせて「被保険者の告知書」を提出します。
③「はい」の答えがある申込者氏名(カタカナで記入ください。)

オプション		「はい」がある場合 ※健康状況告知書質問事項回答欄 (病気とケガ)		終身介護		「はい」がある場合 ※健康状況告知書質問事項回答欄 (終身介護)	
介護	がん診断	質問1	質問2	質問3	該当疾病	質問1	質問2
加入する	100万	はい	はい	はい	A欄	はい	はい
	50万	いいえ	いいえ	いいえ	日欄	いいえ	いいえ
		2	2	2	2	2	2

①病気とケガ：健康状況告知に「はい」がある場合、特定疾病対象外での引受となります。
②新規加入・増額(オプション含む)される場合は必ずご回答ください。

①終身介護：健康状況告知に「はい」がある場合、特定疾病対象外での引受となります。A欄疾病に該当する場合はご記入いただけません。
②新規加入・増額(オプション含む)される場合は必ずご回答ください。

①加入(変更)年月日：令和5年7月1日 責任開始は加入(変更)年月日からとなります。

②脱退を希望する場合は○印をご記入ください。なお、この申込紙だけでは手続きが完了しませんので、別途「給付金請求書」をご提出ください。

③給付金請求書は○印をご記入ください。

④ご加入される場合、月払のご加入が必要です。

⑤において、新規加入・保険料増額後一定期間は、積立金額(脱退一時金額)が払込保険料の合計額を下回ることについて承知しました。

オプション		「はい」がある場合 ※健康状況告知書質問事項回答欄 (病気とケガ)		終身介護		「はい」がある場合 ※健康状況告知書質問事項回答欄 (終身介護)		交通傷害	
介護	がん診断	質問1	質問2	質問3	該当疾病	質問1	質問2	質問3	該当疾病
加入する	100万	はい	はい	はい	A欄	はい	はい	はい	RO
	50万	いいえ	いいえ	いいえ	日欄	いいえ	いいえ	いいえ	30
		2	2	2	2	2	2	2	20

K21-36 DC221005 2022/12 AGF61 B (73)

〈新規でお申しいただく場合〉

お申しいただく箇所には○をしてください。

〈他の保険契約等、保険金請求歴について〉

「病気とケガ」「終身介護」「交通傷害」「総合賠償」「長期所得補償」にお申しいただく方で、該当がある場合ありに○をして、加入申込票裏面に内容をご記入ください。

〈健康状況告知について〉

「病気とケガ」「終身介護」「長期所得補償」に新規加入、増額される場合、必ずご回答ください。

(プランを変更しない場合は不要)

告知事項は加入申込票裏面「質問1、2、3」をご覧ください。

告知が必要な方

新規加入		○
増額		○
プラン変更 例) スタンダード→ワイド		○
減額 例) 入院日額 10,000円→5,000円		×
変更なし		×

告知内容によってはご加入のお引受について条件がつく場合があります。

52ページ～53ページ「健康状況告知書」ご記入のご案内にも合わせてご確認ください。

※疾病コード、疾病名称の記入方法について裏面の「疾病・症状一覧表」をご参照いただき、告知をする疾病が記載されている枠を確認します。

(1) 病名がある場合

①その疾病が「A欄・B欄」のどちらに該当するかを表の上部で確認し、該当疾病欄に○をしてください。

②該当する枠の左側のコードを確認し、「疾病コード」欄にコードのみ記入して下さい。疾病名称の記入は不要です。

(例：急性胃炎→該当疾病：B、疾病コード：B0)

(2) 病名がない場合

①疾病コード欄に「R0」と記入して下さい。該当疾病欄の記入は不要です。

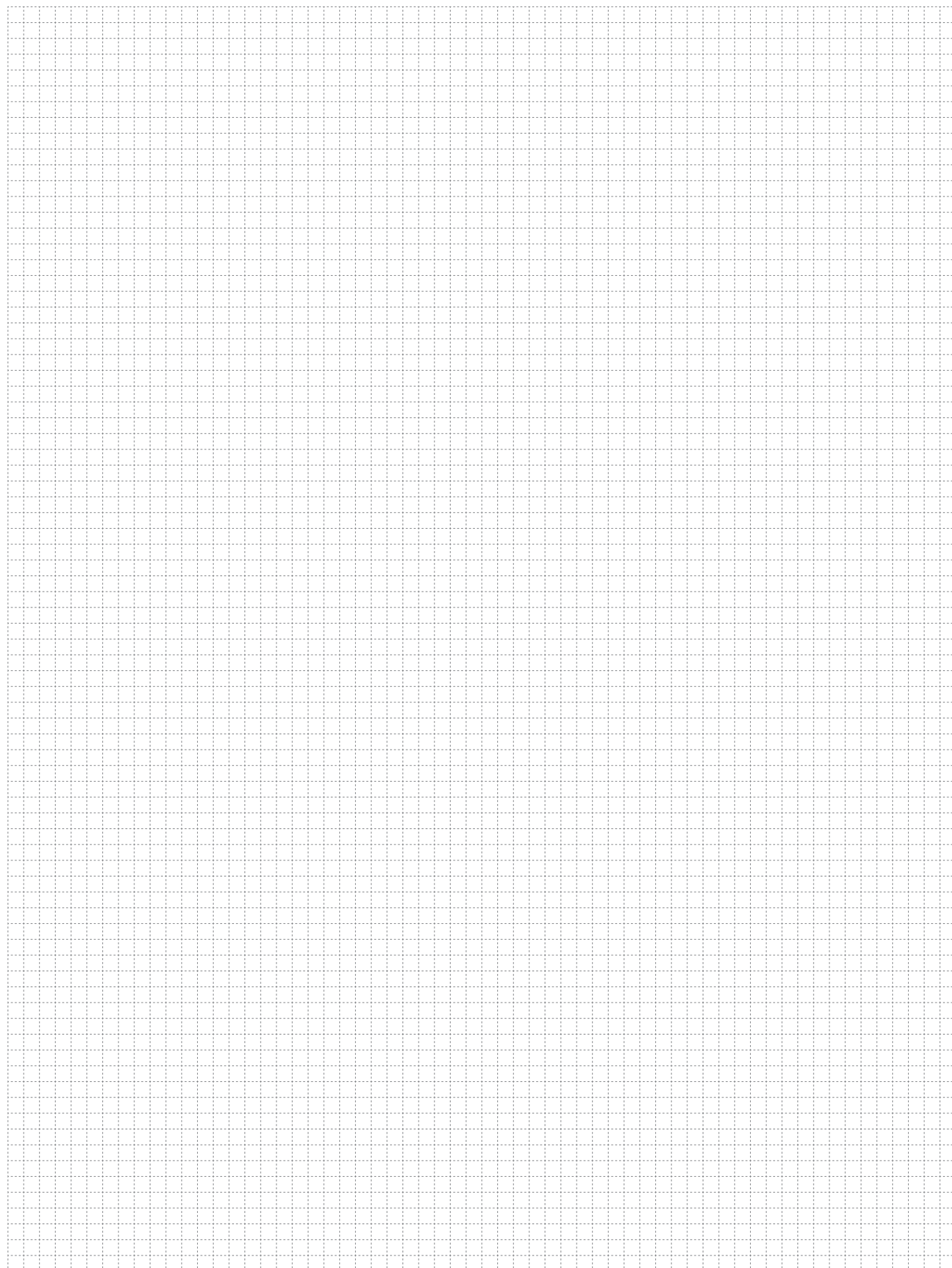
②疾病名称欄に告知いただく疾病の名称をカタカナで記入して下さい。

(3) 告知いただく病気がない場合
質問1から質問3(質問3については満16才以上の女性のみの「いいえ」欄に○をして下さい。該当疾病、疾病コード、疾病名称の記入は不要です。

保険金・給付金の請求等

●内容のお問い合わせ、保険金の請求は代理店・扱者「株式会社セブン・フィナンシャルサービス」にご連絡ください。(TEL：0120-198-409(平日9:00～17:30))

MEMO





一斉募集期間以外でも、ハイレイフプランに加入できます!

毎月加入でお申込みの場合

[ご加入までのスケジュール]



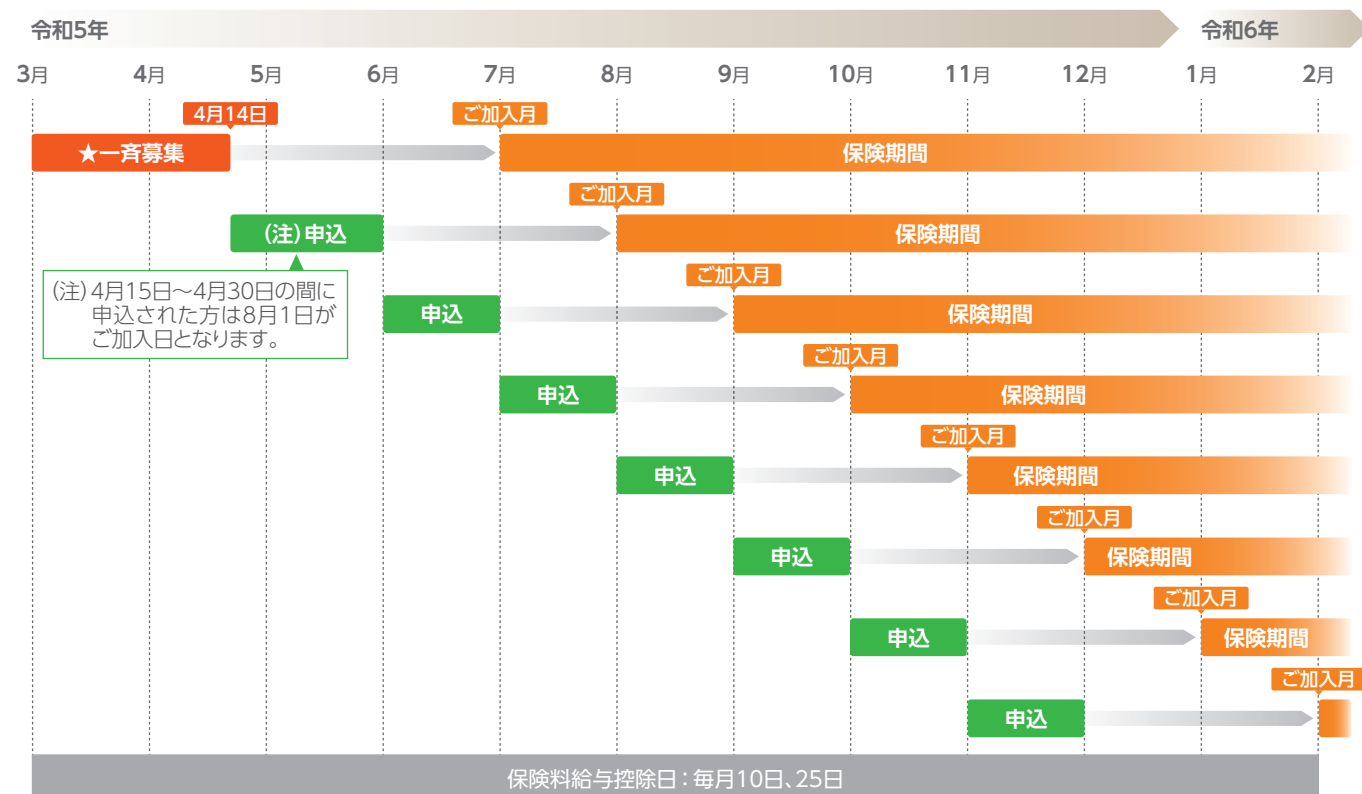
申込締切日: 毎月月末

ご加入日(補償開始日): 加入申込票をご提出された月の3カ月後の1日午前0時

保険期間: 生命保険 ▶ ご加入から令和6年6月30日まで (ご加入日が令和5年8月1日~)
損害保険 ▶ ご加入から令和6年7月1日午後4時まで (令和6年5月1日までの方)
(病気とケガ、交通傷害、総合賠償、長期所得補償)

保険料給与控除開始日: ご加入日の属する月の25日(役員・正社員)、または
10日(週契約時間20時間以上のパートナー社員、週契約時間30時間以上のパートナー社員)

【ご加入までのイメージ】



★3月15日~4月14日までは年1回の一斉募集期間のため、毎月加入のお手続きと異なりますので、十分ご注意ください。
詳細は、一斉募集時に発信される案内をご確認ください。

引受保険会社

【生命保険・病気とケガ(生命保険部分)・ハイレイフ年金】

日本生命保険相互会社(事務幹事会社)

〒100-8288 東京都千代田区丸の内1-6-6 日本生命丸の内ビル

【病気とケガ・終身介護・交通傷害・総合賠償・長期所得補償】

三井住友海上火災保険株式会社(幹事会社)

〒101-8011 東京都千代田区神田駿河台3-11-1

事務受託/代理店・扱者

○ **株式会社セブン・フィナンシャルサービス**

〒102-8432 東京都千代田区二番町4番地5

☎ **0120-938-820** (平日9:00 ~ 17:30)

🌐 <https://www.7fin.jp>

